

公立図書館未設置市町村への支援から見る
県立図書館の役割：茨城県を事例として

筑波大学

図書館情報メディア研究科

2019年3月

西川啓子

目次

1章 序論	1
1.1 研究の背景と目的.....	1
1.2. 先行研究.....	2
1.3. 研究方法.....	3
2章 都道府県立図書館による市町村立図書館支援	6
2.1 都道府県立図書館の役割に関する議論の変遷.....	6
2.1.1 戦前の図書館令による「中央図書館制度」と都道府県立図書館.....	6
2.1.2 「中小レポート」以後の都道府県立図書館の役割をめぐる議論.....	7
2.1.2.1 市町村立図書館支援論.....	7
2.1.2.2 役割分担論・第二線図書館論・機能分担論	8
2.2 政策文書に見る都道府県立図書館の役割	9
2.3 二重行政問題.....	10
2.4 都道府県立図書館のあり方を問い直す動き	11
2.5 都道府県立図書館による公立図書館未設置市町村への支援	11
2.6 まとめ.....	12
3章 茨城県立図書館による市町村立図書館支援.....	15
3.1 茨城県立図書館の概要	15
3.2 市町村支援の変遷.....	17
3.2.1 戦前の市町村支援.....	17
3.2.2 戦後の市町村支援.....	18
3.3 市町村立図書館支援の現状.....	24
3.4 茨城県立図書館評価に見る市町村立図書館支援	27
3.5 茨城県内の公立図書館設置状況と未設置自治体の現況	28
3.6 茨城県内公立図書館未設置自治体に対する支援の現状と課題（聞き取り調査結果）	29
3.6.1 聞き取り調査の対象・方法と質問事項	29
3.6.2 聞き取り調査の結果	30
3.7 まとめ.....	42
4章 茨城県内の公立図書館未設置市町村から見た支援.....	46
4.1 公民館図書室の法的な位置づけ.....	46
4.2 公民館図書室への聞き取り調査.....	47
4.2.1 聞き取り調査の概要	47
4.3 桜川市（真壁伝承館真壁図書館）への聞き取り調査	48

4.4	大子町（中央公民館別館図書館「プチ・ソフィア」）への聞き取り調査	56
4.5	大洗町（中央公民館図書室）への聞き取り調査	61
4.6	境町（中央公民館図書室）への聞き取り調査	69
4.7	五霞町（中央公民館図書室）への聞き取り調査	75
4.8	美浦村（中央公民館図書室）への聞き取り調査	80
4.9	河内町（中央公民館図書室）への聞き取り調査	87
4.10	まとめ	94
5章	結論	96
5.1	考察	96
5.2	今後の課題	97
	謝辞	98
	参考文献一覧	99
	参考資料	

1 章 序論

1.1 研究の背景と目的

2000年代に入り、小泉純一郎内閣は構造改革の一環として地方分権の推進と、地方交付税の大幅な削減を主な内容とする「三位一体の改革」を行った。これにより進んだ「平成の大合併」と呼ばれる大規模な市町村合併の動きは、2005（平成17）年から2006（平成18）年にかけてピークを迎え、新合併特例法¹⁾の適用期間が終了した2010（平成22）年に一応の区切りをみたが、その結果1999（平成11）年3月末には3,232あった市町村数は、2010（平成22）年3月末には1,727となり、市の数の増加とともに町村数は激減した²⁾。

このような社会的枠組みの変化は、公立図書館を取り巻く状況にも大きな変革の波をもたらすこととなった。それまでの町村立図書館の多くは市立図書館へと新たに変わるか、もしくは市立図書館に分館として編入され、その結果として短期間に市町村立図書館の設置率は大幅に増加し、サービスを提供する地域の範囲も拡大した。これにより以前から議論されてきた市町村立図書館との役割の差別化に対する都道府県立図書館の説明責任はますます問われることとなり、都道府県立図書館の在り方を問い直す動きが改めて活発化したのである。

2001（平成13）年に文部科学省により告示された「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」³⁾において、都道府県立図書館は「市区町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内の図書館間の連絡調整に努めるもの」⁴⁾であり、また「図書館を設置していない市町村の求めに応じて、図書館の設置に関し必要な援助を行うよう努めるものとする」⁵⁾とされ、市区町村立図書館に対して援助を行う図書館であるべきことが明確にされている。このことは2012（平成24）年に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」⁶⁾でも、同様の規定がなされている。さらに2006（平成18）年に同じく文部科学省により公表された提言「これからの図書館像」⁷⁾の中でも、都道府県立図書館は「市町村立図書館への支援や、公立図書館間や館種の異なる図書館間での連携の中心になること」⁸⁾が求められており、「調査・研究機能を活用して、市町村立図書館や地域の大学等と連携協力し、図書館の新しいサービスやサービスの評価方法の調査・研究開発に努めることが求められる」⁹⁾として、市町村立図書館に対する支援に加えて独自の役割を担うべき存在であることも期待されている。

一方で、「平成の大合併」までは図書館未設置市町村だった地域が、既設置市町村との合併や編入によってその一部となり、市立図書館サービスを受けられるようになったとし

ても、その地域に新たに図書館が設置されない限り、図書館からの距離が遠い地域であることに変わりはない。また合併や編入を行わない選択をした町村の公立図書館設置率も依然低いままであるという現状があり¹⁰⁾、このような地域にとって都道府県立図書館が行う図書館サービスに対する期待は大きいと推察される。かねてより都道府県立図書館はその域内の市町村立図書館に対して、相互貸借の取りまとめや協力車による搬送業務・図書館職員のための研修会の企画と実施・団体用図書の貸出・郷土資料の収集や提供といった支援業務を行ってきており、さらに公立図書館未設置市町村に対しては図書館設置のための助言等の支援、また学校図書館に対しても授業用図書の団体貸出や司書の派遣といった支援を実施しており、それに対する実績や一定の評価が各都道府県において出されてきている。

しかし図書館から遠く離れた地域を多く抱える市町村立図書館に対してや、とくに公立図書館が未設置の状態である市町村に対して都道府県立図書館が行っている具体的な支援内容に関する詳細な事例は少なく、そのような地域が都道府県立図書館に対してどのような支援を求めているのか、といった実情については明らかにされていない部分が多いと考える。都道府県立図書館による域内の公立図書館未設置市町村に対して行っている支援と、公立図書館未設置市町村が県立図書館に求めている支援について、双方の現状を照らし合わせて分析することにより、現時点での問題点及び今後に向けた課題が明らかになると考えられる。

そこで本研究では、都道府県立図書館が公立図書館未設置市町村に対して行っている支援と、公立図書館未設置市町村が都道府県立図書館に対して求めている支援について、双方向からその現状と課題を明らかにすることにより、今後の都道府県立図書館による公立図書館未設置市町村への効果的な支援のあり方について考察することを目的とする。

1.2. 先行研究

先行研究として以下の論文を挙げる。

濱田幸夫. “都道府県による市町村立図書館の支援等に関する調査”. 地域の人々に役立つ公共図書館を目指して. 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科図書館流通センター図書館経営寄附講座, 2009, 232p., (図書館流通センター図書館経営寄附講座・調査研究報告, 2). ¹¹⁾

この論文では、市町村立図書館の運営に対して都道府県立図書館が行う支援策の内容と、支援を受ける立場の市町村立図書館に対してその活用状況、効果等を調査し比較・検

討している。全国の都道府県立図書館 47 館、7 県（茨城県を含む）の市町村立図書館 175 館と図書館未設置市町村 40 市町村を対象にした質問紙調査（回答率：都道府県立図書館 70%、市町村立図書館 75%、図書館未設置市町村 58%）を行っている（調査時期は 2007 年 1 月から 2 月）。

調査の内容は、市町村立図書館の支援方策について関連文献などから選択した具体的かつ詳細な項目を提示しており（①都道府県立図書館 29 項目、②市町村立図書館 28 項目、③図書館未設置市町村 30 項目）、実施の有無とその効果、また今後の支援策等について、その回答を①②③それぞれに分けて分析と考察を行い、総合的に検討している。

調査結果から、市町村立図書館への支援策の実施状況には都道府県間で差があること、都道府県立図書館による支援策の実施率が高い項目は、市町村立図書館の側でも満足度が高く、結果としておおむね高い評価を得ている傾向があること、しかしすでに自県で実施されている支援策にも関わらず市町村立図書館側では把握していないこともあり今後は周知の必要があること等の分析がなされている。また、図書館未設置市町村への調査では都道府県立図書館に対する要望等について自由記述により具体的な意見を得ており、今後どのような支援策を要望しているのか、さらに問題点等も浮き彫りにしている。

しかし 7 県の 23 市町村を対象に行ったアンケート調査であるため、個々の市町村が持つ独自の地域性等についての考慮はされておらず、また今後の公立図書館設置に関する質問以外は既設置市町村へのものと同様の項目のため、未設置市町村と各県の間の問題点といったことについては不明である。

1.3. 研究方法

本研究では茨城県を事例として、(1) 文献調査と (2) 聞き取り調査を行う。

茨城県を事例として取り上げる理由は、地元であるため調査の対象とする茨城県立図書館と県内の公立図書館未設置市町村との関係性や地域性について、把握がしやすいという点が挙げられる。

また、茨城県の公立図書館の設置率は市部においては 96.9%¹²⁾（32 市に対して 1 市が未設置）と全国的に見て平均的だが、町村部における図書館設置率は 50.0%¹³⁾（12 町村に対して 6 町村が未設置）と半数の町村が未設置市町村であり、全国的に見て第 16 位¹⁴⁾となっていることから、県立図書館からの支援を求める部分も大きいのではないかと考えられる。各県ごとの事情や地域性の違いが存在することは否めないが、県立図書館による支援について公立図書館未設置市町村がどのように受け止めているかという実情に関して

は、聞き取り調査によってある程度の傾向がつかめるのではないかと推測される。なお茨城県立図書館が行う公立図書館未設置市町村への支援は公民館図書室を通じて行われているため、聞き取り調査の対象は茨城県立図書館と公民館図書室とする。

(1) 文献調査

本研究においては、①現在、市町村立図書館の支援が都道府県立図書館の主要な役割のひとつとされる状況に至った経緯と議論、②都道府県立図書館による公立図書館未設置市町村への支援策には、どのようなものがあるのか、③事例とする茨城県において、県立図書館による市町村立図書館支援の経緯や現在の状況はどのようになっているのか、という主に3点について明らかにする必要がある。①については、都道府県立図書館の役割についての論考や政策文書等を、その議論が活発になる契機となった『中小都市における公共図書館の運営（通称「中小レポート」）』¹⁵⁾の発表（1963年）前後から、平成の大合併を経た現在（2018年）までのものを対象として検討する。②については、これまでの各都道府県の取り組みについて、実践例などを対象に検証する。③については、茨城県立図書館の要覧・基本計画・評価指標等を対象とし、期間は茨城県立図書館の開館（1904年）から現在（2018年）までを概観する。また公立図書館未設置市町村の現況については、各自治体のホームページや茨城県の統計報告書等を対象として分析を行う。

(2) 聞き取り調査

茨城県立図書館による公立図書館未設置市町村に対する支援策について、行う側と受ける側双方での現状と課題の有無を明らかにするために行う。対象は茨城県立図書館の市町村支援を担当する職員と、茨城県内の公立図書館未設置自治体（桜川市・大洗町・河内町・五霞町・境町・大子町・美浦村）の公民館図書室の運営を担当する職員に対して行い、方法は半構造化インタビューを用いる。

¹⁾ 総務省.“市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律参照条文”. http://www.soumu.go.jp/gapei/pdf/gapei_100317_8.pdf, (参照 2019-01-08).

²⁾ 総務省.“市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴”. <http://www.soumu.go.jp/gapei/gapei2.html>, (参照 2019-01-08).

1999（平成 11）年 4 月に 671 だった市の数は、2014（平成 26）年 4 月には 790 に増加したが、町の数 は 1,990 から 745 に、村の数は 568 から 183 に減少した。

- 3) 文部科学省. “公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準”. 2001. http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/009.htm, (参照 2019-01-08).
- 4) 前掲 3)
- 5) 前掲 3)
- 6) 文部科学省. “図書館の設置及び運営上の望ましい基準”. 2012. http://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/1282451.htm, (参照 2019-01-08).
- 7) 文部科学省. “これからの図書館像”. 2006. http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286794/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06032701/001.htm, (参照 2019-01-08).
- 8) 前掲 7)
- 9) 前掲 7)
- 10) 日本図書館協会. 日本の図書館 統計と名簿 2017. 日本図書館協会, 2018, 515p.
- 11) 濱田幸夫. 地域の人々に役立つ公共図書館を目指して. 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科図書館流通センター図書館経営寄附講座, 2009, 232p., (図書館流通センター図書館経営寄附講座・調査研究報告 2).
- 12) 前掲 10)
- 13) 前掲 10)
- 14) 前掲 10)
- 15) 日本図書館協会. 中小都市における公共図書館の運営. 日本図書館協会, 1963, 217p.

2章 都道府県立図書館による市町村立図書館支援

本章では、都道府県立図書館が市町村立図書館に対してどのような役割を担い、それが時代と共にどのように変化してきたのかについて、歴史的な背景と関連する議論や論考、政策文書や報告書等から明らかにする。また、近年の都道府県立図書館のあり方を問い直す動きや二重行政問題について触れ、都道府県立図書館による市町村立図書館支援がどのような役割として捉えられているのかについて考察する。

2.1 都道府県立図書館の役割に関する議論の変遷

2.1.1 戦前の図書館令による「中央図書館制度」と都道府県立図書館

現行の図書館法第2条において規定されている日本の公立図書館（地方公共団体の設置する図書館）のうち、市町村立図書館の多くは、第二次世界大戦後の高度経済成長期（1955年～1973年）以後に設置された¹⁶⁾。しかし都道府県立図書館にあっては、日本が近代的な国家の建設へと歩み出した明治期から、1933（昭和8）年の改正図書館令の施行を経て、戦前にはその大半がすでに設立されていた¹⁷⁾。

改正図書館令においては「中央図書館制度」が導入されたが、これは各道府県¹⁸⁾の公立図書館のうち1館を「中央図書館」に指定するもので、「貸出文庫の設置、図書館経営の調査研究指導、図書館標準目録の編さん頒布、図書館に関する機関誌の発行、図書館に関する研究会・協議会・展覧会等の開催、図書および図書館用品の共同購入の斡旋、郷土資料の蒐集」¹⁹⁾などの役割を担うことと規定された。

上記で述べたように早くから設置されていたこともあり、当時ほとんどの道府県立図書館が各地域の中央図書館に指定された（その当時に県立図書館が設置されていなかった県では、県庁所在地の市立図書館が指定された）²⁰⁾。そのことが戦後、市町村立図書館が次第に設置されるようになってからも、都道府県立図書館が従前の業務を引き継ぎつつ、葉袋秀樹（1984）の言うところの「市立図書館の代行・モデルとしての県立図書館（1945-1962）」²¹⁾であった理由であると考えられる。この時期の都道府県立図書館に関しては、沓掛伊佐吉（1961）もその論文の中で²²⁾、県立図書館所在都市に市立図書館のないところが25県にも上り、県立図書館が市立図書館の役割を代行せざるを得ない状況の中、本来の県立図書館業務が実施できないことを指摘し、このような都道府県立図書館の状態を「市立図書館兼県立図書館である状態」²³⁾と述べており、1963年の論文でも同様の指摘をしている²⁴⁾。

2.1.2 「中小レポート」以後の都道府県立図書館の役割をめぐる議論

2.1.2.1 市町村立図書館支援論

現行の図書館法には、都道府県立図書館の機能と役割についてとくに規定している条文はない。しかし、高度経済成長期を経て市町村立図書館の設置数が増加するに従って、次第に都道府県立図書館と市町村立図書館との機能と役割の相違についての議論が活発になっていった。

戦後の都道府県立図書館の役割について考察する起点となるのが、薬袋（1984, 1985, 1986）による『戦後県立図書館論の系譜』^{25) 26) 27)}である。この中で薬袋は、1963年に日本図書館協会により発表された『中小都市における公共図書館の運営』²⁸⁾（通称『中小レポート』）により、これまでの都道府県立図書館を中心とした図書館界のあり方から、中小市立図書館こそ公立図書館の中心として位置づけるべきであるという価値の転換が起こったとした。その上で、それに対応ができるような都道府県立図書館論の不在を指摘すると同時に、その必要性を論じている。薬袋は1980年代前半までの都道府県立図書館を、①創成期（市立図書館の代行・モデルとしての県立図書館）（1945-1962）、②県立図書館の模索期（1963-1969）、③<協力・援助型>県立図書館の萌芽期（1970-1976）、④<協力・援助型>県立図書館の形成期（1977-）の4期に時代区分と類型化を行っている。その結果、都道府県立図書館の目指すべき方向は市区町村立図書館の自立的発展を促し、支えるという「<協力・援助>型県立図書館」²⁹⁾であるとし、さらに「全県民に平等にサービスを提供するために、市町村立図書館への協力・援助をサービスの中心とする県立図書館」³⁰⁾と定義しているが、これは言い換えれば「全県レベルでの資料提供を保障するために、協力貸出の実施と、その実施手段としての協力車の運行を軸に、協力レファレンスサービス、資料保存等を任務とする図書館のこと」³¹⁾だと言える。

また前川恒雄（1987）は『われらの図書館』³²⁾の中で、戦前の中央図書館制度に代表される道府県立図書館のあり方を、市町村立図書館より上の存在で存在あろうとし、かつ「県の中央」であろうとしたとして批判した。その上で、「県立図書館は、市町村立図書館を指導したり調整したりするのではなく、市町村立図書館に学ばなければならない」³³⁾とし、市町村立図書館の要求にこたえ、そのサービスに学ぶことで県立図書館として発展することができ、ひいては公共図書館全体の発展をうながすことにも繋がると述べた。さらに前川（1995）は、県立図書館は「全県民のためにある図書館」³⁴⁾であるため、市町村立図書館の役に立つ存在であるべきとし、かつその任務の中で最も重要なことは「社会的な圧力または障壁から市町村立図書館を守ること」³⁵⁾であると主張している。

このような市町村立図書館支援に都道府県立図書館の主な役割を見る姿勢は、その後の都道府県立図書館論の中核となり現在に至っている。しかし前述の葉袋による「〈協力・援助〉型」という言葉に対して、長谷川光児・山家篤夫（1989）はその論考の中で³⁶⁾「資料提供もレファレンスも、市区町村立図書館と県立図書館の共同事業」³⁷⁾であるため、それぞれがその特性を生かして広域的なサービスを行うことが必要である、として「〈協力・共同〉型県立図書館」と表現すべきであると主張している。

2.1.2.2 役割分担論・第二線図書館論・機能分担論

前川は（1995）前述の著書の中で³⁸⁾、都道府県立図書館の役割について①機能に対する分担論（「レファレンスライブラリーになるべき」「児童サービスはしなくてもよい」）、②サービス対象の分担論（「児童は入館させない」）、③蔵書の分担論（「高度な専門書のみを購入し小説や児童書は購入しない」）、という3種類の「役割分担論」を挙げ、これについては批判的な意見を述べている。

また、この役割分担論に類似した用語に「第二線図書館」論がある。葉袋（1986）によれば³⁹⁾、その用語は有山崧（1950）の論考⁴⁰⁾に始まるとしているが、住民に対して直接サービスを行う「第一線図書館」に対して、それに援助を行う機能を持つのが第二線図書館であり、またこの意味合いから「図書館の図書館」とも呼ばれると述べている。

ここでいう直接サービスとは、来館・非来館を問わず利用者に対して直接行われるサービスをいうのに対し、協力貸出や協力レファレンス、相互貸借など市町村立図書館を介在して利用者に提供されるサービスを「間接サービス」というが⁴¹⁾、新出（2006）の論考によれば⁴²⁾、間接サービスだけを行おうとする純粋な「第二線図書館」は存在しない、としており、都道府県図書館と市町村立図書館が収集・保存・実施サービス等において異なる機能をそれぞれ担う、という考え方である「機能分担論」と、それに固執せずに必要なサービスを行うという「全面的サービス論」の相違点について言及し、機能分担論はサービス面で都道府県図書館が市町村立図書館との差別化を図る目的があり、その存在理由を市町村立図書館への支援に依拠するよりもわかりやすいと述べている。

このような役割分担論や機能分担論が議論されるようになった背景には、都道府県立図書館の機能と役割に対して、市町村立図書館との二重行政が存在するのではないかという批判があり、それに対する説明責任を果たすための模索があるのではないかと考えられる。

2.2 政策文書に見る都道府県立図書館の役割

日本図書館協会は1989（平成元）年に「公立図書館の任務と目標」⁴³⁾を策定し、その中で都道府県立図書館の役割について、「市町村立図書館と同様に住民に直接サービスするとともに、市町村立図書館の求めに応じてそのサービスを支援する。」とし、さらに「県立図書館は市町村立図書館への援助を第一義的な機能と受けとめるべきである。」として、協力・援助型の役割をもつものであると述べている。また都道府県の図書館振興策についても言及しており、広域自治体である都道府県及び都道府県教育委員会が、その域内の図書館振興策をはかることは、地方自治法と社会教育法に基づいて行うべき責務であるとし、都道府県の図書館行政における都道府県立図書館の役割についても明らかにしている。

1993（平成5）年には、文部省（当時）によって都道府県立図書館による実践事例をまとめた『県立図書館の役割と実践』⁴⁴⁾が公表され（刊行は1995年）、この中でも県立図書館のあり方として「市町村立図書館への支援を通してのみ、設置の主旨に適うサービスを提供しているのである」⁴⁵⁾と述べ、市町村立図書館の援助を第一義的な機能とする立場を明らかにしている。

さらに文部科学省は2001（平成13）年に大臣告示した「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」⁴⁶⁾においても、都道府県立図書館は「市区町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内の図書館間の連絡調整に努めるもの」⁴⁷⁾であり、また「図書館を設置していない市町村の求めに応じて、図書館の設置に関し必要な援助を行うよう努めるものとする」⁴⁸⁾協力・援助型の図書館であるべきとしており、これについては2012（平成24）年に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」⁴⁹⁾でも、同様の規定がなされている。

またその間、2006（平成18）年に文部科学省により公表された提言である「これからの図書館像」⁵⁰⁾の中でも、都道府県立図書館は「市町村立図書館への支援や、公立図書館間や館種の異なる図書館間での連携の中心になること」⁵¹⁾が求められており、「調査・研究機能を活用して、市町村立図書館や地域の大学等と連携協力し、図書館の新しいサービスやサービスの評価方法の調査・研究開発に努めることが求められる」⁵²⁾としている。市町村立図書館に対する支援に加えた上で、さらに都道府県立図書館に対して独自の役割を担うべき存在であることも期待しており、この点についてはこれまでの政策文書と異なった見解を示している。

2.3 二重行政問題

加藤和英（2016）はその論考の中で⁵³⁾、図書館だけでなく県自体も「国と市町村のはざままで常に存在意義や機能を問われ続けてきた」⁵⁴⁾として、都道府県制度を巡るこれまでの様々な議論の中で、県の機能のあり方について「広域機能強化論」「補完機能重視論」「支援機能強化論」といったものが交わされてきたことは「まるで県立図書館論が示されているようだ」とし、「ある意味で、県立図書館は、都道府県制度が直面する課題の縮図であると言える」と述べている。県の市町村に対する補完機能により生じる弊害のひとつとして「二重行政問題」があり、これは公共施設の統合など地方自治体による行政の効率化や簡素化について検討される際に、都道府県立図書館と市町村立図書館の業務が重複する部分について、無駄（「二重行政」）であるとして、その解消を求めるものである。

この二重行政批判に対して、渡邊斉志（2014）⁵⁵⁾は、図書館関係者以外においては一般に、都道府県と市町村が別に図書館を設置している意義や必然性が明確に認識されているとは言い難く、表面上の活動だけを見れば二重行政とみなされてしまう面があることは否定ないとし、どのように都道府県立図書館がそれに応えるかについて検討している。そのために考えられることは、地域住民や市役所等の中でその存在価値を認められるような経営を行うことを求められている市町村立図書館を支援する「経営支援」機能を、各市町村の状況を熟知している人脈をもつ都道府県立図書館が持つことは、意義があることとしている。また各種データベースや電子ジャーナル、電子書籍などの多様な情報へのアクセスを可能にする場となることは、都道府県立図書館の存在価値を高くするものであるとし、「そうした図書館の設置は、基礎自治体よりは広域自治体で行う方が現実的である」⁵⁶⁾とも述べている。

また池内淳（2017）は公立図書館での電子書籍サービスについて、「市町村立図書館よりも都道府県立図書館の方が導入に対する強い誘因がある」⁵⁷⁾とし、その理由として都道府県立図書館の利用圏域が市町村立図書館のそれより圧倒的に広いため、より効果的であると述べ、さらに「地域の図書館との役割分担や棲み分け」⁵⁸⁾が必要な都道府県立図書館にとって、電子書籍サービス導入の推進力になることは「固有の新たな役割の一つとして位置づけることができるのでは」⁵⁹⁾と論じている。大串夏身（2015）も著書の中で⁶⁰⁾、都道府県立図書館は公的サービス提供施設としての責任を持つものであり、広い意味での県民福祉の向上への取り組みを求める中で、「IT機器の活用や電子書籍の導入など積極的な挑戦を期待したい」⁶¹⁾としている。

2.4 都道府県立図書館のあり方を問い直す動き

都道府県立図書館だけでなく市町村立図書館にとっても、その存在意義をどのように示すのかについては常に問い直され続ける問題であり、議論の対象となってきた問題である。二重行政の解消という課題については、今後も様々な新しい試みがなされていくと考えられる。「都立図書館あり方検討委員会報告」⁶²⁾に始まる東京都立図書館の再編問題や、神奈川県立図書館の再編問題⁶³⁾において検討されているように、調査研究サービスや行政支援サービスに重視する方向に今後の県立図書館の可能性を見出す動きも出ている。また、高知県⁶⁴⁾や長崎県⁶⁵⁾での県立図書館と市立図書館の合築計画や移転合築計画のように、都道府県立図書館の新しい形を示す試みもなされている。

2.5 都道府県立図書館による公立図書館未設置市町村への支援

山崎博樹（2012）は、秋田県立図書館による県内の公民館図書室の活性化支援についての報告の中で、「公民館図書室が公立図書館の役割を補完するものではないが、地域において一定の役割を果たしている状況にある」⁶⁶⁾とし、「現在の公民館図書室は、図書館類似施設として比較的図書館に近い施設や人的構成を取っている施設と公民館の一室を利用した簡易的・小規模な図書館機能を持つ施設と大きく二つに分かれる」⁶⁷⁾と述べている。この中で秋田県立図書館は、施設の改築や改修の際の相談に応じ、また実際に協力した例や、地域ボランティアの活用を提案し運営を支援するなどの具体的な実践例について報告しており、課題として①支援する県立図書館職員に求められる資質（現実的な提案や助言ができるかどうか）、②自治体による公民館自体における図書室への理解が不十分であること、③公民館の活動に必要な資料の収集（課題支援的な資料や地域資料）、④公民館図書室の利用改善についての事例的な研究が少ないこと、の4点を挙げている。その上で「公民館担当者らの危機感と意欲」⁶⁸⁾が周囲の関係者の協力を引き起こし予算的な問題を克服したこと、秋田県立図書館が公民館図書室からの支援要請を受けて行動できたことが、公民館図書室の活性化につながったとしている。

このような実践例は他にもあると考えられるが、さらに多くの積み重ねが必要であり、都道府県立図書館に限らず市町村立図書館の協力実践例についても分析し、より良い方法を模索していく必要があると考える。

2.6 まとめ

都道府県立図書館の役割に関する議論は、市町村立図書館との関係性をめぐる問題から始まり、地方行政の中であってどのような存在価値を示すべきなのかといった議論まで、常に問われ続けていると考えられる。とくに二重行政問題に関しては、都道府県立図書館のあり方に対して、再編や市町村立への移管、市町村立図書館との合築など実際に様々な動きとして現れている。しかし現在の市町村立図書館と都道府県立図書館との関係性について考えると、政策文書にも表れているように、都道府県立図書館には協力・支援体制が基本的に求められている状況にはあまり変わらないと考える。また、平成の大合併を経た現在でも、図書館が設置されていない市町村が存在していることについて目を向けると、広域サービスを行うことを責務とする都道府県立図書館による役割には、やはりその支援体制が求められていると考える。

16) 文部科学省. “開館年別建物の単独・複合別図書館数. 社会教育調査平成 27 年度統計表 図書館調査”. 総務省統計局. “e-Stat”. 政府統計の総合窓口. <https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003234515>, (参照 2018-12-16).

17) 前掲 16)

18) 田村秀. 道州制で日本はこう変わる: 都道府県がなくなる日. 扶桑社, 2013, 237p.

※1943年に東京市が廃止されて東京府に吸収合併され、新たに東京都が創設された (p.170-171)

19) 横浜市立図書館. “中央図書館制度と神奈川県のみ. 横浜の本と文化”. 横浜市立図書館デジタルアーカイブ「都市横浜の記憶」. <https://www.lib.city.yokohama.lg.jp/Archive/DTRP0660>, (参照 2018-12-16).

20) 清水正三編. 戦争と図書館: 昭和史の発掘. 白石書店, 1985, 244p.

21) 葉袋秀樹. 戦後県立図書館論の系譜(I): 1945-1969. 図書館評論. 1984, (25), p. 59-68.

22) 杳掛伊佐吉. 図書館職員の問題: 府県立図書館を中心として. 図書館界. 1961, 12(6), p. 190-194.

23) 前掲 24) p.191

24) 杳掛伊佐吉. 県立図書館. 図書館雑誌. 1963, 57(9), p. 408-412.

25) 前掲 21)

26) 葉袋秀樹. 戦後県立図書館論の系譜(II): 1977-1984. 図書館評論. 1985, (26), p. 16-31.

27) 葉袋秀樹. 戦後県立図書館論の系譜(III): 1945-1962. 図書館評論. 1986, (27), p. 67-84.

-
- 28) 前掲 15)
- 29) 前掲 28) p.29
- 30) 前掲 28) p.29
- 31) 田村俊作. 特集, がんばれ! 都道府県立図書館: 都道府県立図書館論の動向. 図書館雑誌. 2014, 108(6), p. 405-407.
- 32) 前川恒雄. “のりこえるべき問題: 4, 岐路にたつ県立図書館”. われらの図書館. 筑摩書房, 1987, p. 215-229.
- 33) 前掲 34) p.229
- 34) 前川恒雄. “県立図書館序論”. 転換期における図書館の課題と歴史. 石井敦先生古稀記念論集刊行会編. 緑陰書房, 1995, p. 3-15.
- 35) 前掲 36) p.13
- 36) 長谷川光児・山家篤夫. 特集, 県立図書館はいずこへ: 県立図書館三題嚙. みんなの図書館. 1989, (141), p. 2-6.
- 37) 前掲 36)
- 38) 前掲 32)
- 39) 葉袋秀樹. “「第二線図書館」概念の形成: 有松崧の所説を中心に”. 図書館学会年報. 1986, 32(4), p. 145-158.
- 40) 有松崧. “図書館は生きている”. 有松崧著作集 1. 日本図書館協会, 1970, p. 77-82.
- 41) 中山正道. 間接サービスについて. 図書館雑誌. 1965, 59(2), p. 45-47.
- 42) 新出. 特集, 地方自治制度の変貌と都道府県立図書館: 県立図書館の「第一義的機能」. 現代の図書館. 2006, 44(4), p.202-213.
- 43) 日本図書館協会図書館政策特別委員会編. 公立図書館の任務と目標解説: 改訂版増補. 日本図書館協会, 2012, 107p.
- 44) 文部省. 県立図書館の役割と実践: 都道府県立図書館の実践事例集. 第一法規出版, 1995, 157p.
- 45) 前掲 44) p.6
- 46) 前掲 3)
- 47) 前掲 3)
- 48) 前掲 3)
- 49) 前掲 6)
- 50) 前掲 7)

-
- 51) 前掲 7)
- 52) 前掲 7)
- 53) 加藤和英. 県立図書館の課題と方向性に関する一考察. 図書館界. 2016, 68(3), p. 218-223.
- 54) 前掲 53)
- 55) 渡邊齊志. 特集, がんばれ! 都道府県立図書館: 県立図書館に関する論点の整理. 図書館雑誌. 2014, 108(6), p. 408-410.
- 56) 前掲 55)
- 57) 池内淳. 特集, 電子書籍のいま: 公共図書館における電子書籍サービス. 情報の科学と技術. 2017, 67(1), p. 25-29.
- 58) 前掲 57)
- 59) 前掲 57)
- 60) 大串夏身. 挑戦する図書館, 青弓社. 2015, 202p.
- 61) 前掲 60) p.188
- 62) 都立図書館あり方検討委員会. 今後の都立図書館のあり方: 社会経済の変化に対応した新たな都民サービスの向上を目指して. 東京都教育委員会. <http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/lifelong/facility/library/files/measure/ariken1.pdf>, (参照 2019-01-09).
- 63) 林秀明. 特集, 打って出る県立図書館: 神奈川県立図書館は専門図書館を目指す: 脱総合図書館宣言、脱パブリックサービス偏重主義. 図書館雑誌. 2012,106(5), p. 302-303.
- 64) 高知県教育委員会. “新図書館 (高知県立図書館、高知市民図書館本館) 基本構想”. オーテピア高知図書館について. <https://otepia.kochi.jp/library/project.html>, (2019-01-09).
- 65) 長崎県. “新図書館整備基本計画”: 新しい県立図書館の整備. <https://www.pref.nagasaki.jp/object/kenkaranooshirase/oshirase/154743.html>, (2019-01-09).
- 66) 山崎博樹. 秋田県立図書館による公民館図書室の活性化支援. 日本生涯教育学会年報. 2012, (33), p. 135-144.
- 67) 前掲 66)
- 68) 前掲 66)

3章 茨城県立図書館による市町村立図書館支援

本章では、茨城県立図書館による県内の公立図書館未設置市町村への支援について、その現状と課題を明らかにする。そのために、茨城県立図書館による市町村立図書館支援の変遷、平成の大合併を経た茨城県内の市町村立図書館の変化と現在の状況、茨城県立図書館による県内の公立図書館未設置市町村への支援の現状についての聞き取り調査、という主に3つの観点から分析を行う。

3.1 茨城県立図書館の概要

概要については、おもに『茨城県立図書館要覧 平成30年度』⁶⁹⁾を参照する。

茨城県立図書館は水戸市内において1903(明治36)年に竣工し、翌1904年に開館した。1999(平成11)年の茨城県庁舎移転に伴い、同じ敷地内にあった県議会議事堂舎を改修し、それまで老朽化が著しく建て替えを検討中であった県立図書館として再活用することとなり、2001(平成13)年に新館として移転し開館した⁷⁰⁾。

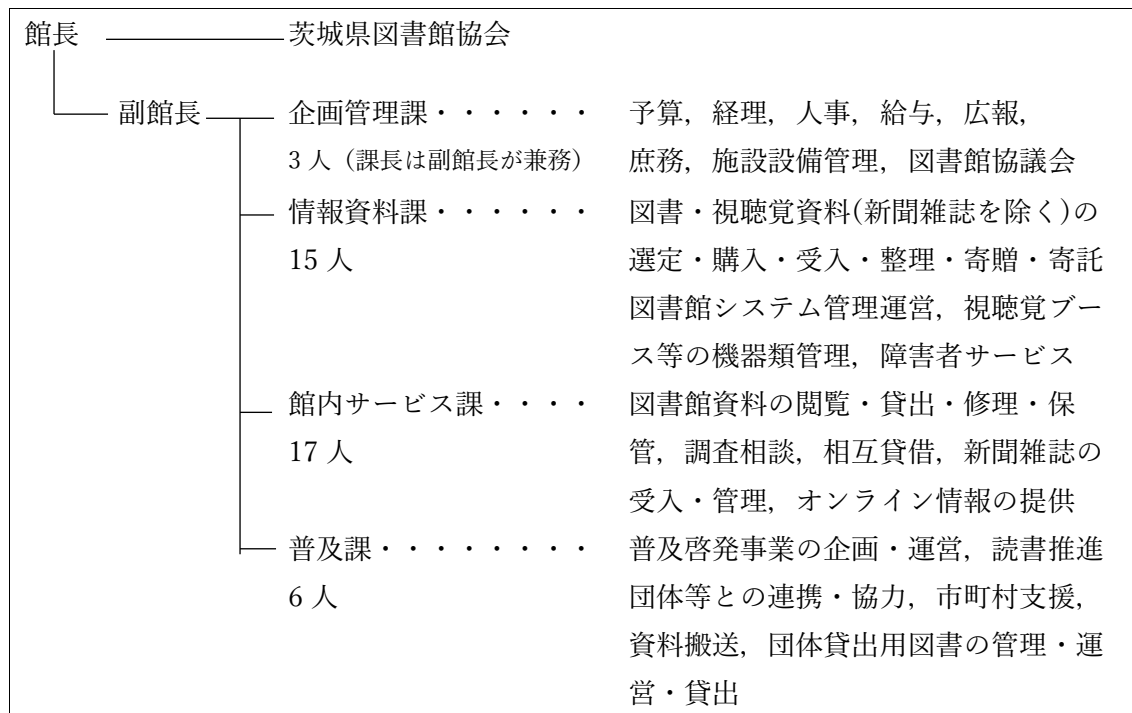
『日本の図書館 統計と名簿2017』⁷¹⁾によると、2017(平成29)年4月1日の時点で茨城県立図書館の奉仕人口は約297万人、個人貸出点数は約498,000点であり、ともに全国11位の数値であるのに対し、蔵書数は約959,000冊(視聴覚資料を除く)で全国22位である。また2017年度の茨城県立図書館の予算額のうち、資料費は41,780,000円であったが、2018年度予算額⁷²⁾における資料費は55,476,000円と、13,696,000円の増額になっている。しかし2018年度の資料費予算の全国平均額は約56,421,000円であり、平均的な予算額であると言える。

次に茨城県立図書館の組織・機構を図1に示す。館長の下に茨城県図書館協議会と副館長を置き、副館長の下にある企画管理課・情報資料課・館内サービス課・普及課が、業務を分担する構成になっている。このうち市町村立図書館支援を主に担当しているのは普及課であるが、相互貸借に関しては館内サービス課が担当しており、また郷土資料の受入・整理業務や市町村立図書館からの購入リクエストの受付に関しては情報資料課の担当業務である。市町村立図書館支援に関しては、普及課だけでなく県立図書館全体の業務内容に関わっていると言える。

次に、茨城県立図書館の職員構成を表1に示す。配置されている職員数は館内サービス課が最も多く、次いで情報資料課となっており、市町村立図書館支援を担当している普及課の配置人数は6名である。また司書有資格者数も各課の配置職員数に比例しているが、

普及課には配置されていない。市町村立図書館支援に関する聞き取り調査の中でも、普及課に司書有資格者の配置がないことについては、問題のひとつとして触れられている。

図1 茨城県立図書館の組織・機構 (2018年4月1日現在)



※職員数は、嘱託職員及び臨時職員を除く。

※茨城県立図書館編「組織・機構『茨城県立図書館要覧 平成30年度』」より⁷³⁾

表1 茨城県立図書館の職員構成 (2018年4月1日現在)

区分	館長	副館長	企画管理課	情報資料課	館内サービス課	普及課	計
職員	1	1	3	15 (2)	17 (6)	6	43 (8)
嘱託職員			1	4 (4)	5 (5)		10 (9)
臨時職員					2 (2)		2 (2)
合計	1	1	4	19 (6)	24 (13)	6	55 (19)

※ () 内は、司書有資格者数を内数で示す。

※茨城県立図書館編「職員構成『茨城県立図書館要覧 平成30年度』」より⁷⁴⁾

茨城県立図書館は「平成 30 年度館運営の重点目標」に「(1) 質の高い、効果的なサービスの提供 (2) 地域支援サービスの提供 (3) 子どもの読書活動の推進 (4) 市町村図書館等への支援充実 (5) 相互貸借の充実」の 5 項目を挙げており、このうち「(4) 市町村図書館等への支援充実」のためには「市町村立図書館との連携・協力の体制づくりと強化に努め、更に信頼される図書館を目指すこと」と「茨城県図書館協会と連携し、県内図書館等職員の資質向上のため、各種研修事業の充実を図る」としている。さらに「市町村立図書館では対応が困難なレファレンス質問を、県立図書館が有する資料や情報を活用して回答する協力レファレンスサービスを実施し、市町村立図書館のレファレンスに寄与することで、レファレンスサービスの充実を図る」としている⁷⁵⁾。また「平成 30 年度事業概要」の中では「2 図書館サービスの充実」のひとつとして「(5) 市町村への協力推進」を挙げており、その事業内容に「①相互貸借、②資料搬送業務、③相談・情報交換業務、④団体貸出業務、⑤学校図書館の支援」の 5 項目を設定している。さらに「(6) 研修事業（茨城県図書館協会と共催）」で「公立図書館・公民館・大学図書館等の職員を対象とした研修会を開催し、図書館等職員の資質向上を図り図書館サービスの充実に努める」としており⁷⁶⁾、こうした研修事業の実施も市町村立図書館支援の一環といえる（これらの具体的な支援内容については、後の節で詳述する）。

3.2 市町村支援の変遷

この節では茨城県立図書館の館外サービスの変遷について、とくに市町村への支援に視点を置き概観する。おもに『茨城県立図書館 100 年の歩み』⁷⁷⁾を参照する。

3.2.1 戦前の市町村支援

茨城県立図書館は 1904（明治 37）年の開館後、3 年後の 1906 年には「巡回書庫制」による市町村支援を開始した。これは当初、久慈・新治・真壁の 3 郡に設けられたのち、1909（明治 42）年には 6 郡に増設し、1916（大正 5）年には県下全 14 郡に拡張された。開館当初に定められた「茨城県立図書館規則」第 24 条には、「本館ハ遠隔ノ地ニアリテ図書閲覧ノ便ヲ有セサル者ノため、巡回書庫ヲ設ク」⁷⁸⁾とあり、第 25 条には「巡回書庫ハ県下郡役所又ハ公立学校ニ之ヲ開設ス 前項開設ノ場所及期間ハ之ヲ告示ス」⁷⁹⁾とある。

さらに 1921（大正 10）年からは「夏期文庫制」として、助川・鮎川（ともに現日立市）・磯浜（現大洗町）等の県内の海水浴場に夏期（7～8 月）のみ 200～300 冊の文庫を送付し、海水浴客や避暑客の閲覧に供した。これは、「地方の人々の読書趣味を鼓吹す

る」⁸⁰⁾ことを目的として「修養的な図書、児童読物、通俗的文芸趣味の図書」⁸¹⁾を内容として編成し、その事務取扱は「小学校職員、青年会役員並びに有志者に囑託し協力を求めた」⁸²⁾。

また1925（大正14）年には団体貸出及び小包文庫の制度を設け、読書団体に貸出を開始しており、官公署・会社・工場・青年会・軍人会・読書会等、多くの人数を抱える団体を対象に行われた。さらに1929（昭和4）年には「児童読物文庫」を設け、小学校その他に貸出を始めている。

戦前から県立図書館はこうした様々な方法により、県域全体を対象とする館外サービスを行っており、ここに現在の市町村立図書館支援の源流を見ることが出来ると考えられる。

3.2.2 戦後の市町村支援

太平洋戦争が激化するなか、1945（昭和20）年8月1日の水戸空襲により、茨城県立図書館は火災に遭い、建物も所蔵資料も消失した。その後終戦を経て1956（昭和31）年の新館建設に至るまでの間、水戸市内の県立高校敷地内の建物を借用しながら、県立図書館も復興をめざしていた。

その間1949（昭和24）年には移動図書館を新設し、翌年には「ときわ」号と称した移動図書館車が、県内の河北3郡（旧那珂・久慈・多賀郡）への巡回を開始した。移動図書館車は県立図書館本館を利用出来ない、遠方の在住者のために貸出用の本を運ぶだけでなく、映画会・研究会・講演会・読書会等を開催してより幅広い図書館活動を行うことを目的とし、個人だけでなく団体も貸出対象としていた。1957（昭和32）年には大型車1台（2,000冊積載）・中型車1台（1,200冊積載）・小型車1台（800冊積載）を新たに購入し、農漁山村地区を中心とした県内全市町村に190カ所のステーションを設定し、4週間毎に巡回することを可能にした。

移動図書館は公民館図書室を補助し、図書館未設置地域を巡回することにより、その地域の住民の図書館建設に対するモチベーションを上げることに寄与した。しかしその反面、県立図書館が定期的に直接サービスを行うことにより、住民の図書館建設に対する必要性を逆に弱めてしまうことになるのでは、という懸念もあった。また「貸出が4週間に1回1時間の状況」⁸³⁾で、利用者の読書活動を充実させているとは言えないという反省点もあり、さらなる効果的な読書活動の充実を模索するために、団体や施設に対してまとも

った量の貸出を積極的に行う方法や、「共同巡回文庫」「PTA 母親文庫」といった新たに生まれた活動と連携していく方針へと次第に移行していった。

公立図書館が建設された市町村にあるステーションの削減などの移動図書館の合理化を行うとともに、蔵書面での補助が必要な段階にある市町村立図書館や公民館図書室への支援策である「施設貸出文庫」を、1961（昭和 36）年に開設した。またこの前年の 1960（昭和 35）年に、共同巡回文庫を発足させた。共同巡回文庫は、参加を希望する 6 つの団体（主として市町村立図書館や公民館図書室）を 1 組とし、各団体がそれぞれ拠出する 3 万円（×6 団体＝18 万円）と県立図書館による各組への補助金 6 万円との合計 24 万円で購入した図書を、共同文庫として各団体に巡回して貸し出す仕組みである。2 か月ごとに巡回させ、1 年後に一巡した段階で、購入費相当の図書を各団体に返却する。また図書の選定・購入や分類などの運営は、各団体と県立図書館から各 1 名ずつ選出された委員で構成する委員会が行い、運搬は県立図書館の移動図書館車が担当するというものであった。

当時未だ例のない試みとされたこの共同巡回文庫は、参加する各市町村立図書館、公民館図書室が一定の図書購入費を拠出し合うことによって、各団体だけでは少ない図書購入費を最大限に活用するとともに、読書活動の推進や新たな図書館設置の基礎を築き、また市町村立図書館間の協力体制を強化することにより、当時全国的にみて低い状態だった茨城県内の図書館活動の水準を高める意図をもっていた。当初は 2 組 12 団体でモデル的に運営を始めたものであったが、次第に各市町村に大きな反響を呼び、参加団体も増加して 1966（昭和 41）年には県内の全市町村が加入し組数も 14 となっていた。

1968（昭和 43）年当時、茨城県内の市町村立図書館は水戸・日立・土浦・石岡・那珂湊（現ひたちなか市）・出島（現かすみがうら市）の 6 館のみであり、全国最低の設置率であった⁸⁴⁾。この状況を打開するための重要な方策として「市町村民の読書層の開拓と市町村の図書館設置促進を趣旨」⁸⁵⁾として始まったこの共同巡回文庫は、1968 年度からは県内 16 ブロックとする体制を整え、自主運営へとシフトしていったが、1972（昭和 47）年度からは県立図書館の補助金も廃止となり、全面的に各市町村が自主運営することとなった。

1969（昭和 44）年には移動図書館が 20 年間の運営実施期間をもって廃止されたこともあり、その代替策として共同巡回文庫は、市町村立図書館や公民館図書室の図書の充実を図るとともに新たな図書館設置への気運促進に努める存在となり、PTA 母親文庫（学校を通じた団体貸出）と館外貸出図書の充実とを合わせた 3 つを柱として、市町村支援を推進

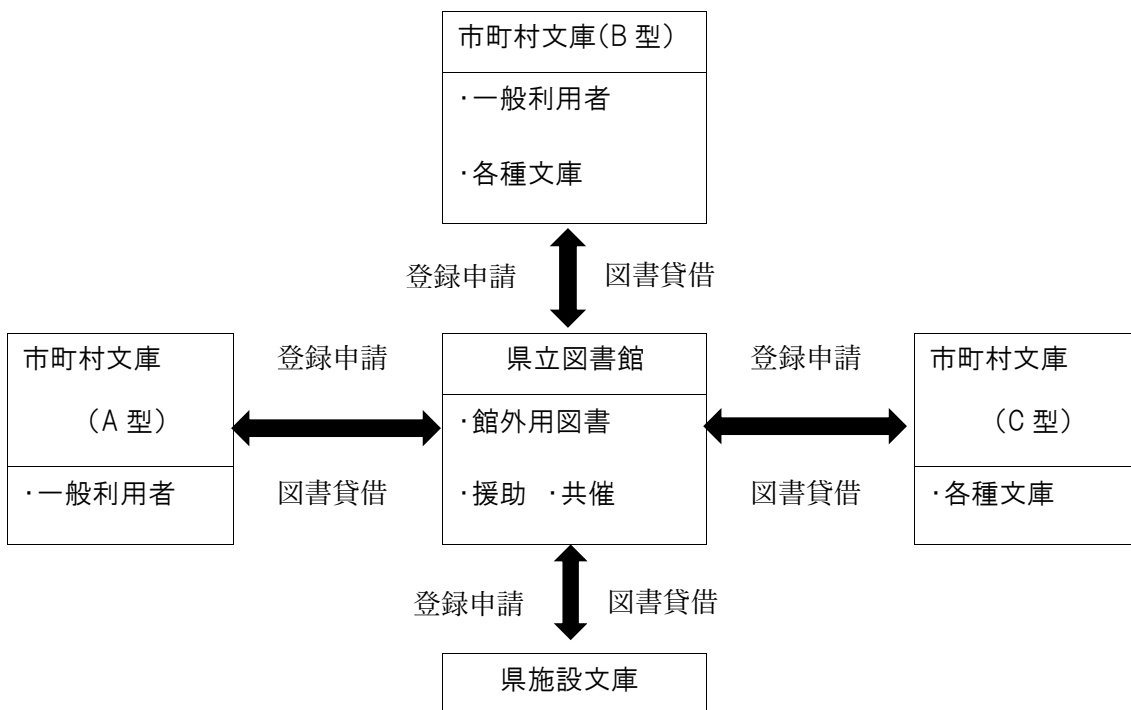
していった。このことをふまえた新しい貸出方法として、各市町村は配本所を設置し、県立図書館から配本される図書を施設又は団体で利用することになった。

1975（昭和 50）年に県立図書館は「公民館等連携網整備 5 か年計画」をたて、市町村立図書館及び公民館図書室との連携網整備を推進した⁸⁶⁾。これは読書活動推進のために市町村立図書館や公民館図書室が育成援助している読書団体（PTA 母親文庫や「読書グループ文庫」「子ども文庫」「職場文庫」等）向けの団体貸出用図書を、県立図書館が定期的に配本する事業であり、計画初年度は県内 14 公民館に年 2 回の配本を行った⁸⁷⁾。また量的な援助だけでなく、読書推進事業の共催や、図書館と公民館図書室の事務担当者との連絡会・研修会の開催、読書活動の推進や図書室の運営に関する相談のための市町村訪問など、質的な援助を行うものであった⁸⁸⁾。

さらに 1982（昭和 57）年度からは「広く住民・読書団体を対象に読書活動を推進・援助するため」⁸⁹⁾、市町村立図書館・公民館図書室または教育委員会事務局に「市町村文庫」を開設し、開設当初は 79 文庫が設置され、27,546 冊の貸出を行った⁹⁰⁾。1990（平成 2）年当時の市町村文庫の貸借体系を図 2 に、各種文庫と貸借冊数を表 2 に示す。

図 2 市町村文庫の図書貸借体系

(1990 年当時)



※茨城県教育庁社会教育課『公民館図書室の整備と運営 平成 2 年度』より⁹¹⁾

表2 各種文庫と貸借冊数

(1990年当時)

貸出文庫	貸出冊数	貸出文庫	貸出冊数
市町村文庫 (A型)	約 300 冊	読書グループ文庫	約 50 冊
市町村文庫 (B型)	300 冊に各連携貸出文庫分を加算して得た冊数	子ども文庫	約 100 冊
市町村文庫 (C型)	各連携文庫分を積算して得た冊数	職場文庫	約 200 冊
指定 PTA 母親文庫	約 600 冊	県施設文庫	約 500 冊
PTA 母親文庫	約 200 冊		

※茨城県教育庁社会教育課『公民館図書室の整備と運営 平成2年度』より⁹²⁾

『図書館概要 平成5年度』⁹³⁾によると、1993年当時は茨城県立図書館の業務内容の中に、公民館への貸出図書（公民館が管内の一般住民及び、PTA 母親文庫や読書グループ文庫など各文庫に貸し出す図書）の援助と、市町村文庫がどちらも挙げられているが、2001（平成13）年度の図書館概要⁹⁴⁾では、読書団体用の貸出図書は「配本車の運行」に名称を変えて、年2回前期（5月～8月）と後期（11月～1月）に配本を行っている。しかし翌年2002（平成14）年度の図書館概要⁹⁵⁾では、配本車の運行は「主に遠隔地や図書館未設置市町村に対する読書サービスを充実させるため」⁹⁶⁾前年度同様行われているが、市町村文庫は業務内容に入っていない。

2001（平成13）年度の図書館概要に掲載されている配本車の貸出冊数の統計を表3に示すが、これを見ると1998（平成10）年度の時点で、配本車を用いて県立図書館職員が各市町村へ貸出文庫用の図書を運搬するだけでなく、貸出を希望する団体が県立図書館に直接来館して団体貸出を行う方式にシフトしてきていたと考えられる。

表3 貸出文庫用図書等貸出状況の推移

区 分		10年度	11年度	12年度
貸出文庫用	貸出市町村等数	45	46	46
	配本車貸出冊数	33,824	37,334	29,812
	来館貸出冊数	4,344	3,447	6,481
	貸出冊数合計	38,168	40,781	36,293
読書会用	貸出市町村等数	21	19	17
	貸出タイトル数	172	171	225
	貸出冊数	1,733	1,829	2,535

※茨城県立図書館編『図書館概要 平成13年度』より⁹⁷⁾

2003（平成15）年度の要覧⁹⁸⁾に記載の、団体貸出用図書の貸出方法を表4に示す。ここには「来館による方法」が明記されており、宅配による貸出方法も設けられていることがわかる。翌2004（平成16）年度の要覧⁹⁹⁾では、読書会用図書の貸出・返却方法のうち協力車（県立図書館と市町村立図書館間の相互貸借資料や文書等を、県立図書館職員が公用車を用いて定期的に運搬するもの。現在は一部地域を除いて、宅配業者に委託している）によるものが「県立図書館が契約した市町村立図書館，中央公民館間の宅配便による方法」へ変更されており、この時点から県立図書館による運搬業務自体を縮小していると思われる。

表4 団体貸出用図書の貸出方法 (2003年当時)

区分	貸出文庫用図書	読書会用図書
貸出冊数	1団体 500冊	—
貸出期間	6ヶ月以内	1ヶ月
貸出・返却 図書の 方法	<ul style="list-style-type: none"> ・来館による方法（随時） ・配本車運行による方法（年2回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・来館による方法 ・協力車による方法（市町村立公民館のみ） ・宅配（往復とも送料利用者負担）

※茨城県立図書館編『要覧 平成15年度』より¹⁰⁰⁾

また2003（平成15）年度の要覧¹⁰¹⁾に記載の、配本車の運行状況を表5に示す。

表5 配本車の運行状況（平成14年度実績）

配本車運行計画	前期	後期	合計
公民館	29館	28館	57館
図書館	6館	9館	15館
県立学校	6校	8校	14校
県関係機関	5機関	5機関	10機関
配本ヶ所数	46ヶ所	50ヶ所	96ヶ所
運行日数	24日	27日	51日

※茨城県立図書館編『要覧 平成15年度』より¹⁰²⁾

次に4年後の2007（平成19）年度の要覧¹⁰³⁾での配本車の運行状況を表6に示す。この時期は平成の大合併を経ており、4年前と比較すると茨城県内の市町村立図書館数が増加し、同時に公民館数が減少していることが見て取れるが、配本ヶ所数と運行日数は大幅には変化していない。

しかし次年度2008（平成20）年度の要覧¹⁰⁴⁾によると、配本車の運行は2007（平成19）年度には年1回に減少しており、公民館8館・図書館7館・県立学校3校・県関係機関3機関・モデル事業団体1団体・配本ヶ所数22ヶ所・運行日数9日と全体的な運行規模も縮小され、さらに同年度をもって廃止になっている。この後は、基本的に来館による団体貸出を中心に行っており、現在に至っている。

表6 配本車の運行実績（平成18年度実績）

配本車運行先	前期	後期	合計
公民館	13館	13館	26館
図書館	18館	19館	37館
県立学校	6校	7校	13校
県関係機関	3機関	2機関	5機関
モデル事業団体	3団体	3団体	6団体
配本ヶ所数	43ヶ所	44ヶ所	87ヶ所
運行日数	22日	21日	43日

※茨城県立図書館編『要覧 平成19年度』より¹⁰⁵⁾

これらの一連の配本事業は、茨城県内の市町村立図書館の増加や、県全体の厳しい財政状況下での県立図書館運営予算の縮小、図書館資料の管理システムの電算化導入等、県立図書館を取り巻く状況の様々な変化とともに、貸出方法や冊数・期間等の規定を変更しながら、現在の団体貸出事業へと受け継がれてきている。茨城県立図書館が、茨城県下の市町村立図書館による読書活動推進のために多くの支援策を実施してきたことが、改めて確認できる。

市町村立図書館に比べて長い図書館運営の歴史の中で培われてきた多くの知識と人的資源による質的な支援と、豊富な所蔵資料数による量的な支援とにより行われてきた市町村支援が、社会的な変化に伴って次第にそのあり方を変えてきていることに関して、後の節の中で言及していきたい。

これまでの市町村支援の変遷について、ここであらためて以下の年表にまとめる。


表7 茨城県立図書館の市町村支援年表

年 月	主 な で き ご と
1904 (明治 37). 4	茨城県立図書館が開館する
1906 (明治 39). 8	巡回書庫の開始 (久慈・新治・真壁の3郡)
1916 (大正 5). 7	巡回書庫を県下全14郡に拡張する
1921 (大正 10). 7	夏期文庫を開始する
1925 (大正 14). 10	団体貸出及び小包文庫の制度開始
1929 (昭和 4). 4	児童読物文庫の開始 (小学校他への貸出)
1945 (昭和 20). 8	空襲により茨城県立図書館の建物消失
1949 (昭和 24). 12	移動図書館を開設する (翌年、移動図書館車による巡回開始)
1956 (昭和 31). 2	新館が開館する
1957 (昭和 32). 4	移動図書館車を3台体制とする (県内全域への巡回開始)
1959 (昭和 35). 2	共同巡回文庫の開設
1961 (昭和 36). 11	施設貸出文庫の開始
1966 (昭和 41)	共同巡回文庫に県内全市町村が参加
1969 (昭和 44). 3	移動図書館の廃止
1972 (昭和 47)	共同巡回文庫を市町村の自主運営とする
1975 (昭和 50)	「公民館等連携網整備5か年計画」による配本事業開始
1982 (昭和 57)	市町村文庫の開始
1998 (平成 10). 4	茨城県立図書館電算化システムの稼働開始
2001 (平成 13). 3	旧県議会議事堂を改修し茨城県立図書館新館として移転開館
2007 (平成 19)	配本車の廃止 (来館による団体貸出体制)

3.3 市町村立図書館支援の現状

3-1 (茨城県立図書館の概要)でも触れたが、茨城県立図書館は事業内容のひとつに「市町村等への協力推進」として5項目(①相互貸借, ②資料搬送業務, ③相談・情報交換業務, ④団体貸出業務, ⑤学校図書館の支援)を挙げており、その具体的な内容について、『茨城県立図書館要覧 2018 (平成 30) 年度』¹⁰⁶⁾から整理しまとめたものを、以下の表8に提示する。

表8 茨城県立図書館による市町村等への支援内容（2018年度）

項 目	内 容
<p>相互貸借</p> <div data-bbox="236 721 505 788" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">資料搬送業務と連動</div> 	<p>○茨城県内の市町村立図書館・公民館図書室が、所蔵資料を相互貸借する（県立図書館の所蔵資料を含む）際、県立図書館が中心となり集配センター的業務を行う。</p> <p>○ホームページ上で「茨城県図書館情報ネットワーク」を運営し、県内各市町村立図書館・公民館図書室間の所蔵資料検索や相互貸借に役立てる（2018年4月現在で、県立図書館の他に40市町村58館が参加）。</p> <p>「県立図書館の二次機能の充実を図るため、県内に居住する誰もが平等に図書館サービスを受けることが出来るよう、更に相互貸借の周知に努める」¹⁰⁷⁾</p>
<p>資料搬送業務</p> <div data-bbox="284 1070 505 1137" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">相互貸借と連動</div>	<p>「県立図書館、市町村立図書館、公民館図書室等が連携・協力し、相互貸借や文書等各種資料のやり取りを円滑にするため、宅配便を活用して迅速な物流に努め、全ての県民に等しく図書館サービスを提供する」¹⁰⁸⁾</p> <p>（搬送対象館：市町村立図書館55館，公民館図書室9館，大学図書館2館）</p>
<p>相談・情報交換業務</p>	<p>○県立図書館職員が市町村立図書館・公民館図書室を定期的に訪問し、業務に関する相談や情報交換等を行い、連携の強化を図る（普及課以外の課の職員も行っており、県内全市町村を2年かけて一巡している）。</p> <p>「地域住民の図書館に対するニーズの多様化・高度化に対応するため、図書館が相互に協力し合い、オンラインや物流のみならず人的なネットワーク化を推進し、サービス向上を図っていく必要がある」¹⁰⁹⁾</p>
<p>団体貸出業務</p>	<p>「広く県民への読書環境の充実を図ることを目的に、団体貸出専用図書を市町村立図書館，公民館図書室，学校，読書団体等の利用する目的に応じて貸出を行う」¹¹⁰⁾</p>

	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="528 320 683 376">区分</th> <th data-bbox="683 320 991 376">団体貸出用図書</th> <th data-bbox="991 320 1350 376">読書会用図書</th> </tr> <tr> <td data-bbox="528 376 683 488">貸出冊数</td> <td data-bbox="683 376 991 488">1 団体概ね 500 冊程度</td> <td data-bbox="991 376 1350 488">1 団体概ね 3 タイトル程度 (1 タイトル 10~40 冊)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 488 683 656">貸出期間</td> <td data-bbox="683 488 991 656">6 ヶ月以内 (1 回延長可、最長 1 年)</td> <td data-bbox="991 488 1350 656">1 ヶ月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 656 683 880">貸出方法</td> <td data-bbox="683 656 991 880">来館 (三の丸書庫)</td> <td data-bbox="991 656 1350 880"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来館 ・ 資料搬送便の利用 ・ 宅配 (送料は利用者負担) </td> </tr> </table> <p data-bbox="627 891 1350 920" style="text-align: center;">※茨城県立図書館編『茨城県立図書館要覧 平成 30 年度』より¹¹¹⁾</p> <p data-bbox="528 999 1350 1137">※読書会用図書貸出は、市町村立図書館・公民館図書室を通して行う。団体貸出用図書を保管する三の丸書庫は、県立図書館から約 1 km 離れた場所にあり、所蔵資料は約 21 万冊である¹¹²⁾。</p>	区分	団体貸出用図書	読書会用図書	貸出冊数	1 団体概ね 500 冊程度	1 団体概ね 3 タイトル程度 (1 タイトル 10~40 冊)	貸出期間	6 ヶ月以内 (1 回延長可、最長 1 年)	1 ヶ月	貸出方法	来館 (三の丸書庫)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来館 ・ 資料搬送便の利用 ・ 宅配 (送料は利用者負担)
区分	団体貸出用図書	読書会用図書											
貸出冊数	1 団体概ね 500 冊程度	1 団体概ね 3 タイトル程度 (1 タイトル 10~40 冊)											
貸出期間	6 ヶ月以内 (1 回延長可、最長 1 年)	1 ヶ月											
貸出方法	来館 (三の丸書庫)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来館 ・ 資料搬送便の利用 ・ 宅配 (送料は利用者負担) 											
学校図書館の支援	<p data-bbox="528 1167 1350 1361">○「学校図書館支援事業」として、2012 (平成 24) 年度より開始 (2019 年度までで終了予定)。県内の全市町村の小中学校を、2 年度ごとに 4~13 校ずつモデル校として指定し¹¹³⁾、学校図書館向け図書パックの貸出などを行う¹¹⁴⁾。</p> <p data-bbox="528 1384 1350 1637">「県立図書館と市町村立図書館等、市町村教育委員会が連携し、学校図書館ボランティアの協力を得て、子どもたちが集う魅力ある学校図書館づくりを支援する。子どもたちが学校や家庭で読書に親しむ機会及び学校図書館活動の充実を図り、子どもの読書活動の推進に努める」¹¹⁵⁾</p> <table border="1" data-bbox="528 1648 1350 1957"> <tr> <td data-bbox="528 1648 1350 1704">〈主な支援内容〉¹¹⁶⁾</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1704 1350 1760">・ 学校図書館の環境整備に関する支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1760 1350 1816">・ 図書館担当者研修会の企画</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1816 1350 1872">・ 図書の優先的貸出</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1872 1350 1957">・ ボランティア等、地域人材を活用した教育活動の支援</td> </tr> </table>	〈主な支援内容〉 ¹¹⁶⁾	・ 学校図書館の環境整備に関する支援	・ 図書館担当者研修会の企画	・ 図書の優先的貸出	・ ボランティア等、地域人材を活用した教育活動の支援							
〈主な支援内容〉 ¹¹⁶⁾													
・ 学校図書館の環境整備に関する支援													
・ 図書館担当者研修会の企画													
・ 図書の優先的貸出													
・ ボランティア等、地域人材を活用した教育活動の支援													

	※学校図書館向け図書パック用の図書は、2010（平成 22）年度に措置された「住民生活に光をそそぐ交付金」により、2012（平成 24）年に購入 ¹¹⁷⁾
研修事業	<p>「公立図書館・公民館・大学図書館等の職員を対象とした研修会を開催し、図書館等職員の資質向上を図り図書館サービスの充実に努める」¹¹⁸⁾</p> <p>○茨城県図書館協会と共催で行われ、2018（平成 30）年度は全 7 回、そのうち 4 回は県立図書館が会場である¹¹⁹⁾。</p> <p>〈2018 年度予定の研修事業名〉¹²⁰⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立図書館長研修会 ・初任者研修会 ・ステップアップ研修会 ・児童サービス研修会 ・図書修理研修会 ・関東地区公共図書館協議会総会・研究発表大会

3.4 茨城県立図書館評価に見る市町村立図書館支援

茨城県立図書館は 2003（平成 15）年度から、独自の図書館評価（指標）を行うため、具体的な項目を作成し数値目標を策定したうえでアンケート調査を行い、その結果をホームページ上で公開している¹²¹⁾。図書館評価を行う根拠となるものは 2001（平成 13）年に告示され 2012（平成 24）年に改正された、文部科学省告示「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」¹²²⁾であるとしており、における「公立図書館は図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定して、各年度の目標達成状況等に関し自ら点検・評価を行うよう努めなければならない」¹²³⁾との規定により行うものとしている。

2003（平成 15）年に 83 項目（15 年度は 81 項目、他の 2 項目は 16 年度から）の評価指標と 2006（平成 18 年度）までの数値目標を策定しており、その後は 3 年ごとに見直し、毎年 2 月に一般利用者と市町村立図書館にアンケートを行ったうえで集計し、結果を公表している。この茨城県立図書館の図書館評価から、市町村立図書館への支援に関わる項目に対する評価について検討し、市町村立図書館からはどのような評価を受けているのかを見る。

「市町村立図書館からの信頼度に関する指標（信頼度調査）」は初年度から、2007（平成17）年度からは「市町村立図書館への支援に関する指標（相互貸借貸出点数、市町村からのレファレンス件数等）」「図書館未設置市町村への支援に関する指標（図書館未設置市町村への相互貸借貸出点数等）」に分けて設定している（それまでは「相互貸借」「協力車の運行」）。

「市町村立図書館からの信頼度に関する指標（信頼度調査）」については、平成20年度のみ75.5%と低めだが、おおむね85%から100%の間を推移しており、茨城県立図書館は市町村立図書館から一定の信頼度を得ていると考える。その推移を以下、表9に示す。

表9 市町村立図書館からの信頼度推移

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
目標達成率	85.6%	75.5%	98.6%	100.0%	84.7%	90.7%
年度	H25	H26	H27	H28	H29	
目標達成率	95.7	90.3	90.7	98.6	98.6	

※茨城県立図書館ホームページ・評価結果から作成¹²⁴⁾

3.5 茨城県内の公立図書館設置状況と未設置自治体の現況

平成の大合併がピークを迎えたとされる2005（平成17）年から2006（平成18）年ごろにかけての茨城県における市町村合併の状況をみると、2004（平成16）年12月に75だった市町村数は2005年10月には52に減少し、さらに翌年3月には44になり、現在に至っている。約4年間で、茨城県では市町村数がほぼ半数になったことになる。市町村数の推移を表10に示す。市の数が増加するとともに、町村数は激減していることがわかる。

表10 平成の大合併前後の茨城県における市町村数の推移

年月日現在	市	町	村	計
2002（平成14）.11.1	22	44	17	83
2004（平成16）.12.1	23	40	12	75
2005（平成17）.10.11	30	16	6	52
2006（平成18）.3.27	32	10	2	44

※茨城県総務部市町村課編「茨城県市町村概況〔平成30年度版〕」より作成¹²⁵⁾

また市町村立図書館の設置数をみると、2004（平成16）年7月には市立図書館26館（うち5館は分館）、町立図書館21館（うち1館は分館）、村立図書館3館だったが、2005（平成17）年9月には市立図書館38館（うち12館は分館）、町立図書館10館、村立図書館2館になっている。

表11 平成の大合併前後の茨城県における市町村立図書館数と設置市町村数

年月現在	市立 図書館 数	設置する 市の数	町立 図書館 数	設置する 町の数	村立 図書館 数	設置する 村の数	市町村立 図書館数 合計
2004(平成16).7	26	21	20	19	3	3	49
2005(平成17).9	38	26	10	10	2	2	50
2018(平成30).4	50	31	5	5	1	1	56

※茨城県図書館協会編「茨城の図書館」平成16年度¹²⁶⁾・平成17年度¹²⁷⁾・平成30年度¹²⁸⁾より作成

3.6 茨城県内公立図書館未設置自治体に対する支援の現状と課題（聞き取り調査結果）

本節では、茨城県内の公立図書館未設置自治体に対する支援の現状について、茨城県立図書館の職員に対して行った聞き取り調査の結果から考察する。

3.6.1 聞き取り調査の対象・方法と質問事項

聞き取り調査は、茨城県立図書館の館内サービス課長Aさんと情報資料課の職員Bさん、合計2名を対象に、約1時間行った。館内サービス課長は、市町村立図書館支援業務を主に担っている普及課の課長も以前経験されたということで、茨城県立図書館の業務内容に精通されており、今回の調査にご協力いただいた。聞き取り調査の方法は、半構造化インタビューによるものである。

事前に調査の概要と質問項目についてまとめた文書を郵送にて送付させていただき、当日の聞き取り調査開始前には研究の目的について説明した上で、参加同意書2枚（同一のもの）に署名の記入（記入者も同一の方）を任意でお願いした。この参加同意書は、1枚は調査者が記録として保管し、もう1枚は調査にご協力頂いた県立図書館側で、調査に承諾していただいた控えとして保管していただくものである。また、聞き取り調査を行う際に使用したICレコーダーの内容は本研究のみに使用し、本論文の執筆が終了次第、速やかに消去するものとする。

質問事項は、市町村立図書館支援の内容などの基本的な事項と、それについての問題点や今後の課題、またこれからの展望などについて設問した。さらに公立図書館未設置の自治体に対して行っている支援については、既設置市町村への支援とどのような違いがあるかを明らかにするため、別に項目を設けて質問を行った。質問事項は以下の通りである。

1.茨城県立図書館の実施体制について
①市町村の公立図書館への支援を行っている組織はどのような部署ですか。
②市町村の公立図書館への支援を行ううえで、何か問題点はありますか。
2.市町村の公立図書館への支援の実施について
①県立図書館は市町村の公立図書館へ、どのような支援を行っていますか。
②県立図書館が市町村の公立図書館への支援で、とくに力を入れて行っているものはありますか。
③県立図書館が行っている市町村の公立図書館への支援で、成果を上げていると考えるものは何ですか。また、成果を上げていないと考えるものはありますか。
④県立図書館が市町村の公立図書館への支援を行う際には、どのような課題がありますか。
⑤市町村の公立図書館への新しい支援策で、現在県立図書館が検討しているものはありますか。
3.公立図書館未設置の市町村に対する支援の実施について
①公立図書館未設置市町村に対して、どのような支援を行っていますか。
②県立図書館が公立図書館未設置の市町村への支援で、とくに力を入れて行っているものはありますか。
③県立図書館が行っている公立図書館未設置の市町村への支援で、成果を上げていると考えるものは何ですか。また、成果を上げていないと考えるものはありますか。
④公立図書館未設置の市町村への新しい支援策で、現在県立図書館が検討しているものはありますか。
⑤公立図書館を設置している市町村と未設置の市町村に対する支援で、大きく違う点がありますか。

3.6.2 聞き取り調査の結果

館内サービス課長Aさんの回答を「A：」、情報資料課の職員Bさんからの回答は「B：」と略する。

3.6.2.1 茨城県立図書館の実施体制について

①市町村の公立図書館への支援を行っている組織はどのような部署ですか。

A：「基本的に窓口は普及課になっている。普及課の担当職員は6人であるが、その中でも1人1人、業務分担がある。主な業務内容は、茨城県図書館協会の事務局担当、団体貸出担当、出前イベント（出前講座：年間数回）などである。」

B：「館内サービス課でも、相互貸借やレファレンスなどで市町村からの相談を受けることもあり、情報資料課でも情報（「リサイクル資料」の情報）提供や「購入リクエスト」（1ヶ月に5件ほど来ているので、年間約60件ほどになる）の受付を行っているので、普及課だけでなく他の課でも市町村支援を行っているが、一応窓口は普及課ということになっている（課をまたいで行っている支援業務もある）。」

※「リサイクル資料」：県立図書館が提供を受けた資料等（おもに郷土資料）のうち、県立図書館が所蔵するもの以上に冊数があるものを、市町村立図書館や公民館図書館が活用できるように再度配布するしくみ

※「購入リクエスト」：市町村立図書館では利用があまり見込めない・購入することが難しいと思われる専門的な資料や高価な資料を、県立図書館にリクエストしていただき（県立図書館が代わりに）購入するという制度

②市町村の公立図書館への支援を行ううえで何か問題点はありますか。

A：「普及課には専門職である司書がない。いわゆる行政職（一般的な行政事務職員）や、教員経験者で普及課に配置された職員が業務に携わっているため、市町村の公立図書館から図書館についての専門的な質問をされた場合は、他の課（情報資料課や館内サービス課）に配置されている司書職員に聞かなくてはならず、質問に常に答えられる訳ではないという現状がある。」

B：「しかし、市町村の現状を知らずに質問に答えること、アドバイスをすることはとても難しい。市町村立図書館や公民館図書室の規模は様々で、例えば1館に職員が4人のみのところもあれば、20人いるところもあるというように違いがある。県立図書館の職員は、相談・情報交換業務のために市町村立図書館を巡回するが、職員によっては年に数カ所（1、2カ所の場合も）しか訪問しない者もいる。訪問によって現状を知ることの蓄積が、アドバイスに活かせれば良いのだが、職員が異動してしまうことによってそれが途切れてしまうという点が問題である。」

A：「司書職以外の職員は通常の行政職であり、基本的に3年間で異動になる。あまり長期間は図書館にいられない。職員の入れ替えは館内サービス課でも情報資料課でも多く、蓄積されたものをどのように引き継いでいくかということが問題としてある。人が代われば再度業務を学ばなくてはならず、支援という面からみるとそれが途切れる恐れもある。業務内容を引き継ぐ際に、すべてをマニュアル化出来れば良いのだがそれも難しく、経験がものをいうという場面もある。県の職員として考えると、教育委員会にいた経験のない、知事部局にいた職員がいきなり（教育委員会の中にある）県立図書館に配属されることもあり、その場合また一から勉強する必要がある。公務員はそういうものである、と考えれば仕方のない面はあるのだが。ちなみに司書職員（司書職として採用されている職員）は異動がないが、茨城県立図書館全体でも4人しかいない（情報資料課に2名、館内サービス課に2名）ため、普及課の仕事にまでは手が回らない現状がある。司書資格を持つ職員自体は、臨時職員を含めると全体で19名いるのだが、それでも正職員になると8名のみになり、普及課の業務に携わることは難しい（以前、司書有資格者がもっと多かった時には、普及課にも司書有資格者が配属されていたことはあった）。情報資料課や館内サービス課の方が、より専門的な知識が必要な業務に携わるため、重点的にそちらに配属になってしまう。」

3.6.2.2 市町村の公立図書館への支援の実施について

①県立図書館は市町村の公立図書館へ、どのような支援を行っていますか。

A：「『茨城県立図書館要覧 平成30年度』をご覧くださいと、事業概要に「市町村等への協力推進」とあり、「相互貸借」「資料搬送業務」「相談・情報交換業務」「団体貸出業務」「学校図書館の支援」が支援内容となっている。ほかに「研修事業」も行っている。研修事業は茨城県図書館協会で開催している建前だが、実質的には普及課が事務局になっている。」

（※支援項目の具体的な内容については、3.3 市町村立図書館支援の現状の表8を参照）

相談・情報交換業務について

A：「2年かけて（通年で行っているのではなく、訪問期間は1年のうち半年間である）、県内すべての市町村立図書館と公民館図書室に、1度は必ず訪問するようにしている（分館がある市町村の場合は中央館のみに訪問）。その際は館内を見学し、ど

のような状況であるのか、また質問・相談項目については事前に調査しておき、その場で答えるようにしている。」

(その際には、図書館の規模にもよるとは思いますが、どのような質問や相談がありますか)

B:「『除籍・修理・督促』のような基本的な図書館業務についての質問や、『嘱託職員や臨

時職員にはどのような仕事をさせればよいのか』といった運営面での質問もある。」

A:「市町村立図書館の職員も図書館にずっといた人ばかりではなく、いきなり配属されて来てしまって(図書館業務が)わからないという人もいるので、基本的な質問もあったりはする。」

(やはり、そのような基本的な質問は比較的小規模の図書館からですか。)

A:「(配属されている)人数が少ないところだと、どのようにカウンターを運営していけばよいのか、といったところからまず相談が始まることもある。」

B:「最近では広域利用も増えており、隣の市町村立図書館では行っているサービスをこちら(の図書館)でもやってもらえないのか、といった意見を受けることがあり、そのような場合どうしたら良いのか。といった相談もある。ただ、そのようなことは近隣の市町村の図書館と相談してもらえると良いのではと思うが。」

A:「例えば、除籍処理は県立図書館ではあまり行わない業務なので、除籍処理の方法などについては、近隣の図書館に聞くと良いのではと思う。」

(市町村立図書館の間で、横のつながりというものはありませんでしょうか。)

A:「茨城県図書館協会という組織があり、その中に地区ごとのまとまりで部会を作っている。その部会の中で研修会等を行っているので、そういった場で(除籍処理についての)質問もしあうと良いのではと思うが、まずそこが(そのようなことについて)わかっていないのかもしれない。」

B:「人が少なくて研修会に人を出せないという市町村立図書館や公民館図書室もある。」

A:「人が少ないと、そもそも交流したくてもその時間がないという実情がある。正職員が3人(臨時職員合わせても4人というところも)という図書館もあり、そのようなところは研修会も会議に出るのも大変(日中、正職員がいなくなってしまうと困るので)。

(そのような図書館だと、まず県立図書館に相談する、ということになるのですね。そのようなところは、やはり公立図書館未設置自治体の公民館図書室、というようなところが多いのですか。一概にそうだとも言えませんか。)

B：「そういうわけでもない。公立図書館未設置自治体という、県内で6つある。このうち、桜川市・太子町・美浦村の公民館図書室は、ほぼ図書館の規模と言えるくらいに組織立っている、そこからの質問というのはあまりない。その他は逆に、公民館図書室自体もそれほど積極的に動いておらず、図書館行政に対してあまり積極的ではないようである。相談もそれほどない。ただし大洗町からは相談がけっこうある。

『広域利用』が広まっているので、付近の市町村の図書館を利用することで間に合っているのかもしれない。(例として河内町→龍ヶ崎市、等)。先日訪問したところは(※具体的な市町村名は聞いていない)、公民館図書室が締め切り状態だった。常駐の人がいないために閉まっている。(そのようなところだと)こちらから働きかけてもあまり反応がない。」

A：「桜川市・太子町・美浦村の公民館図書室は活発に活動しており、ほぼ図書館のような働きをしている。大洗町は規模が小さいため、ちょっと運営が厳しいようである。五霞町、境町はあまり活動していないように見受けられる。とくに河内町は、茨城県図書館協会からも脱退してしまっている。」

(それはなぜなのでしょう。)

A：「茨城県図書館協会に入会すると、年会費をいただくようになる。その予算が取れないのか、そもそもあまり活動していないからかもしれない。何年前に脱退してしまった。」

(※茨城県図書館協会編『茨城県の図書館』によると、2011(平成23)年発行のもの¹²⁹⁾までは河内町中央公民館の統計情報が記載されているので、2012(平成24)年から茨城県図書館協会を脱退したものと思われる。)

資料搬送業務について

A：「資料搬送業務は、県立図書館の職員が行っていた時期(「協力車」の運行)もあるが、現在ではほぼ民間の宅配業者に委託している。最低でも1週間に1度は行う必要がある、自前では無理がある。ただ水戸市近辺の市町村(水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、東海村)は自分たちで行っている。近年では予算的に厳しくなり、自分たちで可能な地域は自分たちで行くことになった。」

B：「『遠隔地返却システム』により県内の各市町村で返却された資料を搬送するという役目もある。他には、各市町村から県立図書館に送られてきた広報誌等を分配するなど。」

※「遠隔地利用者返却システム」：「県立図書館が県内全域サービスの充実を図るため平成14年1月から開始したもので、県立図書館より遠隔地に居住する利用者の個人貸出資料を直接来館せず市町村立図書館を経由して返却できるサービス」¹³⁰⁾

学校図書館支援事業について

A：「その年度のモデル校にのみ、県立図書館職員の訪問を行っている。2012（平成24年）度から、総務省の「住民生活に光をそそぐ交付金」という図書資料費として国からの補助金があったため、その年度中に予算を使い切らなくてはならなくなった。いままで学校図書館に対する支援を行っていなかったの、学習テーマごとに200パックほどの「図書パック」を作り、貸出することにした。モデル校（小中学校）を県内各市町村で1～2校指定し、今年度（2018年度）から来年度（2019年度）でひとめぐりすることになる。図書パックの貸出と同時に、県立図書館職員が（相談・情報交換業務での市町村立図書館・公民館図書室訪問と同様に）学校図書館を実際に訪問し、困っていることや悩みを聞いたりアドバイスをするなどの業務を行った（6年間）。訪問するのは夏休みの時期で、司書教諭・学校司書・教育委員会の職員と話をする。実際に児童生徒とふれあうことはほぼない（夏休み期間中の貸出の様子などは見たりした）。その場で県立図書館職員が何かをするというわけではなく、雰囲気を見せてもらうという感じ。」

（学校への図書パックの貸出は、従来の団体貸出とは別のものですか。）

A：「別のものである。団体貸出は、学校に限らず団体であればどこでもよく、読書団体や幼稚園、福祉施設（老人ホーム）なども利用している。」

B：「学校への図書パックも合わせて、「団体貸出」というひとくくりになっているという認識ではいる。」

A：「学校用の本は、同じ本を40冊とか、同じテーマの本を40冊、というふうに「パック」にして貸出しているが、団体貸出用の本は別に書庫があり（「三の丸書庫」）、そこに来て自由に選んでいただき貸出している。」

（この学校図書館支援事業も、相談が多いですか。）

B：「相談というかどちらかというと、これは県の生涯学習課が主導で行っているのだが、めったに集まる機会のない市町村立図書館・教育委員会の職員・学校の先生が一堂に会するので、お互いが困っていること、提供し合える情報や作業といったものを合わせる事が出来る・協力し合える場を提供するというイメージが大きい。その市町村だけで完結してしまうこともけっこうある。市町村立図書館と学校の先生が（県立図書館に？）来る道中の車の中で話をたくさんして、いろいろなことをやろう、ではまた4月にね、と決めている姿を多く見るので、県立図書館に相談が来るというよりも、そこで話が完結することが多いと思う。」

A：「学校図書館支援が小中学校を対象にしているの、県立図書館職員が全校を対象に対応することは難しい。モデル校を1・2校設定し、そのような場を設けて、どのような方法を取れば市町村の中だけで解決できるかということを探る取り組みである。」

それがさらに、モデル校以外の学校に広まることを目的としているので、県立図書館が直接的にアドバイスするというよりは、どちらかという図書館や行政（市役所の人など）に対して、どのような解決法があるのかを、モデル校の取組を通じて体験してもらうことを目的としているので、今後は市町村の中だけで解決できるといいですね、という流れである。」

（今後も続ける予定はありますか。）

A：「来年度で全市町村を回りきるので、その後どうするかは未定である。「住民生活に光をそそぐ交付金」で購入した本をずっと使用しており、その後新たな予算がついているわけではない。そろそろ本を購入しなおす必要があり、続けるにしても新たに予算を付ける必要がある。」

②県立図書館が市町村の公立図書館への支援で、とくに力を入れて行っているものはありますか。

A：「資料搬送や研修会をなくしてはいけない、という頭はあるが、「とくに重きを置いている」ということはあまり考えたことはなく、どれも失くせないものと考えている。資料搬送も相互貸借も横断検索も、すべてお互いに協力し合いましょう、というのが図書館運営の原点。どこの自治体も予算が潤沢にあるわけではないので、もし本がない場合はどこかの図書館から取り寄せて利用者に提供しよう、ということを取りあえず茨城県の中だけでもしっかり行えるように相互貸借があり、それをうまく動かすために資料搬送システムを確立している。さらにその本を検索し、連絡しやすいようにするために「茨城県図書館情報ネットワーク」¹³¹⁾の構築を進めたわけで、どれが欠けても図書館の基本的なサービスが成り立たなくなってしまう。とくにこの3つは欠かせない。それに付随してレファレンスの調査相談として市町村では対応が難しいものがあれば県立図書館で協力するということや、購入リクエストへの協力など、どれも欠かせないと考えている。」

B：「市町村支援は、県立図書館の業務のひとつであり目標のひとつでもあるので、資料搬送業務などのほかにも、ホームページ上で「茨城県図書館情報ネットワーク」を構築して一括して県内の蔵書を検索できるというシステムの運営も、県立でないで行うのは難しいと考える。」

※「茨城県図書館情報ネットワーク」：インターネットを使って茨城県立図書館と県内の市町村立図書館（2018年4月現在で参加館は、40市町村58館）間をネットワーク化する資料検索システム。2004（平成16）年4月から運用を開始した¹³²⁾。

③県立図書館が行っている市町村立図書館への支援で、成果を上げていると考えるものは何ですか。また、成果を上げていないと考えるものはありますか。

A：「成果を上げているとする基準をどこにもってくるかは難しいが、どれも一定の成果は上げているものと考えている。横断検索の方法などについては、以前より格段にやりやすいものになっているので、それにより市町村立図書館からの相互貸借（の申し込み）もしやすいようになってきていると考える。（成果をあげていないと考えるもので）ひとつ挙げるとすれば、「茨城県のレファレンスデータベース」を作ろうとしたのだが、入力する手間を考えると市町村立図書館では難しい面があったようで、こちらが考えていたほどのものは構築できなかった。昨年度からは、県のものは無くし、国会図書館のデータベースに移行し、そちらに登録してもらうことになった。レファレンスの回答結果は、各市町村立図書館でまとめているのだろうが、それをある程度決まったフォーマットにさらに入力するとすると、時間的な余裕がないと厳しいと思われる。」

④県立図書館が市町村の公立図書館への支援を行う際にはどのような課題がありますか。

A：「問題点とするべきかと思われるが、まず普及課の職員数が少ない、ということが挙げられる。以前はもう少し人数がいたのだが、正職員の配置人数も減ってしまい、現在は6人のうち2人が再任用職員で4人が正職員であり、フルタイムで働く人数が少ない（再任用職員は短時間勤務）。そのため全ての市町村に対応するのが難しく、それを補うために他課からの応援が必要になる。市町村への訪問も、普及課の職員1人と他課の職員1人が1組となり、1週間に1日しか出張する時間がない。半年かけて県内の半分の市町村を回り、翌年にその半分を回る。以前は1年のうちに全ての市町村を回っていたのだが、他の業務や館内のイベントの方に手が回らなくなり、またカウンター業務にも支障が出てしまうということで、現在のように2年かけて全市町村を回るというサイクルになった。市町村への訪問も、相談を聞くなどするにはまとまった時間が必要になり、県立図書館から遠方の市町村だと1日に2カ所が限度になる。」

⑤市町村立図書館への新しい支援策で、現在県立図書館が検討しているものはありますか。

A：「今のところはない。やりつくした感がある。今年度から、1千万円ほど資料購入費が増えたので、市町村からの購入リクエストに応える余裕が出来ると思われる（今まではリクエストがあってもお断りしていた部分がけっこうあった。）」

（購入リクエストは、専門書が多いのですか。）

A：「専門書が主だが、洋書のリクエストもある（入札するのも大変で、高価なこともあるうえに、県立図書館でも利用頻度があまりないのではという懸念があるので、正直ちょっと困る。）

B：「図書館サービスは出尽くしている面があるので、新しいものと言われると、ちょっと考えてしまう。市町村からの要望でも、現状あるサービスの拡大（資料搬送の回数を増やすなど）等はある。」

（県立図書館主催のイベントなどを、遠方の図書館でもやってほしいという要望はありますか。）

A：「読み聞かせの講座や、修理の巡回研修などの要望はある。毎年やってはいるのだが、それでもさらに、という声はある。広報のノウハウを教えてほしい、という声もある（研修の内容についてだが、これは協会が中心に企画している）。」

B：「茨城県図書館協会の事務局は普及課だが、館内サービス課・情報資料課の職員も委員のひとりとして参加している。県内の市町村立図書館からも、委員として参加している。そのような（協会の各委員会の）中で、図書館協会の研修委員が研修内容などもそこで決めているので、県立図書館としてというよりは、みんなで決めているという感じ。取りまとめを県立図書館が行っている。」

3.6.2.3 公立図書館未設置の市町村に対する支援の実施について

①公立図書館未設置市町村に対して、どのような支援を行っていますか。

A：「基本的に県立図書館としては、公立図書館未設置市町村（公民館図書室）であっても図書館と同じような支援を行っているので、相談業務や相互貸借、購入リクエストも同様に受け付けており、研修会への参加も促している。茨城県情報ネットワークについても、OPACを公開しているところ（桜川市・大子町・美浦村）は参加している。情報ネットワークに参加しているような公民館図書室であれば、図書館と同じような支援を受けられると考える（搬送便も同じ）。ただ、そもそも活動が活発でない図書室だと、こちらが支援したいと働きかけても反応があまりないというのが実情である。」

B：「自治体ごとの事情があるので何とも言えないのだが、河内町も今回の学校図書館支援事業には入っているので、まったく関心がないというわけでもないと思われる。しかし学校図書館とのからみで公民館図書室はどうするか（どのような協力をするのか）ということについては考えているようだが、公民館図書室自体をどうしたら良いのか、ということに関しては考えあぐねている（どうしたらよいのかわからない）ようだと感じた（訪問の際に）。」

A：「そもそも住民の数が少ない、ということがまずあるのだろうが、利用者が少ない（開けておいても人が来ない。1日0人といったように）となると、資料を置いても利用がないのであれば資料費として予算をあてる必要がない、とその自治体の財政当局が判断する。そうなるとう新しい資料が買えない、ということになり資料が古くなれば借りたいと思う本が無くなり、結果的に利用が減るという悪循環に陥る。新しい図書館を建てるともなれば世間の注目を浴びることにもなるだろうが、そこまでの予算を充てたいと首長が思うかどうかの問題である。市町村レベルになると、首長の考えに左右される部分が多い（図書館を重要視するのか、生涯学習施設をどのように考えるのかという点で）。」

②県立図書館が公立図書館未設置の市町村への支援で、とくに力を入れて行っているものはありますか。

A：「出来れば図書館を建ててください、という働きかけはしている。県の生涯学習課からも、図書館建設をするという情報を得れば、補助金を出すということもしている。逆を言えば、公民館図書室のままであると図書館法における図書館とは認められないので、支援が難しくなってくる。なのでなるべく図書館に移行してください、という働きかけはしている。著作権法に関わる資料の複写の問題もある。全ての市町村に図書館が出来るというのがいちばんの理想。県立図書館の立場としては、市町村立図書館への支援はしやすいが、公民館図書室となると難しい面がある。自治体によっては管轄自体が違っている場合もある。「公民館」が「市民センター」といった名称に変わってきているが、そのようなところにある図書室が、教育委員会の管轄ではない市長部局に入っているところもある。例として東海村では、図書館は教育委員会だが市民センター図書室は市長部局が管轄なので、連携しようとするとう命令系統が違ってしまいうため、指示しづらいという面がある。阿見町でもそのような話を聞いた。いわゆるねじれ現象を起こしている。」

B：「公民館図書室が図書館として認められる場合がある。図書館条例上で、そこが図書館の分館として指定されていれば、図書館として運営できるし、図書館法や著作権法で規定されている映画の上映会等もできる。しかしそこまでやっている自治体がそれほどあるかわからない。文部科学省の指示¹³³⁾があったように、例えば土浦市は市内の公民館図書室を条例で分館として指定しているようだが¹³⁴⁾、町村レベルだとそこまで手が回らないのかもしれない。」

③県立図書館が行っている公立図書館未設置の市町村への支援で、成果を上げていると考えるものは何ですか。また、成果を上げていないと考えるものはありますか。

B：「あまり違いや区別はしていないと思う。ただ、公民館図書室からも購入リクエストを受け付けてはいるのだが、そういったことを県立図書館に対してするまでの手間をかけること自体を面倒に思っているかどうか（そこまで面倒をかけて利用者にサービスをしようとするのか）不明なところはあるしれない。」

④公立図書館未設置の市町村への新しい支援策で、現在県立図書館が検討しているものはありますか。

A：「とくにはない。」

⑤公立図書館を設置している市町村と未設置の市町村に対する支援で、大きく違う点はありますか。

A：「図書館法で規定している図書館ではないという点で、公民館図書室を支援する場合に難しい面があるので、なるべく図書館を設置するように今後も働きかけていきたい。県の生涯学習課の方でも、図書館を作るにあたって何か補助的なことをしているのかどうかを確認すると良いのではと思う。未設置市町村への働きかけとなると、県の生涯学習の施策のひとつとして図書館を設置するように何か働きかけていないかという点も確認してほしい。」

(公立図書館未設置市町村に対する支援に関して、ほかに何か課題と考えることはありますか。)

A：「その市町村が、図書館を設置することをどれくらい重要視しているか、という点に関わってくると思う。(公民館図書室を管轄している部署である)生涯学習課の職員に働きかける必要があるのかもしれない。」

B：「図書館がない自治体では、郷土資料等をどこに保管しているのだろうか?という懸念がある。通常であれば図書館に保管しているだろう郷土資料(その市町村のどこかの施設で収集・保管しておいてくれれば大丈夫とは考えているが)も、公民館図書室だと情報が把握しきれないので、公民館図書室しかない市町村に対しては、きちんと保管されているのだろうかという心配がある。おそらくは、生涯学習センターのようなところに、地域史をまとめている(いた)資料室のような場所があると思う。そこで

まとめて保管していると思うのだが、それを閲覧できるような状況が作れていないという現状があると聞いた（大子町に訪問した際）。土日は開館していない施設で保管している場合、遠方から閲覧に来たくても平日にお願いするとのこと。そのような資料を、今後どのように保管していけばよいのかという相談もあった。」

A：「今の時代になっても図書館を作らない、というのは図書館政策には力を入れていないということになるかもしれない。あるいは、公民館図書室として大きくなりすぎていて（図書館と遜色なく）、住民には図書館と思われている、あるいはサービスが確立されてしまっているため、もう図書館を作る必要がないのでは、というような状況にあるのかもしれない。ほとんど図書館と変わらないので、住民からもうそれでいいと思われているところと、公民館図書室があまり活動していないため、周辺の自治体の図書館に行けばそれでいい、と住民に思われているところとの2種類の自治体に分かれてしまっているのかもしれない。広域利用がこれだけ進んでしまうとそのような考え（自分のところで作らなくても、困らない）にもなるのかもしれない。」

※茨城県による図書館未設置市町村に対しての補助金制度については、1982（昭和57）年度から、以下のような図書館建設の際に補助金を交付する措置が取られている。

表 12 図書館建設促進事業

住民の身近な学習・調査活動の場としての公立図書館の整備を促進するため、図書館未設置市町村が新設する図書館に対して助成する。

区分	平成14年度～（現行補助金額）
対象市町村	全市町村（未設置市町村に限る）
対象経費	本工事費及び付帯工事費
面積及び補助金額	700㎡以上 1,000㎡未満 20,000千円以内 1,000㎡以上 1,500㎡未満 30,000千円以内 1,500㎡以上 2,500㎡未満 40,000千円以内 2,500㎡以上 50,000千円以内

※茨城県図書館協会編『茨城の図書館 平成17年度』¹³⁵⁾、茨城県総務企画部生涯学習課編『生涯学習課等事業概要 平成29年度』¹³⁶⁾より作成

3.7 まとめ

茨城県立図書館による市町村支援は、戦前からすでに巡回文庫という形で開始されており、戦後は移動図書館に形を変えて引き続き行われてきた。市町村立図書館が次第に設置されるのに伴い、まだその設置数が少ない時期には共同巡回文庫制度の実施や公民館図書室への図書の一括貸出などを通じて支援を行い、設置数が増えて来た時期からは団体貸出などに切り替えつつも、長い時間をかけて県民の読書活動推進のための援助を行ってきた。県内の各市町村における図書館体制が整ってきてからは、相互貸借のための連絡体制の整備に始まり、協力車の運行による資料の搬送業務や、蔵書の情報化の発展に伴った茨城県内の図書情報ネットワークの構築など、社会的な状況の変化に応じてその支援内容も変化させてきているが、「市町村への支援」は現在でも茨城県立図書館の業務内容の中で大きな位置を占めている。

県内の公立図書館未設置自治体への支援に対しても、公民館図書室を通じて、既設置市町村への支援の内容とほぼ変わらないサービスを提供している。しかし聞き取り調査を通じて、未設置市町村の中でも、その対応については2分化している傾向があると考えられる。ひとつは「図書館とほぼ変わらない」規模を持ち、その図書館機能に関しても既設置市町村の図書館とあまり変わらない内容で住民サービスを行っており、どのような状況であるのかを県立図書館側でもある程度把握が出来る公民館図書室である。もうひとつは、それに対して「あまり図書館行政に対して重きを置いていない」と感じられる公民館図書室である。この理由については、その自治体で図書館行政がどのような役割を持つと受け止められているのか、さらにその自治体の環境・人口・産業などの様々な要素から成る地域性といった、その土地ごとの事情について総合的に考えなければならない。しかし現時点では県立図書館からも、支援していくにはどのようにすれば良いのかが課題であると考えられる。

県立図書館の側も、市町村支援のための人員の少なさや、市町村から図書館についての専門的な質問があった際に、それに答えられる司書有資格者の配置が難しいといった課題がある。また、今後考えられる新しい支援策についての検討がなされていない点も課題として挙げられる。現状維持ではなく、県立図書館側も変化を求められるのではないかと考える。

69) 茨城県立図書館編. 茨城県立図書館要覧: 平成 30 年度. 茨城県立図書館, 2018, 62p.

-
- 70) 前掲 1) p.30-35
- 71) 前掲 10)
- 72) 日本図書館協会図書館調査事業委員会. 速報 都道府県立図書館と政令指定都市の図書館の 2018 年度資料費予算額. 図書館雑誌. 2018,
- 73) 前掲 1) p.4
- 74) 前掲 1) p.4
- 75) 前掲 1) p.1
- 76) 前掲 1) p.7
- 77) 茨城県立図書館編. 茨城県立図書館 100 年の歩み. 茨城県立図書館, 2003, 100p.
- 78) 前掲 9) p.2
- 79) 前掲 9) p.2
- 80) 前掲 9) p.5
- 81) 前掲 9) p.5
- 82) 前掲 9) p.5
- 83) 前掲 9) p.17
- 84) 前掲 9) p.19
- 85) 前掲 9) p.19
- 86) 前掲 9) p.25
- 87) 前掲 9) p.25
- 88) 茨城県教育庁社会教育課編. 公民館図書室の整備と運営: 平成 2 年度. 茨城県教育庁社会教育課, 1990, 22p.
- 89) 前掲 9) p.23
- 90) 前掲 9) p.23
- 91) 前掲 20) p.10
- 92) 前掲 20) p.10
- 93) 茨城県立図書館編. 図書館概要: 平成 5 年度. 茨城県立図書館, 1993, 109p.
- 94) 茨城県立図書館編. 図書館概要: 平成 13 年度. 茨城県立図書館, 2001, 85p.
- 95) 茨城県立図書館編. 図書館概要: 平成 14 年度. 茨城県立図書館, 2002, 81p.
- 96) 前掲 27) p.16
- 97) 前掲 26) p.38
- 98) 茨城県立図書館編. 要覧: 平成 15 年度. 茨城県立図書館, 2003, 81p.
- 99) 茨城県立図書館編. 要覧: 平成 16 年度. 茨城県立図書館, 2004, 84p.
- 100) 前掲 30) p.40
- 101) 前掲 30)
- 102) 前掲 30) p.40
- 103) 茨城県立図書館編. 要覧: 平成 19 年度. 茨城県立図書館, 2007, 70p.

-
- 104) 茨城県立図書館編. 要覧: 平成 20 年度. 茨城県立図書館, 2008, 70p.
- 105) 前掲 35) p.28
- 106) 前掲 58)
- 107) 前掲 1) p.6
- 108) 前掲 1) p.6
- 109) 前掲 1) p.6
- 110) 前掲 1) p.6
- 111) 前掲 1) p.6
- 112) 茨城県立図書館. “団体貸出向けサービス”. 茨城県立図書館. <http://www.lib.pref.ibaraki.jp/guide/service/dantai.html>, (参照 2018-12-30).
- 113) 前掲 1) p.23
- 114) 茨城県立図書館. “学校関係者の皆様へ”. 茨城県立図書館. <https://www.lib.pref.ibaraki.jp/guide/service/school.html>, (参照 2018-12-30).
- 115) 前掲 1) p.7
- 116) 前掲 1) p.7
- 117) 茨城県図書館協議会. “茨城県立図書館としての資料収集について (建議)”. 茨城県立図書館. <https://www.lib.pref.ibaraki.jp/gaiyo/kyougikai/files/kengisyo2017.pdf>, (参照 2018-12-30).
- 118) 前掲 1) p.7
- 119) 前掲 1) p.7
- 120) 前掲 1) p.7
- 121) 茨城県立図書館. “平成 29 年度茨城県立図書館図書館評価 (指標) 実績について”. 茨城県立図書館. <http://www.lib.pref.ibaraki.jp/gaiyo/toukei/shihyou/files/29-01jisseki.pdf>, (参照 2019-01-09).
- 122) 前掲 6)
- 123) 前掲 6)
- 124) 前掲 121)
- 125) 茨城県総務部市町村課編. 茨城県市町村概況: 平成 30 年度版. 茨城県総務部市町村課, 2018, 151p.
- 126) 茨城県図書館協会編. 茨城の図書館: 平成 16 年度. 茨城県図書館協会, 2004, 60p.
- 127) 茨城県図書館協会編. 茨城の図書館: 平成 17 年度. 茨城県図書館協会, 2005, 142p.
- 128) 前掲 69)
- 129) 茨城県図書館協会編. 茨城の図書館: 平成 23 年度. 茨城県図書館協会, 2011, 70p.
- 130) 前掲 1) p.6
- 131) 茨城県立図書館. “茨城県図書館情報ネットワーク”. 茨城県立図書館. <http://ref.libnet.pref.ibaraki.jp/ILN/>, (参照 2018-12-31).

-
- 132) 茨城県立図書館. “ご案内: 茨城県図書館情報ネットワークについて”. 茨城県立図書館. <http://ref.libnet.pref.ibaraki.jp/ILN/info/index.html>, (参照 2018-12-31).
- 133) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター. 公民館に関する基礎資料: 平成 28 年度. 2017. https://nier.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=1672&file_id=22&file_no=1, (参照 2018-12-31).
- 134) 土浦市教育委員会. “土浦市図書館条例施行規則”. 土浦市. http://www.city.tsuchiura.lg.jp/inform/rules/reiki_honbun/e004RG00000275.html, (参照 2018-12-31).
- 135) 前掲 127)
- 136) 茨城県教育庁総務企画部生涯学習課編. 生涯学習課等事業概要: 平成 29 年度. 茨城県教育庁総務企画部生涯学習課, 2017, 103p.

4 章 茨城県内の公立図書館未設置市町村から見た支援

本章では、茨城県立図書館による県内の公立図書館未設置市町村への支援について、図書館機能をもつ存在として支援を受けている公民館図書室の側から見た現状と課題を明らかにする。そのために、公民館図書室の法的な位置づけ、公民館図書室を設置する各自治体の概要、茨城県立図書館による支援の現状について公民館図書室運営担当者への聞き取り調査結果、という主に3つの観点から分析を行う。

4.1 公民館図書室の法的な位置づけ

公民館図書室は、公民館が住民のために行う活動を具現化する役割をもっている。公民館の設置目的の根拠は社会教育法第20条にあり、「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」を目的としている。また同法第21条第1項で「市町村ないしは特別区が設置する。」と規定しており、第22条では定期講座の開設や講演会の開催などの事業を行うことのほかに「図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。」が明記されており、公民館図書室はこの規定を根拠に設置・運営されているといえる。

現行の「公民館の設置及び運営に関する基準」（平成15年6月6日文科科学省告示）では、その施設に関する細かな規定は削除され、「目的を達成するために必要な設備を備えるよう努める」とだけされているが、見直しが行われる以前の「基準」（平成10年12月7日文科省告示）では、「資料の保管及びその利用に必要な施設(図書室、児童室又は展示室)」を「少なくとも備える施設」のひとつとして掲げていた。

社会教育法は教育基本法を母体として制定され、第1条で「この法律は、教育基本法の本質に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。」と規定している。法体系では社会教育法の下位法にあたるのが図書館法である。図書館法は社会教育法を母体にしており、その第1条で「この法律は、社会教育法の本質に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。」と規定している。また図書館は「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」であること、地方公共団体が設置するものが公立図書館でありその設置に関する事項は条例により定められるものとしている。

公民館図書室も公立図書館も、設置母体は地方公共団体である市町村であるが、図書館は図書館法に基づいて設置される施設であり、公民館図書室は「公民館の中の設備のひとつ」として設置される施設であると考える。

4.2 公民館図書室への聞き取り調査

4.2.1 聞き取り調査の概要

聞き取り調査は、桜川市・大子町・五霞町・境町に対しては公民館図書室を管轄する部署の市町村職員と、実際に公民館図書室の実務を担当する職員双方を対象に行った。大洗町・河内町に対しては管轄する部署の職員のみ、美浦村に対しては公民館図書室の実務を担当する職員のみを対象にしている。調査時間は各公民館図書室につき約1時間～1時間30分ほどである。聞き取り調査の手法は、茨城県立図書館に対する調査と同様、半構造化インタビューによるものである。

事前に今回の聞き取り調査についての概要と質問項目についてまとめた文書を郵送にて送付させていただき、当日の調査開始前に本研究の目的について説明した上で、参加同意書2枚（同一のもの）に調査を受けていただく方（複数の場合は代表者の方）の署名の記入を任意でお願いした。この参加同意書は、1枚は調査者が記録として保管し、もう1枚は調査にご協力頂いた公民館図書室の側で、調査に承諾していただいた控えとして保管していただくものである。また、聞き取り調査を行う際に使用したICレコーダーの内容は本研究のみに使用し、本論文の執筆が終了次第速やかに消去するものとする。

質問事項は、公民館図書室の概要（統計的な情報については、茨城県図書館協会による『茨城の図書館 平成30年度』を確認し、それ以外の特徴等についてお聞きした）・県立図書館からの支援の内容と連絡体制等についての問題点や要望等、また今後公立図書館を新たに設置する際に県立図書館からの支援を必要とするかどうかについて設問した。

質問内容について、以下に提示する。

1 公民館図書室の概要について教えてください。
2 茨城県立図書館との連絡体制について
①茨城県立図書館との連絡を担当しているのはどのような部署ですか。
②茨城県立図書館との連絡体制について、何か問題点はありますか。
3 茨城県立図書館による支援について
①公民館図書室への県立図書館からの支援にはどのようなものがありますか。

②公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、利用度が高いものは何ですか。
③公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、利用度が低いものは何ですか。
④公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、とくに必要だと感じるものはありますか。
⑤公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、あまり必要ではないと感じるものはありますか。
⑥公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、今後さらに力を入れて行ってほしいものはありますか。
⑦公民館図書室への県立図書館からの支援で、今後新たに行ってほしいものはありますか。
⑧公民館図書室への県立図書館からの支援について、公民館図書室の利用者への案内を行っていますか。
4 公立図書館の設置計画等について
①今後、公立図書館を設置する計画はありますか。
②公立図書館を設置する計画において、県立図書館からの支援で必要としていることはありますか。
③公立図書館を設置する計画がない場合、県立図書館からの支援の他に利用しているサービス等がありますか。

質問1の「公民館図書室の概要」については、施設についての基本的なデータや実績についての統計的な数字（所蔵資料・貸出冊数・登録者数・予算額等）、また開室・閉室時間についてなど運営についての情報等は、資料として添付の資料に一覧表としてまとめている。インタビューの途中で調査者が質問を挟んだ場合は、()で内容を表している。

なお、聞き取り調査の結果の順番は、調査に伺った順としている。

4.3 桜川市（真壁伝承館真壁図書館）への聞き取り調査

4.3.1 桜川市と真壁図書館の概要 ^{137) 138)}

桜川市は2005（平成17）年に、当時の西茨城郡岩瀬町・真壁郡真壁町・真壁郡大和村の3町村が合併して誕生した。2019年1月1日現在の人口は42,126人である。茨城県の中西部に位置し、北側は栃木県、東側は笠間市・石岡市に、西側は筑西市、南側はつくば市に隣接している。旧3町村とも図書館の設置はなく、合併まではそれぞれの町村の中央

公民館図書室が図書館機能を担っていた。2011（平成 23）年に旧真壁中央公民館の老朽化による建て替えを機に、歴史資料館・まかべホール・真壁図書館との複合施設である真壁伝承館として建設され、真壁図書館に桜川市の図書館機能が集約された。それと同時に県立図書館からの支援もここで受けることとなった（現在も岩瀬中央公民館と大和中央公民館には図書室が設置されている）。

4.3.2 聞き取り調査の結果

聞き取り調査は、桜川市教育委員会生涯学習課職員で真壁図書館担当者の A さん、行政専門員（再任用職員）の B さん、非常勤職員（司書有資格者）の C さん、合計 3 名を対象に、約 1 時間行った。それぞれの回答は「A：」「B：」「C：」と略する。

4.3.2.1 公民館図書室の概要について

A：『真壁図書館』という名称ではあるが、所蔵資料の点数などの面で図書館協会に施設会員として加盟するには要件を満たしておらず、規模としては図書館とは呼び難い。しかし真壁伝承館という一連の施設群の中でも建物が独立しているので、図書館としての独立性がある程度はあると思う。図書館と公民館図書室の中間のような感じだと思われる。」

A：「図書館の管轄部署は桜川市教育委員会の生涯学習課になる。大和地区（旧大和村）にある『シトラス』という市民センター施設の中に生涯学習課が入っており、私も普段はそこで勤務している。真壁図書館の維持管理は生涯学習課の職員が担当になっているが、通常の図書館の業務については、行政専門員や臨時職員の司書の方々に任せていただいている。人員体制は、行政専門員（再任用職員）2 名、司書有資格者の非常勤職員 2 名、一般非常勤職員 1 名の計 5 名で、毎日 2～4 名の交代制で行っている。」

C：「図書館の貴重書の中には、より保管状況の良い歴史資料館（同じ敷地内にある別の施設）に保管しているものもある。歴史資料館との共通資料で、図書館に置いてあるものもある。平日の利用者は 1 日 60～70 人、土日は 100～150 人くらい。2～3 月に図書館のある真壁地区で行われる『真壁のひなまつり』の開催時期は、来館者が月 2,000 人ほどにもなる。通常は中高年の利用者がけっこう多い。夏の時期は午前中に利用が多く、午後からは児童生徒の利用も多い。」

C：「広域利用は隣接市町村であるつくば市・笠間市・石岡市・筑西市の住民が可能である（利用カードも作れる）。桜川市へ通勤して来る人の利用もあるが（広域利用者数は把握していない）、登録者はほとんどが桜川市住民。昨年市で生活実態調査を行った際に、笠間市・筑西市の住民で桜川市に近い地区の住民による真壁図書館の利用や、複数の市立図書館を利用している人も多いことがわかった。旧大和村、旧岩瀬町、旧真壁町のいずれにも図書館はなかった。現在も公民館図書室はあるが、規模としては学校図書館よりも所蔵資料は少ないくらいである。」

4.3.2.2 茨城県立図書館との連絡体制について

①茨城県立図書館との連絡を担当しているのは、どのような部署ですか。

C：「図書に関しての事務のやりとり（相互貸借・搬送便・レファレンス等）は、図書館が直接担当しているが、統計などについては生涯学習課の図書館担当のほうにお願いしている。情報の共有はメール等でしている。」

C：「搬送便は毎週水曜日にある。県立図書館とは毎週あるが、県立以外の他の市町村立館とは2週に1度のサイクルになる。委託の業者（宅配業者。業者は毎年変わることもある。県立から連絡が来る）が行っている。」

②茨城県立図書館との連絡体制について、何か問題点はありますか。

C：「連絡は、メールとFAXの両方で来る。そのため誰かの目には必ず触れるので、その点（連絡系統）については問題ない。」

A：「図書館についての実務的な（県立図書館との）やりとりは図書館が、統計などに関するやりとりは生涯学習課、というように分担が出来ており、情報の共有や連携がなされていけば問題はないと思うので、現時点では問題点はない。」

4.3.2.3 茨城県立図書館による支援について

①公民館図書室への県立図書館からの支援には、どのようなものがありますか。

C：「相互貸借、資料搬送業務、研修会の開催、レファレンスサービス、県立図書館職員の巡回、学校図書館の支援、読書団体への貸出。」

（学校図書館支援事業について、真壁図書館や生涯学習課で行っている連携事業は何かありますか。）

C:「県立図書館の事業に関連したものではないが、中学校から一昨年に、秋に行われるイベントに、ブックトークなどの参加を打診され出向いて行った。他にも何校かの小学校から、年に1回くらい真壁図書館の使い方についてのレクチャーの依頼がある(小学生が真壁図書館を訪問する。『まちたんけん』や見学とは別のもの)。市内の小学校図書館を巡回している支援員は別におり、県立図書館からの支援事業についてはこちらでは把握していない。」

C:「修理、レファレンスサービス、初任者向け等の研修には参加させてもらっている。とくに初任者研修にはなるべく出るようにしているが、交代要員が少ないのでそのへのやりくりは大変である。県立図書館のある水戸に行くには1日ばかりなので。昨年か一昨年には、筑西市立中央図書館で研修が行われたが、その際には近いので3人で行くことが出来た。」

※真壁図書館は毎週の休館日がなく、基本的には月1日の図書整理日のみ休館している。真壁地区が国の「重要伝統的建造物群保存地区」でありその中に立地しているので、真壁地区や真壁伝承館を訪問した方が立ち寄れるように、真壁伝承館の開館日に合わせているとのこと。

②公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、利用度が高いものは何ですか。

C:「相互貸借である。また『購入リクエスト』制度については、先日(今年度)に県立の訪問があった際に初めて聞いたので、今までは利用したことはなかったが、今後は検討してみて、県立に相談の上利用したいと思う。(購入したいが)当館では買えない高価な資料がある際に、このような制度は重要だと思う。」

③公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、利用度が低いものは何ですか。

C:「研修については、人員を割けないのであまり参加できないということから、利用度は低いと思う。県内の地区を分けていただいて近い地域で、開催の頻度も多くしてもらえれば参加しやすくなるかと思う(要望の意味も含めて)。行きたいのはやまやまなので。」

④公民館図書室への県立図書館からの支援の中でとくに必要だと感じるものは何ですか。

C:「当館は資料が少ないので、相互貸借をどんどん利用させていただいている。これからも利用していきたいと思う。ちなみに2016年度は当館からの依頼件数が118件

(うち県立図書館の蔵書からの借受数は 59 件)・被依頼数は 17 件、昨年 (2017 年) 度は依頼件数 137 件 (うち県立図書館からの借受数 75 件)・被依頼 8 件だった。しかし今年 (2018 年) 度から『茨城県図書館情報ネットワーク』のシステムが少し変わったようで、それが原因なのか被依頼件数が多くなった (今年度の 8 月までの被依頼件数はすでに 22 件)。借受館の検索にひっかかりやすくなったのかもしれない。」

⑤公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、あまり必要ではないと感じるものはありますか。

C:「特段ないと思うが、(県立図書館での) イベント等のポスターが送られてくると館内に貼ってはいるが、水戸はここから遠いので、宣伝効果があるのかはちょっと不明であると思う。」

⑥公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、今後さらに力を入れて行ってほしいものはありますか。

C:「じつはどのような支援を受けられるのかをよく把握していない。『このような支援が受けられる』というあまり情報が入ってきていないので、具体的に知りたい。」

⑦公民館図書室への県立図書館からの支援で今後新たに行ってほしいものはありますか。

C:「今のところはない。」

⑧公民館図書室への県立図書館からの支援について、公民館図書室の利用者への案内を行っていますか。

C:「(「遠隔地返却サービス」について) ここは適用外になっている。1 度知らずに搬送便で送ってしまい、県立図書館から『そちらはサービス外なので』と言われて知った。先日あった県からのアンケートに『相互貸借サービスを受けているので、同時に遠隔地返却サービスも行えると良いのでは』と回答した。利用者の利便性を考えると、相互貸借の際に同時に行えると良いと思う。現時点では、受付できないのでお断りしている。利用者には、持ってこられた際には笠間市立図書館か筑西市立図書館にってもらうようお願いしている。公民館図書室の域を脱していないので、それが理由かもしれない。県からの相互貸借のサービスについての周知ポスターは掲示している。遠隔地返却サービスは様式 (申込書) があり、利用者に記入してもらう等の手続

きがある。以前私が働いていた図書館では、搬送便の箱がいっぱいになるくらい、遠隔地返却サービスを利用して県立図書館に返却する本があるときもあったので、地域によっては利用度が高いサービスだと思う。」

※「遠隔地返却サービス」とは、「遠隔地利用者返却システム：県立図書館が県内全域サービスの充実を図るため2002（平成14）年1月から開始したもので、県立図書館より遠隔地に居住する利用者の個人貸出資料を直接来館せずに市町村立図書館を經由して返却できるサービス」¹³⁹⁾のことである。

4.3.2.4 公立図書館の設置計画等について

①今後、公立図書館を設置する計画はありますか。

A：「計画といわれると今のところはないのだが、住民からの声はある（公立図書館建設の要望）。今年（2018年）3月の市議会で住民からの請願があり、桜川市は主旨を採択したので、これからそれを具体的に計画していくかどうかという段階ではある。図書館をつくろうかという風に話が向いてきた、という段階。最初は建設のための委員会の設置、その段階に合わせた年度ごとの予算の確保、それが形になってくれば設計・建築関係の予算が上がっていくことになると思う。現在声が上がっているのが岩瀬地区であるので、場所として候補にはなると思うがまだ何も決まっていない。2010（平成22）～2011（平成23）年ごろに、岩瀬地区にも小さめの図書館をつくる話があったがいろいろあって実現しなかった。しかし図書館を作りたいという話は継続しており、最近ではそのようないわば『ミニ図書館』ではなく、ちゃんとした図書館を作りたい、という話になっている。集会施設・育児子育て関連施設・飲食施設や店舗等との複合施設でという話もあり、図書館単体ではいろいろな住民の要望を満たしていくのは難しいかもしれない。」

②公立図書館を設置する計画において、県立図書館からの支援で必要としていることはありますか。

A：「図書館運営については、ノウハウがないので公立図書館としての規模になると教えてもらうことになると思う。ただ実際は、茨城県図書館協会の県西地区連絡協議会に年会費を払って参加しているので、その場での情報交換や実際の事例を見せていただくなどの方があり得るかもしれない。むしろ県立に直接よりも、そちらの方が身近である。」

担当者の方にも毎年お会いする機会もつくっているのですが、そちらのほうが入り口としては身近なのかなと思う。県西地区の桜川市・筑西市・結城市・下妻市・古河市・八千代町・坂東市・常総市が参加している『図書館奉仕研究協議会』¹⁴⁰⁾にも参加しており、規模的には県の図書館協会よりも小さい集まりになる。ここでは参加館は会長を交代で担うのだが、桜川市は図書館としての規模を満たしていないので会長は受けないが幹事は受けて運営に協力している。年に1度の総会での情報交換や、研修会にも参加できる状況であれば参加している。」

③公立図書館を設置する計画がない場合、県立図書館からの支援の他に利用しているサービス等がありますか。

A：「県立からの支援の他に、近隣の自治体との広域連携といったつながりの方が強いのかもかもしれない。この辺の地区では、とくに結城市の図書館が施設も複合化しており規模も大きいので、ああいった図書館施設が今後参考になっていくのではと思う。運営面などでは県立からのアドバイスをいただくことも多いと思うが、最近のトレンドみたいなものについては、なるべく新しい図書館の事例を見たり聞いたりすることが絶対に必要だと思う。部分部分によって、いろんなところに助けてもらいながら、桜川市にとって住民に求められる施設とはどんなものを形作っていかなければならないと思う。民間の力というか、設計の実績がある業者や、図書館関係は専門の業者がいらっしゃるので、そういうところの持っているノウハウやアイデアも必要になって来ると思う。」

(質問のほかに何か思うところがあればお聞かせください)

A：「桜川市は図書館と生涯学習課が別れているところが、けっこう難しい所なのかと思う。生涯学習課の担当者には、図書館業務の日常的なところはわからない所が多い。逆に図書館の方からすると、図書館の計画みたいところはわからないと思う。」

4.3.3 桜川市真壁伝承館真壁図書館への聞き取り調査のまとめ

真壁図書館の聞き取り調査からは、公民館図書室を管轄している生涯学習課の職員と、実際に窓口業務や県立図書館と相互貸借などについて連絡を取っている図書館職員との連携が円滑に行われている印象を受けた。通常、それぞれ業務を行っている場所の距離が離れているにも関わらず、分担を明確にしきちんと連絡を取り合うよう互いに気を付けてい

る。公民館図書室としての位置づけではあるが、建物も独立しており蔵書数・貸出数ともに多く、さらに「茨城県図書館情報ネットワーク」に参加しているため相互貸借の依頼・被依頼ともに常にある状態である。また、他市町村の公立図書館での勤務経験がある司書有資格者の職員がいるため県立図書館による様々な支援策（購入リクエストや遠隔地返却サービス等）についての知識があることの意義は大きいと思われる。しかし「利用したいけれど人員の問題で研修会にあまり参加できないのが残念」という声があった。

また、公立図書館設置に向けて計画を策定する可能性があるとのことだったが、もし図書館を建てるとなった場合は県立図書館だけではなく近隣の図書館からもアドバイスをいただくという話だった。県西地区は他の市町村立図書館との横のつながりがあるとのこと、特徴的だった（他の地区ではそのような話はほとんど出なかった）。

疑問に思った点は、学校図書館支援事業について真壁図書館は殆ど関わっていないということと、県立図書館による支援について「このような支援があります」という周知があまりない、という話があったことである。

図3 真壁伝承館真壁図書館一般開架（右手は図書館の入り口）



図4 真壁伝承館真壁図書館児童室



4.4 大子町（中央公民館別館図書館「プチ・ソフィア」）への聞き取り調査

4.4.1 大子町と「プチ・ソフィア」の概要^{141) 142)}

大子町は茨城県の最北西端に位置し、北側は福島県、西側は栃木県（町の面積の大部分は福島県と栃木県に挟まれている）、東側は常陸太田市、南側は常陸大宮市にそれぞれ隣接しており、茨城県内で3番目に広い面積を占める市町村であるが、1955（昭和30）年以降の市町村とも合併していない。2018年12月1日現在の人口は17,310人である。

大子町中央公民館別館図書館「プチ・ソフィア」は2005（平成17）年、中央公民館の図書室機能を分離させて150メートルほど離れた場所に別館として建設し、開館した。名称は町民から公募したもので、フランス語の「プチ（小さい・かわいい）」と、ギリシャ語の「ソフィア（知恵・知識）」の意味が含まれている。

2007（平成19）年には大子町が「読書のまち」を宣言し、同年文部科学省により2年間の「子ども読書の街」の指定を受け、それに伴い「大子町『子ども読書の街』推進委員会」が結成されている¹⁴³⁾。

現在大子町は、栃木県大田原市・那須塩原市・那須町・那珂川町・福島県棚倉町・矢祭町・塙町と3県8市町にまたがる「八溝山周辺地域定住自立圏」¹⁴⁴⁾に参加しており、圏域内の図書館の相互利用を促進し「図書館サービスの充実を図るとともに利用者の増加及び利便性の向上に取り組む」協定を結んでいる¹⁴⁵⁾。そのためこの協定に参加している3県8市町の住民は、公立図書館と公民館図書室の相互利用が可能になっている。

4.4.2 聞き取り調査の概要

聞き取り調査は、太子町教育委員会事務局生涯学習担当職員で、図書館「プチ・ソフィア」担当者の A さん、嘱託職員（司書有資格者）の B さん、臨時職員（司書資格は取得していないが、開館当初より勤務している）の C さん、合計 3 名を対象に、約 1 時間行った。それぞれの回答は「A :」「B :」「C :」と略する。

4.4.2.1 公民館図書室の概要について

「プチ・ソフィア」は 2005（平成 17）年の開館時に、県立図書館の「モデル図書館事業」により約 20,000 冊の図書を借り受けた（図書の返却は 5 年後を目安とする）が、2011（平成 23）年度に「住民生活に光をそそぐ交付金」を受け、1,300 万円分の図書（一般書約 4,400 冊、児童書約 4,400 冊）を購入し、2013（平成 25）年度には県立図書館から借り受けた図書をほぼ返却している¹⁴⁶。

B : 「人員体制は、司書有資格者の嘱託員 2 名、臨時職員 2 名の計 4 人で運営している
通常は 1 日に 3 名が出勤し、週 1 日（平日）は片付けのため 4 名が出勤する。」

B : 「雑誌・新聞は玄関入ってすぐの小さなスペースに置いてあり、館内どこに持って行って読んでも大丈夫だが、年配の利用者が多いのでとくに 1 階の机を使っている。」

B : 「利用者用のインターネット端末は設置していない。」

B : 「1 日の利用者数は、30～40 人くらいだが、夏休みは 100 人近くある。月曜日と木曜日が休館日で、年末年始は休みだが図書整理期間はとくに設けていない。」

4.4.2.2 茨城県立図書館との連絡体制について

①茨城県立図書館との連絡を担当しているのは、どのような部署ですか。

B : 「県立図書館から図書館にメールや FAX で連絡がきたときは、図書館で一旦受けてから、公民館内にある教育委員会の生涯学習担当のところに連絡するようにしている。文書が来た時には、確認してもらうために提出はするが、図書館で済む用事は図書館で対処している。統計などは図書館で作成してから生涯学習担当の方へ提出し、承認が出れば図書館から県立図書館へ提出する。必要があれば生涯学習課へ報告する感じである。役割分担を明確にしているというより、図書館が主になって連絡体制を取っている。」

②茨城県立図書館との連絡体制について、何か問題点はありますか。

B：「月曜日・木曜日が休館なので、例えば木曜日に、もし県立から急ぎで確認してほしいという連絡があっても、休館しているので対応が遅れてしまうということ。ほかには現在とくにはない。」

4.4.2.3 茨城県立図書館による支援について

①公民館図書室への県立図書館からの支援には、どのようなものがありますか。

B：「相互貸借，資料搬送，研修会の実施，レファレンスサービス，県立図書館職員の巡回による情報交換や運営相談。県立で行っている催し物のチラシやポスターなどをもらっているが、大子町のは、図書館からは送っていない。購入リクエストの利用はしたことがない。相互貸借は2017年度で約210件。搬送便は週に1回来る（県立以外の他の図書館に依頼した場合は2週間かかる。）じつは当館が『茨城県図書館情報ネットワーク』に参加したのは今年で2年目である。これまでは相互貸借はFAXで依頼し、県立図書館の蔵書のみ利用していた。ネットワークに参加してからは、県立以外の図書館と相互に依頼することが増えた。」

②公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、利用度が高いものは何ですか。

B：「一番使うものは相互貸借。」

③公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、利用度が低いものは何ですか。

B：「購入リクエストと、県立図書館へのレファレンスサービス。研修会はあれば利用しているが、1回の研修には人員体制の問題で、2名までしか行けない。」

④公民館図書室への県立図書館からの支援の中でとくに必要だと感じるものは何ですか。

B：「必要だと感じる支援は、相互貸借。」

⑤公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、あまり必要ではないと感じるものはありますか。

B：「あまり必要ではないと感じるものはない。」

⑥公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、今後さらに力を入れて行ってほしいものはありますか。

B：「力を入れて欲しいものというのとくにはないが、相互貸借は今後も利用させていただきたいと考えている。」

⑦公民館図書室への県立図書館からの支援で今後新たに行ってほしいものはありますか。

B：「とくにはない。」

⑧公民館図書室への県立図書館からの支援について、公民館図書室の利用者への案内を行っていますか。

B：「（「遠隔地返却サービス」について）遠隔地返却サービスは、当館では受け付けていない。今までに県立図書館で借りた本を返却したいと来られたことは何件かあったが、お断りした。県立の方からも、まだ規模的に図書館ではないので遠隔地返却サービスは適用されない、ということ言われている。相互貸借制度についてのポスターの掲示と案内はしている。」

4.4.2.4 公立図書館の設置計画等について

①今後、公立図書館を設置する計画はありますか。

A：「今のところはとくにはない。」

②公立図書館を設置する計画において、県立図書館からの支援が必要としていることはありますか。

A：「計画がないので、何とも言えない。」

③公立図書館を設置する計画がない場合、県立図書館からの支援の他に利用しているサービス等がありますか。

C：「近隣の自治体との広域連携で、福島県矢祭町の方の利用がけっこうある。栃木県大田原市からの利用者もいる。大子町は『八溝山周辺地域定住自立圏』を3県2市6町で構成している。例外で、水戸在住だが大子町に毎年1週間ほど滞在する方に貸出している人がいる（旅館にのみ持ち出し）。矢祭町から大子町に、買い物に来たりする人はけっこういるが、旧里美村（現常陸太田市）や常陸大宮市在住の人があまり大子町の図書館に来ることはない。ちなみに矢祭町には「矢祭もったいない図書館」というところがある。」

4.4.3 大子町中央公民館別館図書館「プチ・ソフィア」への聞き取り調査のまとめ

建物が独立しており、まさしく「ほぼ図書館」規模の面積と蔵書数を備えている。茨城県内の公立図書館未設置市町村の中で唯一の県北地区であり、県立図書館からの距離も離れているためか、ある程度の独立性を持っているといえる。また他の地区との相違点は、県域を越えた広域連携協定を結んでいるため、茨城県外の住民の利用がある点である。そのような独自性もあるためか、相互貸借以外の県立図書館からの支援をあまり必要としないような点が見受けられた。学校図書館への支援に関しても、大子町は「読書のまち」宣言を掲げて町全体で学校図書館への支援を独自に行っているためか、県立図書館からの支援に対して公民館図書室としては連携していない。

図5 大子町中央公民館別館図書館「プチ・ソフィア」一般開架



図6 大子町中央公民館別館図書館「プチ・ソフィア」児童室



4.5 大洗町（中央公民館図書室）への聞き取り調査

4.5.1 大洗町と中央公民館図書室の概要¹⁴⁷⁾¹⁴⁸⁾

大洗町は茨城県の太平洋沿岸部のほぼ中央に位置し、北側はひたちなか市、南側は鉾田市、西側は水戸市と茨城町に接しており、2019年1月1日現在で人口は16,933人である。1955（昭和30）年以來、市町村合併は行っていない。

図書室のある中央公民館は大洗町役場・大洗文化センターと隣接して設置されており、同じ建物には漁村センターが併設されている。

茨城県立図書館のある水戸市の中心部（水戸駅）からは約12kmと、近い距離にある。

4.5.2 聞き取り調査の結果

聞き取り調査は、大洗町教育委員会生涯学習課社会教育係の職員で、公民館図書室担当者のAさんを対象に、約1時間行った。回答は「A:」と略する。

4.5.2.1 公民館図書室の概要について

A:「人員体制は、兼任職員（Aさん）1名、臨時職員6名（うち1名は兼任。ほか5名は専任）の計7名だが、司書資格保持者はいない。実質的な図書室の業務を行っているのは臨時職員6名である。勤務はシフト制で午前・午後・夕方の3交代制である。

1日2～3人が出勤)。図書室のカウンターには常に1人しかいない。したがって1日に臨時職員が同時に2人いるのは、引継ぎを行う10分ほどの時間である。」

「予算額は賃金（人件費。臨時職員なので）も含めた額であり、資料購入費の予算は年間約100万円である。備品という形で職員が年に数回、書店に購入に行く。視聴覚資料は予算の状況を見ながら年に1度購入する。」

「当図書室は、電算化していない。貸出返却は図書カードを使用しており、資料は台帳で管理している。パソコンに登録はしているが、利用者が蔵書を検索できるシステムはないため、本の検索はカウンターで職員が行う。利用者が使用できるインターネット端末も設置していない。うちはだいたいアナログで、学校図書館のような感じ。県立図書館との相互貸借は行っているのですが、その点は違うが。電算化の予算は毎年申請しているが、なかなか通らないでいる状態。」

4.5.2.2 茨城県立図書館との連絡体制について

①茨城県立図書館との連絡を担当しているのは、どのような部署ですか。

A：「担当している部署は、教育委員会生涯学習課である。」

②茨城県立図書館との連絡体制について、何か問題点はありますか。

A：「相互貸借など日々の連絡は、生涯学習課の職員が図書室の臨時職員から聞いて、FAXや電話で行っている。調査などの際にはメールも使用するが、基本的にはFAXと電話を使用する。とくに問題点はない。」

4.5.2.3 茨城県立図書館による支援について

①公民館図書室への県立図書館からの支援には、どのようなものがありますか。

A：「相互貸借（貸出は行っていない）、搬送便（週に1度、業者は日本郵便）、図書館職員向けの研修会、県立図書館職員による図書室訪問（毎年1月ごろに実施、県職員が訪問し実際に図書室を視察するとともに相談等を行う機会となっている）、茨城県図書館情報ネットワークによる横断検索（支援の一環とは聞いているが、大洗町は使用していない。大洗町はインターネット端末による所蔵図書のデータベース化が行えておらず、図書館情報ネットワークにも参加していないため）、団体貸出（図書室等に対し、県立図書館の本をまとめて貸出してもらえるサービス。読書団体等以外にも、公民館図書室も対象としている）。団体貸出は、過去に1度利用したことがあるとは

聞いた（長くいる職員さんから）が、近年は利用していない。こちらから三の丸書庫に行って自分たちで選んで持って来なければならない、借りに行くのも返却に行くのも大変だったとのこと。また大洗町では、それ（団体貸出で借りた本）を図書室で貸出するにはそれぞれに図書カードを作成しなければならない、その手間が必要になり大変だった、と聞いた。」

「ほかの図書館の方と深く話をしたことがないので、本当に差がないのかどうかかわからないが、もらった通知などから察するに、公民館図書室に対して他の市町村立図書館では行われていないような特別な支援というものはなく、前述したものは県内すべての市町村立図書館に対する支援と同様のものである。」

②公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、利用度が高いものは何ですか。

A：「相互貸借である。搬送便も同様。2017年度は、28件の実績があった。2018年度については、8月29日現在ですでに27件あるので、このぶんでいくと昨年度よりかなり上回るかもしれない。相互貸借制度についての周知が進んでいるのか、同じ利用者が多数利用しているということもあるかもしれない。」

「また研修会についても、初任者研修や修理、読み聞かせの講習等が年に数回開催されており、参加の実績がある。予算の関係があり、臨時職員が参加するとなるとその度に費用が発生してしまうので、近年は正職員で知識や経験のない者が行っている。予算に余裕があれば、臨時職員も参加させたいところだが厳しい。ここ（公民館図書室）にいるだけではスキルアップが難しいし、レファレンス研修なども、実際に窓口立っている臨時職員が参加すると良いと思う。」

③公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、利用度が低いものは何ですか。

A：「団体貸出である。近年の利用実績がない。また、図書館情報ネットワークも参加していないので、利用したことがない。」

④公民館図書室への県立図書館からの支援の中でとくに必要だと感じるものは何ですか。

A：「相互貸借である。年々利用者が増加しているほか、当図書室は蔵書が少ないため、大洗町にない資料についての補完が出来る。利用者のリクエストで、購入を決定したものは、書店にFAXで注文し購入しているが、その他に購入するものがあれば実際に職員が書店に行き、実物を手に取って中身を見て選定し購入している（年に3回ほど）。

臨時職員を含めて3名ほどで出向く。ブックコートは書店でかけてもらえるが、背ラベルなどは図書室で装備する。また、利用者の中には新しめの本を多数寄贈して下さる方がいる。そのため古くなった本の買い替えや、郷土資料なども購入できている。しかし専門書等、利用頻度の低いものや高価なものはあまり購入できないので、相互貸借を利用できるとよい。」

「また、各種の研修会も必要と感じる。初任者研修から実質的な研修まで網羅されており、図書業務を行ううえで必要性が高いと感じる。当図書室には司書資格を持っている職員がいない（専門的な知識がない）ということ、生涯学習課の正職員も何年かで異動してしまうこと、図書室の業務をマニュアル化していないこと、レファレンスのクオリティを考えたりすると研修に参加して質を高めることが必要なので、それらの面からも今後も続けてもらえると良いと思う。」

「県立図書館の職員による図書室訪問。私は生涯学習課に配属になってから日が浅いため、まだ経験しておらず、前任者の話や訪問の際のメモなど察するしかないのだが、何か相談したいことやレファレンスがあると、県立図書館に電話で問い合わせしたりしていたようだ。また実際に図書室に来室していただき、現地を確認のうえで、図書室を運営するうえでの悩み等を相談できる貴重な機会である。実際に見てもらってアドバイスしてもらえるのは有難い。当図書室には司書資格者がいないため、専門性の高い問題や案件があると、その都度県立図書館に電話等で相談しており、これは必要性が高い。」

「最近の例で、某テレビ局から『本の中にある写真を使用させてほしい』という問い合わせがあり、こちらでは回答できるものがおらず、県立に電話で問い合わせをした。このような、著作権法に関わるような専門的知識を持っていないので、問い合わせできる体制は必要であると感じる。官報などのデータベースを購入したり契約したりする予算もなく、運営に関するマニュアルもないので、県立が行っている例などがあれば参考にできる。立地的に大洗町は県立図書館に近いので、近隣の市町村立図書館に聞くよりも県立に聞きやすいという面がある。頼りにしている。」

⑤公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、あまり必要ではないと感じるものはありますか。

A：「以前に県立図書館からのアンケートで『遠隔地返却サービスが出来るとしたら、それに伴い搬送便を増やすことについてはどうお考えでしょうか』という質問があっ

た。現在週に1回の搬送便を、2回に増やしたらどうかという質問だが、現在は件数も毎週それほどあるわけではないので（何もない週もある）、逆に増やしても、という感じである。搬送便自体は必要なものではあるが、そのシステム自体が整備されていないので、出来ないというか必要ないという状況である。」

「また遠隔地返却サービスは、当図書室はカウンターに通常1人しかいないのが現状なので、もし実現すると手続きの手間が増えると予想される。図書室内に目が行き届かなくなる心配がある。人手があれば別だが、自館の業務に支障が出そう。利用者からすると、大洗町は県立から近いので、たしかに利便性が上がると思う。今まで実際に県立で借りた本を返却に来た人もおり、その時は近隣の市町村立図書館で返却できるところを案内した。夜間の返却口に返却されてしまったときもあった。利用者の立場から考えると、サービスの種類が増えるのは良いことだと思うのだが。」

⑥公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、今後さらに力を入れて行ってほしいものはありますか。

A：「現状でとても困っているということもない。自分たち（大洗町）のほうで、電算化システムや環境整備の面でどうにかしたいということはあるが、県立に何か行って欲しいということはない。」

「公民館図書室として、本を貸し出すという基本的な機能は備わっているため、現状の支援以上に求める支援はない（相互貸借以上には）。むしろ、電算化システムやデータベース、視聴覚資料の閲覧機器など、これらを導入するための予算がないことが目下の問題であるため、そういったものに対する補助（金）等があるとよい。」

⑦公民館図書室への県立図書館からの支援で今後新たに行ってほしいものはありますか。

A：「現状で大丈夫。とくになし。」

「当図書室は、前述したように1日2~3人で午前・午後・夕方の3交代制で運営しており、カウンターには常に1人しか配置されていない。臨時職員6人のうち、1人は勤務形態が違っており1日中いるので（毎日ではないが）、その人を含めると2人いるというときもあるが、図書だけを担当する人はその場に1人しかいない状況がある。そのためサービスの種類が増えると、負担になってしまうという現状がある。現状では1人では日常業務をこなすだけでも大変（2人いれば可能だが）なので、新しいサービスが提供されると運営上、受け止めきれなくなる恐れがある。支援をしてい

ただけるのはありがたいが、それにより業務が増えるとなると、かえって負担になってしまうのではと思う。そう考えると、サービス（が増える）よりは、補助金（お金）があると良いのかもと思ってしまう。」

⑧公民館図書室への県立図書館からの支援について、公民館図書室の利用者への案内を行っていますか。

A：「相互貸借については『としょしつだより』（年に4回発行）や県立図書館からのポスターを掲示することで周知は行っている。」

4.5.2.4 公立図書館の設置計画等について

①今後、公立図書館を設置する計画はありますか。

A：「計画はない。」

②公立図書館を設置する計画において、県立図書館からの支援が必要としていることはありますか。

A：「計画自体がないのでとくにないが、もし今後計画を策定することとなった場合にはアドバイスをいただきたい（ノウハウを教えて欲しい）。」

③公立図書館を設置する計画がない場合、県立図書館からの支援の他に利用しているサービス等がありますか。

A：「とくにない。」

「大洗町は水戸市やひたちなか市の図書館や県立図書館も近いので、現状のままでも新たな図書館の必要性を感じない部分がある。逆に広域利用の登録者は水戸市、ひたちなか市、茨城町、那珂市の住民で、昨年（2017年）と一昨年（2016）の2年間で合計34人である。いちばん多いのは水戸市（昨年6人、一昨年9人）。水戸市・ひたちなか市在住者で大洗町内勤務者は昨年と一昨年で計6人だった。」

（県立図書館による学校図書館の支援事業について、公民館図書室は関わっていますか）

A：「2013（平成25）～2014（平成26）年度に、大洗町のモデル校で実施され、今年度に、その集大成というか結果はどうなりましたかという話が県立からあった。モデル校での支援を実施する際には中央公民館図書室が間に立って、学校図書館の担当者と

県立図書館の方と連携して事業を行ったと聞いている。当時モデル校の大洗小学校では図書室を開放しておらず、貸出もしていなかったらしい。その事業を行う際には、学校で図書ボランティアを募集し、図書委員の児童と一緒に、週に何日か放課後の貸出を行うように整備を行った。公民館図書室の担当者もその打ち合わせに参加し、事業の推進に関わったと聞いている（当時の担当はAさんの前の前の担当者とのこと）。モデル校支援事業のあとは学校教育課の管轄になっているので、現在どのようになっているかはわからない。学校の図書ボランティアさんは継続して活動しているようである。大洗小学校からは、公民館図書室を含めたこの施設への「まちたんけん」が来ているが、公民館図書室の職員による図書室での読み聞かせなどは行っておらず、学校にも行ったりはしていない（カウンター業務・貸出業務・図書整理作業のみ）。」

「読み聞かせのボランティア団体は存在しているが、公民館図書室で活動したり読み聞かせを依頼したりはしていない。子育て関連施設で活動している（未就学児対象）ようである。その団体が図書室に紙芝居や大型絵本を借りに来ることはあるが、学校でもやっているかについては図書室では把握していない。公民館図書室では近年、そういったイベントを行っていない。人員がさけないことと、図書室勤務経験が長い職員もいないので、企画関係を充実させられないでいる。」

(質問のほかに何か思うところがあればお聞かせください)

A：「県立図書館からの支援の内容については、一覧のようなものがあると良いと思う。文書はその都度来るのだが、担当職員が異動で変わるとわからなくなる。最近利用しているサービスはわかるのだが、昔からずっとあるけれども最近是利用していない、利用頻度が低いようなサービスはわからなくなってしまう。臨時職員でも、長くても4～5年しかいないので。」

「購入リクエスト制度については、以前に遠隔地返却サービスのことと合わせて県立からのアンケート調査が来たのだが、あまり理解できなかった。こちらから購入のリクエストをすれば、県立の蔵書になるということなのだろうか。その制度を利用するような、専門的な本を読みたいという利用者はそれほど当図書室に来るとは思えないが、万が一いらっしゃった場合に、その方だけのためにそのような高価な本を購入するかと考えると、お断りすると思われる。県立図書館で購入してもらえらば、利用してみたいが、前任者からも聞いたことがない。利用したこともないと思う。これまで大体の本

は、相互貸借制度でまかなえていたと思われる。だがやはり高価な本で、買い替えないといけないと思う本でも、予算を考えると買い控えてしまうことがある。そのような場合に県立が代わりに購入してくれるならば、そのぶん違う、今すぐ使えそうな本を買うことが出来ると思う。」

4.5.3 大洗町中央公民館への聞き取り調査のまとめ

大洗町は茨城県立図書館のある水戸市から近い距離にあること、図書室担当職員に司書有資格者がいないことに加えて経験が浅いこと、さらに図書室資料の電算化をしていないため「茨城県図書館情報ネットワーク」に入っていないことなどから、県立図書館からの支援を必要としており、かつ「とても頼りになる存在」と認識していることがわかった。この傾向は他市町村から受けた全体的な印象と違っており、独自の状況であると考えられる。レファレンスサービスも日常的に、電話などで比較的気軽に受けようとしており、この点についても他市町村とは違う点であった。県立図書館以外にも、水戸市やひたちなか市といった比較的県内でも大きな規模を持つ図書館が周辺に多いためか、住民からの町に対する「公民館図書室ではなく図書館がほしい」といった要望もあまり聞かないとのことで、資料を電算化したいという希望はあるものの、人員体制の面からも「(県立図書館からの支援内容が増えることによって)これ以上行うべきサービス内容が増えると困る」という声があった。

図7 大洗町中央公民館図書室 閲覧・学習スペース



図8 大洗町中央公民館図書室 児童コーナー



4.6 境町（中央公民館図書室）への聞き取り調査

4.6.1 境町と中央公民館図書室の概要^{149) 150)}

猿島郡境町は茨城県の西南端に位置し、北側は古河市、東側は坂東市に隣接し、西側と南側は利根川を挟んで猿島郡五霞町、千葉県野田市と接している。1955（昭和30）年以降、市町村合併は行っておらず、2018年12月1日現在の人口は24,293人である。2003（平成15）年に当時の岩井市・猿島郡猿島町（ともに現坂東市）との合併について協議がもたれたが、2004（平成16）年に境町では合併の是非を問う住民投票が行われ、反対多数により実現しなかった。図書室のある中央公民館は講堂（ホール）が併設されており、境町役場と隣接している。

4.6.2 聞き取り調査の結果

聞き取り調査は、境町教育委員会生涯学習課課長のAさん、同じく生涯学習課専門員（退職後再任用された職員で、公民館勤務は2年目）で公民館担当者であるBさんを対象に、約1時間行った。回答はそれぞれ「A：」「B：」と略する。

4.6.2.1 公民館図書室の概要について

A：「図書室は公民館の受付窓口の正面に位置しており（受付窓口のすぐ前に児童スペースがある）、図書室のカウンターというものがない。そのため貸出返却も公民館の窓口で行っている。職員も公民館全体の運営と図書室運営を兼務している。通常、平日昼間の窓口は2名体制。夜間・休日・祝日は別の2名（嘱託職員）が行う。平日昼間勤務の2名のうち1名は「専門員」である職員で、1名は臨時職員である（週5日勤務、8：30～17：15勤務）。図書室の開室時間は9：00～19：00（17：15以降は夜間の嘱託職員が勤務）。昨年まではもう1名の再任用職員が公民館長としていたが、今年度から館長は生涯学習課の課長が兼務している。休館日は公民館と同じく月曜日。月曜日が祝日の場合は火曜日が休館。新聞は図書室の雑誌コーナーとは別に、公民館の窓口前に設置している。」

「図書室内は、Free Wi-Fi（公衆無線LANサービス）が利用できる。またインターネットが利用できる端末として、公民館窓口前にiPadが常時3台設置されている（立って使用する形。取り外して持ち運びは出来ない）。資料情報は電算化しており、検索機が1台ある（タッチパネル式）。県立図書館からの連絡は図書室（中央公民館）に直接入る。」

「夏休みは子どもが多くなり、貸出数も多め。平日も幼稚園帰りの親子が来室し、DVDなども貸出される。」

4.6.2.2 茨城県立図書館との連絡体制について

①茨城県立図書館との連絡を担当しているのは、どのような部署ですか。

B：「県立図書館からの連絡や、統計などの業務についても、公民館図書室で一括して行っている。生涯学習課との分業のようなことはしていない。」

②茨城県立図書館との連絡体制について、何か問題点はありますか。

B：「『茨城県図書館情報ネットワーク』には参加していないため（電算化はしているがOPACとして公開していない）、相互貸借はFAXでのやりとり。ネットワークに参加する予定も今のところはない。だがとくに問題点ではない。」

4.6.2.3 茨城県立図書館による支援について

①公民館図書室への県立図書館からの支援には、どのようなものがありますか。

B：「相互貸借，研修会，県立図書館の職員による巡回（相談業務），学校図書館への支援。今年（2018年）県立図書館職員の巡回があった際には、こちらからはとくに何も要望しなかったが、県立図書館をどんどん利用してくださいというPRがあった。学校図書館への支援については、同じ教育委員会でも学校教育課の管轄なので、そちらが担当しているのではないか。公民館図書室がそれについて県立図書館と直接関わったことは今までないと思う。」

②公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、利用度が高いものは何ですか。

B：「利用度の高いものは相互貸借だが、それでも利用は月に1度くらい。研修会については、昨年までは職員が3名だったので参加できたが、今年度からは2名しか配置されていないため、現時点で今年度の研修には全く参加できていない。参加したいと思っていたのだが、やむを得ず見送った。会場が近くであれば行きやすいのかもしれないが、やはり人的な面で難しい。以前、臨時職員が初心者向けの修理研修を受けたが、その後図書室でその成果を利用出来ている。ぜひまた行きたいと言っていた。」

③公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、利用度が低いものは何ですか。

B：「広報の配布。搬送便が来る際に、他市町村の広報が送られてくるのだが、境町の広報誌や情報誌を県立宛て（他市町村宛てにも）に送ったことが1度もない。これからは送った方がいいのかなと考えている。職員目から見て参考になる面があるので。」

④公民館図書室への県立図書館からの支援の中でとくに必要だと感じるものは何ですか。

B：「とくに必要だと考えているものは、相互貸借。」

⑤公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、あまり必要ではないと感じるものはありますか。

B：「とくにない。」

⑥公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、今後さらに力を入れて行ってほしいものはありますか。

B：「とくにない。」

⑦公民館図書室への県立図書館からの支援で今後新たに行ってほしいものはありますか。

B：「当図書室には司書有資格者が不在のため、新刊図書の購入の際におすすめの本を紹介してもらえると参考になる。現在は TRC（株式会社図書館流通センター）と契約しており、「ベル便」（新刊図書の自動購入契約）で図書を購入している。TRC-MARC（書誌目録情報）も購入している。しかし今年度からは TRC による装備料金の値上げがあり、そのぶんの予算の捻出が難しかったため、装備だけ町の図書組合にお願いした。ベル便の契約については、当図書室ではあまり利用が見込めないような本があったため、以前よりもベル便の契約数も減らした（しかし購入資料の 8 割は TRC から）。新刊図書の情報は、「e-hon」（通販サイト）や新聞・テレビなども参考にしているが、どのような本を買ったらよいのかということがよくわからないので、司書の目から見た情報が欲しい。書店で直接購入したいという考えもあるが、境町には大きな書店がない。」

B：「夏休みに大学生が論文の参考にしたいということで専門的な本を探しに来たが、当図書室にはまったく所蔵がなかった。県立からの相互貸借も紹介したが、日にちがあまりないので見合わせた。そのような専門書類はどのようにして購入したらよいのかについても疑問があるので、県立図書館からの情報やアドバイスが欲しい。」

⑧公民館図書室への県立図書館からの支援について、公民館図書室の利用者への案内を行っていますか。

B：「利用者から問い合わせがあった際にその本が図書室の蔵書にない場合、県立図書館の相互貸借についての案内を行っている。時間的に余裕がある方に限られるが、利用されている。」

4.6.2.4 公立図書館の設置計画等について

①今後、公立図書館を設置する計画はありますか。

A：「ゼロではないと思うがこの様な時代であるので、図書館を新たに建設するということになる費用の面からもだいぶ難しいので、すぐにといい話ではないと思う。しかし首長も『なくてはならない施設だよ』という認識は持っているようである。例えば、今ある施設を改築して広くするという話や、その前段として学校図書館の整備を進めるという話はある。学校はどこも規模が小さい状態なので。住民の要望で大きいものはないが、朗読ボランティア団体からの声はある。ちなみにこの団体は社会福祉

協議会管轄の団体で、年に4回ほど読み聞かせや手品などを行う親子向けのイベントを、当図書室の児童スペースで開催している。学校や老人ホームへの訪問等もやっている。」

②公立図書館を設置する計画において、県立図書館からの支援が必要としていることはありますか。

A：「計画がないので、何とも言えない。しかし県立からのアドバイスをいただくこともあるかもしれないが、その時にならないとわからない。県西地区の図書館協会の集まりがあるので、そちらに支援をお願いすることもあるかもしれない。境町の住民も、広域利用できる坂東市や古河市の図書館（境町からは古河市立三和図書館が近い）を利用している人が多いと思われるので、そちらの方が親しみもある。」

B：「古河市・坂東市・五霞町とは広域利用協定により、図書館の相互利用が可能である。ちなみに以前、隣接している千葉県野田市関宿（利根川を越えた隣の地区）の住民の方がカードを作りに来たことがあったが、お断りしたことがある（協定を結んでいないので）。」

③公立図書館を設置する計画がない場合、県立図書館からの支援の他に利用しているサービス等がありますか。

A：「とくにない。」

4.6.3 境町中央公民館図書室への聞き取り調査のまとめ

2年前に図書室を改装したばかりで、面積はあまり広くないながらも天井や壁紙などに工夫を凝らしており、全体的に居心地が良く、使いやすい親しみのある図書室にしたいという雰囲気がうかがえた。児童コーナーが公民館図書室の受付のすぐ前になってはいるが、児童書も充実している。県立図書館からの支援については、相互貸借の利用もあまりなく、電算化はしているが県の図書館情報ネットワークに参加していないため、そういった面ではあまり必要ないとのことだった。しかし新刊図書や専門書はどのようなものを購入すべきかといった蔵書構成についての情報を必要としており、県立図書館からのアドバイスのような支援が欲しいという声があった。図書室を担当する職員数が少なく、専門的な知識がないため人的な支援を必要としている。研修についても同様の（人が少ないので行きたくても行けないという）要望があった。

図9 境町中央公民館図書室 児童コーナー



図10 境町中央公民館図書室 閲覧コーナー



4.7 五霞町（中央公民館図書室）への聞き取り調査

4.7.1 五霞町と中央公民館図書室の概要¹⁵¹⁾¹⁵²⁾

猿島郡五霞町は茨城県の西南端に位置し、茨城県で唯一、利根川を挟んだ南側にある市町村である。町の北側は古河市、東側は境町と千葉県野田市に隣接し、西側は埼玉県久喜市、南側は埼玉県幸手市に隣接しており、町の四方が川で囲まれた地形で、古来より水害の被害に遭ってきた歴史がある。1916（大正5）年以降、他市町村との編入や合併は行っておらず、2018年12月1日現在の人口は8,604人であり、茨城県の市町村の中で最も少ない。2003（平成15）年に埼玉県久喜市・幸手市との合併について協議がもたれたが、合意には至らず実現しなかった。

図書室のある中央公民館は、同じ敷地内に講堂（ホール）があり、五霞町役場から約100メートル離れた場所に設置されている。

4.7.2 聞き取り調査の結果

聞き取り調査は、五霞町教育委員会生涯学習グループリーダーのAさん、同じく生涯学習課職員で公民館図書室担当者であるBさんを対象に、約1時間行った。回答はそれぞれ「A：」「B：」と略する。

4.7.2.1 公民館図書室の概要について

A：「図書室運営の人員体制は、兼任職員1名である。教育委員会は中央公民館内に設置されており、その中の生涯学習グループの職員は現在5名。生涯学習グループの業務の一部として図書室の業務をしている。5名の中の1名が、図書室の業務他を兼務している。司書資格保持者はいない。」

B：「図書室の鍵は常時開いているが、中に入るには公民館の窓口で利用受付をする。受付後、自分で電気をつけて入室していただく（通常、電気は消してある）。その案内は図書室前にある。公民館の窓口と図書室入口の間に広いロビーがあり、そこに今年（2018年）4月にキッズスペース（幼児が遊べるスペース。幼児向けの絵本も配置してある）作った。図書室内に購入雑誌は置いてあるが、新聞は公民館の窓口付近に設置している。小さいお子さん連れの利用もあり、平日より土日の利用が多い。学校帰りの小中学生が来ることはあまりない（中央公民館から約500メートルのところの小中学校があるのだが）。学校の長期休み中などは、図書室内に学習スペースがあるので、平日も学生の利用がある。」

A：「利用者が利用できるインターネット端末はなし。資料の電算化は行っているが、利用者用の検索機は図書室内になく、公民館窓口で所蔵確認のみ（配架場所等の確認はできない）行っている。」

A：「五霞町内在住・通勤・通学している方のほか、広域利用の協定は、古河市・坂東市・境町と結んでいる。埼玉県側の住民で、見に来たり利用に来る人はいるが、利用カードの登録は出来ないのでお断りしている。」

4.7.2.2 茨城県立図書館との連絡体制について

①茨城県立図書館との連絡を担当しているのは、どのような部署ですか。

A：「県立図書館と連絡している部署は、図書室運営の担当である生涯学習グループ。私（生涯学習グループリーダー）か、図書室担当職員であるBさんが行う。Bさんは図書の購入・管理や統計などもメインで担当している。」

②茨城県立図書館との連絡体制について、何か問題点はありますか。

A：「とくにない。」

4.7.2.3 茨城県立図書館による支援について

①公民館図書室への県立図書館からの支援には、どのようなものがありますか。

A：「相互貸借やそれに伴う資料搬送業務、図書館員への研修会、団体貸出等の支援の存在は知っているが、相互貸借もほとんど利用していない状況である。」

A：「学校図書館に対する支援（図書パック）も、今までおそらく利用していないと思う。学校が、教育委員会を通さずに独自に行っていることまでは把握していないが、もしあるとすれば学校が直接行っていると思う。もしかしたら学校に直接県立図書館が連絡しているのかも。」

B：「研修会にも、参加していない。研修会に行っても、その知識を自分たちの図書室に持ち帰って利用できるかと考えると（利用できないと意味が無い）、現在はその必要性があまり感じられない。」

②公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、利用度が高いものは何ですか。

A：「とくにない。」

③公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、利用度が低いものは何ですか。

A：「とくにない。」

④公民館図書室への県立図書館からの支援の中でとくに必要だと感じるものは何ですか。

A：「必要だと思う支援も、とくにない。」

⑤公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、あまり必要ではないと感じるものはありますか。

A：「それもとくにない。正直、あまり県立図書館とは通常業務上のかかわりが少ないと思う。」

⑥公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、今後さらに力を入れて行ってほしいものはありますか。

A：「今年（2018年）7月に、県立図書館職員の巡回があったが、その時にもとくに要望は出さなかった。県立図書館の事業の説明がほとんどだった。」

⑦公民館図書室への県立図書館からの支援で今後新たに行ってほしいものはありますか。

A：「とくにない。」

⑧公民館図書室への県立図書館からの支援について、公民館図書室の利用者への案内を行っていますか。

A：「相互貸借についての周知ポスターの掲示。」

4.7.2.4 公立図書館の設置計画等について

①今後、公立図書館を設置する計画はありますか。

A：「図書室のある中央公民館の建物が40年くらいたつので、今後建て替えを検討している。その場合も図書館として独立させるわけではなく、おそらく現在のような併設なり複合施設のようになると思う。住民の方からは、もう少し蔵書の内容を充実させてほしいという声はある。」

②公立図書館を設置する計画において、県立図書館からの支援で必要としていることはありますか。

A：「財政的な支援¹⁵³⁾があるようなので、そちらをうまく活用したいとは考える。運営的な面など細かいことは、県立図書館に聞くよりも県西地区の他の市町村立図書館のほうに聞くとと思う。同じ市町村職員の方が聞きやすいと思うので。県西地区の図書館連絡協議会のような集まりがあり、情報交換をしたり、年に1回研修会を行ったりしている。その年の事務局の職員の判断にもよるが、他の市町村立図書館の視察研修などがある。五霞町からも近くて、最近作り替えたような図書館の方が、いろいろ分かるかなとは思う。」

③公立図書館を設置する計画がない場合、県立図書館からの支援の他に利用しているサービス等がありますか。

A：「とくにない。」

(郷土関係等のレファレンスがいった場合に、県立図書館に問い合わせをすることはありますか。)

B：「一般の方から郷土資料に関する問い合わせはある。五霞町に郷土資料館的な施設はないため、公民館に郷土関係の資料（古文書など）は保管してあるが、あまり充実はしておらず整理もままならない。しかし県立図書館に問い合わせたことはない。」

4.7.3 五霞町中央公民館図書室への聞き取り調査のまとめ

五霞町は地理的な理由から茨城県側に行く交通手段が少なく、住民の多くは仕事や買い物のために埼玉県へ移動する率が高いという傾向がある。県立図書館のある水戸市からの距離がかなり離れているためか、県立図書館との結びつきが弱いという印象を受けた。職員が常駐している事務室から公民館図書室まで、同じ建物内でも距離があり、平日は利用者もあまりいないため通常は図書室の入り口も施錠している状態である。県立図書館からの支援についても、あまり必要性は感じていないとのことだった。県立図書館職員の巡回の際に、「あまりこちらの話を聞かれることがなかった」という回答があり、双方の意思の疎通には課題があると考えられる。桜川市の聞き取りの際にうかがった、「県西地区の横のつながり」があるとのことで、県立図書館よりも同じ県西地区にある市町村立図書館のほうに親密性を感じられた。

図 11 五霞町中央公民館図書室 学習スペース



図 12 五霞町中央公民館図書室 児童スペース
(左手奥が図書室入口、児童書は図書室内にある)



4.8 美浦村（中央公民館図書室）への聞き取り調査

4.8.1 美浦村と中央公民館図書室の概要¹⁵⁴⁾¹⁵⁵⁾

稲敷郡美浦村は霞ヶ浦の南西岸に面しており、北側は霞ヶ浦沿岸、東側と南側は稲敷市、西側は阿見町に隣接している。国内に2カ所のみ設置されている日本中央競馬会のトレーニングセンター（美浦トレーニングセンター）がある町としても知られる。1955（昭和30）年以降、他市町村との編入や合併は行っておらず、2019年1月1日現在の人口は15,434人である。2004（平成16）年に阿見町との合併について協議がもたれたが、美浦村では合併の是非を問う住民投票が行われ、反対多数により実現しなかった。

図書室のある中央公民館にはホールが併設されており、美浦村役場の敷地とは隣接している。

4.8.2 聞き取り調査の結果

聞き取り調査は、美浦村教育委員会生涯学習課の職員で、公民館図書室担当であるAさん（司書有資格者）とBさんの2名を対象に約1時間行った。回答はそれぞれ「A：」「B：」と略する。

4.8.2.1 公民館図書室の概要について

A：「図書室の人員体制については、3人が専任職員（うち司書資格保持者2名）、臨時職員1名（司書資格保持者）の計4人である。どうしても人手が足りない時には、公民館事務室の職員に助けてもらうことがある。土日は2人ずつ出勤している。専任職員3人のうち2人（司書資格保持者）は今年度（2018年）新任、1人は図書室勤務2年目。そのため全体で見ると経験が浅い（5年間勤めていた職員が、昨年度までで退職してしまったため）。

A：「図書室勤務の他に、9：00～15：00まで4人のうち1人が中央公民館から400メートルほど離れたところにある美浦中学校の学校司書を兼任している。そのため平日15時までは、3人で図書館を運営している。勤務体系はあくまでも公民館図書室に準じているため、中学校の図書室には月曜日は勤務していない。中学校の図書室は火曜日から金曜日のみ学校司書がいるということになる。」

A：「火曜日・水曜日は利用者多め、木曜日・金曜日に少なくなり、土曜日・日曜日に多くなる。金曜日は図書室の仕事のうち、毎週やらなければならないことは外しているので比較的穏やか。土日は役場関係の事務はやらなくてよいので、図書室の仕事に専

念している。専任職員のうち2人は司書として勤務してはいるが、あくまでも一般事務職員として役場に採用されたうえで公民館勤務かつ司書という形なので、図書室以外の役場の仕事も抱えている。なので異動もありうると聞いている。公民館のイベントがあると図書室の利用者も多くなる傾向がある。平日夕方は親子も多い。水曜日のみ夜間まで開館しているので、仕事帰りの方も多く来る。」

A：「児童コーナーは図書室奥にあり、おはなし会のスペースもある。新聞は図書室で購入しているが、当日分の新聞は公民館のロビーに置いている。次の日になると図書室の中に移動し、1週間分を図書室に入ってすぐの書架に置き、さらに過去1ヶ月分もまとめて平置きしてあり、それ以前は集密書架に下げて1年分保存する。当日分以外は図書室内で閲覧してもらおう。利用者用のインターネット接続可能な端末はない。蔵書検索の出来る端末は1台ある。公民館内はFree Wi-Fiが整備してある。ノートPC持ち込みOKの作業スペースを設置している。」

A：「利用カードを作れるのは、美浦村に在住・在勤・在学以外にも18歳以上であれば県南地域に在住の方が対象になる（鹿行地区は入らない）。石岡市・かすみがうら市・土浦市・つくば市・つくばみらい市・牛久市・稲敷市・龍ケ崎市・守谷市・取手市・利根町・阿見町・河内町まで可能。蔵書冊数は、55,000冊前後を目安にキープできるようにしている。図書館未設置市町村にしては図書費予算はかなりついていると聞いている。」

4.8.2.2 茨城県立図書館との連絡体制について

①茨城県立図書館との連絡を担当しているのは、どのような部署ですか。

A：「図書室関係の業務は図書室で行う、ということになっており、公民館事務室の方で直接関わる機会はない。統計関係なども、図書室で担当して連絡している。」

②茨城県立図書館との連絡体制について、何か問題点はありますか。

A：「ちょうど先日、県立図書館職員の訪問がありヒアリングがあった。学校図書館向けの図書パックについてのお話があったのだが、後日中学校の職員に話して使おうかということになった時に、何課に連絡すればよいのかすぐにわからなかった。県の図書館ネットワークのページで、そのような連絡が簡単にできるようになると良いのではと思う。図書パックの本の内容についても紙のリストだけなので、県立図書館のホームページで見られると良いと思う。人員が少ないので電話で問い合わせする時間もあ

まりないため、連絡がメールのみで出来ると手間がはぶける。小学校の学校司書は臨時職員なので、図書パックを借りに行くにも人手がない。公民館図書室の職員4人のうち1人が中学校の学校図書館につき、1人が図書パックを県立図書館まで取りに行くとなると、2人で公民館図書室の通常業務を回すというのは正直難しい。学校の方には「難しい」ということは言っていないが、あまり図書パックを借りて欲しいという話はない。やってやれないことはないが、無理をしてやるほどではない、という感じである。県立からはそのことについて『学校の先生が何かの用事で水戸に行ったついでに、県立図書館まで図書パックを取りに行ってもらえれば』というようなことを例として挙げていたが、先生にはなかなかお願いしづらいという話を小学校の学校司書からは聞いている。最悪の場合、お金がかかってもいいから配送業者に頼もうかということも話している。とにかく自分たちで取りに行き、また返しに行くのは難しい。」

(公民館図書室と学校図書館との連絡は密にしているのですか。)

A:「前の教育長が、とくに学校図書館を充実させたいという考えを持った方だったこともある。小学校の学校図書館には月曜日から金曜日の9時から15時まで、各校に臨時職員がいる。それをとりまとめる立場(学校司書のリーダー)になるのが中学校の学校司書になり、公民館図書室の職員が兼務しているので、常に直接各小学校の臨時職員との連絡が出来ている。各学校図書館間と公民館図書室のOPACはオンラインでつながっており、貸し借りの連携が出来ている。学校の先生は各学校図書館と公民館図書室の蔵書の状況が把握できる状態である(美浦村内の中学校は1校、小学校は3校ある)。」

4.8.2.3 茨城県立図書館による支援について

①公民館図書室への県立図書館からの支援には、どのようなものがありますか。

A:「相互貸借、資料搬送、学校図書館への図書パックの貸出、団体貸出、研修会、県立図書館へのレファレンスサービス、県立図書館職員の巡回による相談業務。」

「研修にはなるべくは参加するようにしており、初任者研修、ステップアップ研修等には参加した。だが図書室勤務の人数が少ないので、1回の研修に行けるのは1人までであるという状況である。自宅からまず公民館図書室に出勤して、公用車を使用して水戸まで行かなければならないので、かなり朝早くに家を出る必要がある。県南地

区（土浦やつくば等）で開催されれば、もう少し余裕がある（実際に土浦であった研修に参加した時には、時間に余裕があった。）」

②公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、利用度が高いものは何ですか。

A：「相互貸借。」

③公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、利用度が低いものは何ですか。

A：「団体貸出も含めた学校図書館への図書パックの貸出。支援を受けたくても、出来ないのが実情。美浦村内で現在活動している読書団体はないと思う。読み聞かせのボランティア団体はある。公民館図書室以外にも地域交流館（「みほふれ愛プラザ」：子育て支援機能を含む施設）で2つの団体が活動している。学校には保護者による図書ボランティアがある。」

④公民館図書室への県立図書館からの支援の中でとくに必要だと感じるものは何ですか。

A：「必要以前に、なくなると困るものは相互貸借である。予算面で恵まれているとはいっても、資料を置く場所には制約があるので、除籍する必要がある。県内の公立図書館でどこも持っていないものは除籍しないが、どこかで持っていれば除籍を検討する。そのことを考えると、相互貸借に頼る部分は大きい。」

「やりたいけれどやれていないということで、敷居を下げてもらいたいという意味では『レファレンスサービスの支援』がある。『何かあったら連絡してください』と県立からは言われているが、その連絡する時間を捻出することも難しい状況である。電話で連絡する時間を取ることは難しい。少し前に、込み入ったレファレンスを受けており、利用者を待たせている状態である。県立でも回答できるのだろうかという内容だが、電話をする時間がない。通常のカウンター業務で1日が終わってしまう。統計を取っていただけで、簡易的なものから込み入ったレファレンスまで、けっこう受けている。メールのやり取りも時間はかかるが、電話だとカウンターを離れる必要性がある。ここでは参考資料をあまり購入できないので、もっと簡便に相談できるシステムがあると良いのではと思う。ちなみに美浦村には『美浦村文化財センター』という埋蔵物を保管している施設があり、そこで古文書を解読していて出てきた疑問点について調べたい、というようなレファレンスだった。江戸時代の役職一覧のよう

な資料を見ないとわからないようで、参考資料は相互貸借できないためそこが難点である。」

⑤公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、あまり必要ではないと感じるものはありますか。

A：「正直なところこちらが忙しくて利用出来ていないというだけで、必要のない支援はないと思う。」

⑥公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、今後さらに力を入れて行ってほしいものはありますか。

A：「レファレンスサービスを含めて、県内の相互貸借を行うネットワークのシステム上で、出来るが増えると良いと思う。時間と人員が有限なので、購入する新刊の選書もままならないというときがある。」

⑦公民館図書室への県立図書館からの支援で今後新たに行ってほしいものはありますか。

A：「何をもってして新しいかというのは難しく、完全に新規というものとくに思いつかないが、県立図書館職員の訪問があったときに、購入リクエストはやりやすいようにしたいというお話があった。購入リクエストについては、私が以前勤務していた図書館でもあったので『ここでも出来るんだ』と思い聞いていた。その図書館では、あまりにも高額すぎる図書を県立にリクエストし、それを相互貸借していたので認識があった。現状では、その制度を使いやすくしてほしいと思う。当図書室では今までその制度を使っていなかったようである。今までは、もし一般書でちょっと高価な本のリクエストが来たとしても、少しの期間待ってもらえば県立から相互貸借が出来ていたようで『購入リクエスト』という支援を受けるまでもなかった、という感じである。」

⑧公民館図書室への県立図書館からの支援について、公民館図書室の利用者への案内を行っていますか。

A：「相互貸借についての案内やポスターの掲示をしている。」

4.8.2.4 公立図書館の設置計画等について

①今後、公立図書館を設置する計画はありますか。

B:「今までそのような話があったが、現在は凍結している状態。2016（平成28）年度に出ている『美浦村子ども読書推進計画』にも載っている¹⁵⁶⁾。しかし課題として挙げられているだけでまだ予算を取っているわけではなく、具体的に進んでいるわけでもない（構想段階である）。建設については図書室だけでなく企画財政課と検討しているが、まだ「3ヵ年計画」の方にも挙げる事が出来ていない状態である。」

②公立図書館を設置する計画において、県立図書館からの支援で必要としていることはありますか。

B:「公立図書館であれば普通はあるであろう、規則的なものがだいぶ歯抜けだと思う。毎日のカウンター業務で手一杯なので、そのような面から支援を必要とすると思う。もし建設するということになれば、ICタグ（を入れるのかどうか）や電子書籍の件など、教えていただくことはあるかと思う。だが具体的にはまだわからない。」

③公立図書館を設置する計画がない場合、県立図書館からの支援の他に利用しているサービス等がありますか。

B:「とくにないとは思いますが、近隣の公立図書館とのつながりということであれば、図書館協会の研修会などで会った時に、図書館関係者と名刺交換や意見交換をしたり、何か困ったことがあれば相談したりなど横のつながりはその時にある程度している。おもに相互貸借の件などで、県立図書館によりも市町村立図書館の担当者に直接連絡を取ることが多い。レファレンスについては、国会図書館の協同データベースを確認したりする。県立に直接きいたりすることはあまりない。」

「『茨城県南地区読書をすすめる協議会』というものがあり、年1回集まりがあって情報交換などを行っている。県南地区の各図書館の館長や実務者が集まる（どちらかは様々）。県立図書館の館長にも来ていただいている。茨城県図書館協会の県南部会とは別の組織である。どちらかという、子どもの読み聞かせ関係について（子ども対象の事業について）が主な内容である。ボランティア団体の方も出席し、パネルシアターや読み聞かせの実演をして、実際の活動の発表の場でもある。今年（2018年）はつくばみらい市立図書館の会議室で行われた。（県南の図書館が回り持ちで会場を提供して開催される。）」

(質問のほかに何か思うところがあればお聞かせください。)

A：「『遠隔地返却サービス』について。公民館図書室では受付出来ないことは知らなかった。そのシステムの存在は知っていたが、実際に当図書室では希望者がいないので今までやったことがなかったのだが。相互貸借（資料搬送）のサービス網に入っているのであれば、遠隔地返却サービスが出来ないのはなぜなのかと思う。」

4.8.3 美浦村中央公民館図書室への聞き取り調査のまとめ

美浦村中央公民館は、職員が昨年度から今年度にかけて大幅に入れ替わったこともあり、また村内の学校図書館司書の業務も一部兼ねており、通常の業務が忙しいため県立図書館へレファレンスの相談もしたいのだが連絡の時間も取れないとのことだった。公民館図書室と学校図書館の蔵書情報のネットワークが構築されており、茨城県図書館情報ネットワークにも加入しているためか、相互貸借の利用も多く、図書館機能が充実している。職員4人のところ半数（2人）が司書有資格者であり、3人が正職員である。さらに中学校図書館の学校司書も兼務しており業務も多いのだが、村全体的に図書館活動が活発に行われている。

しかし日々の業務が忙しいため、なおさら県立図書館からの支援も受けたいのだが連絡方法については時間を効率的に使いたい（具体的には、電話ではなくメールを主に使用したい）という要望があり、これについては県立図書館側の課題であると言える。

図 13 美浦村中央公民館図書室 一般開架



図 14 美浦村中央公民館図書室 児童コーナー



4.9 河内町（中央公民館図書室）への聞き取り調査

4.9.1 河内町と中央公民館図書室の概要 ¹⁵⁷⁾¹⁵⁸⁾

稲敷郡河内町は茨城県の南端に位置しており、北西側は龍ヶ崎市、北東側は稲敷市と隣接し、西側は北相馬郡利根町に、南側は利根川を挟んで千葉県（成田市・印旛郡栄町・香取郡神崎町）と接している。1958（昭和33）年以降、他市町村との編入や合併は行っておらず、2018年12月末現在で人口は8,955人である。2004（平成16）年に、龍ヶ崎市・北相馬郡利根町との合併について協議がもたれたが、3市町の合意には至らず実現はしなかった。

図書室のある中央公民館は、同じ敷地内に農村環境改善センター・農業者トレーニングセンター・保健センター・体育館があり、隣接して設置されている。河内町役場とは約3.7km離れたところに立地しているが、約1kmのところには2018年4月に開校したかわち学園がある。かわち学園は、町内すべての小中学校（小学校3校・中学校2校）を統合して新しく設置された、小中一貫の義務教育学校である¹⁵⁹⁾。

河内町中央公民館図書室は、2012（平成24）年度より茨城県図書館協会を退会しているが、茨城県立図書館は市町村支援の対象としている。

4.9.2 聞き取り調査の結果

聞き取り調査は、河内町教育委員会事務局生涯学習グループの職員で、公民館図書室担当である A さんを対象に、約 1 時間行った。回答は「A:」と略する。

4.9.2.1 公民館図書室の概要について

A:「平成 2 年に改修工事を行った際に、現在の図書室が出来ている。当時の図面を見ると、図書室ではなく会議室となっている。図書室の人員体制は、兼任職員 1 名（生涯学習グループの職員は現在 4 名であり、ほかに公民館長兼教育委員会事務局長が 1 名である）。土日の臨時職員が 1 名と、シルバー人材センターの方が 1 名おり、臨時職員とシルバーの方は、土日のみ隔週で勤務している。司書資格保持者はいない。私はその兼任職員で、今年度から図書室担当になった。普通であれば、生涯学習課と公民館は部署が別になっているのではないかと思うのだが、当町は一緒になっている。生涯学習課の仕事もやりつつ、公民館の仕事（図書室や公民館の講座など）をみんなで兼任している。」

A:「利用登録は、河内町に在住・在勤・在学の方のみ。近隣市町村の方の登録は許可していない。カード登録者数は、人口の 1 割以下である。条例上、町民に限るという明記はないが、設置目的を『町民の利用に供する』としており、在住・在勤・在学の方のみと解釈している。時々郷土の研究（利根川の水害や橋についての歴史的な研究）をしている方から連絡があり、閲覧のみの利用に来る。」

A:「河内町史の編纂事業があった 2003（平成 15）年のときに、編纂委員の方が集めた資料（古文書や民具など）などが中央公民館に所蔵してある（図書室内ではない別室）。編纂委員会の事務局が生涯学習課にあったため。ただ、専門的知識を持つ職員がいないので、それらを整理できていない。」

A:「『まちたんけん』で小学生が毎年来る。昨年、教育委員会で郷土学習用の資料を作成した（2018 年 8 月に刊行し、町内の全小学生に配布した。今後は各家庭にも配布する予定でいる。）ちなみに河内町では小学校 3 校中学校 2 校を、今年度（2018 年度）から小中一貫の義務教育学校 1 校（かわち学園）に統一した。その新しい校舎は中央公民館の比較的近くにある。」

A:「住民には農業従事者が多いので、本を読む習慣があまりないのかも。もともと図書館もない。利用者は、年配の方か小学生がほとんど。家族（親子連れ）はあまり来ない。平日は通常、図書室の入り口ドアは閉めており、図書室横の玄関（図書室は繋がっているが別棟にあるため、図書室横にも玄関がある）に内線電話があり、『入室し

たい時には電話をください』と表示している。その連絡があったら事務室から鍵を開けに来る。利用が終わったという連絡があれば、また鍵を締めに来る。」

A：「図書室内に新聞と雑誌は置いておらず、茨城新聞1紙のみ、公民館のロビー（窓口の前）に置いている（自由に読める）。しかしあまり見に来る方はいない。」

A：「読書団体の登録はない。読み聞かせの団体は1つあるが、図書室で読み聞かせを行ったことはない。学校かこども園が、本や紙芝居を借りに来ることはある。県立図書館による学校図書館への支援事業が、今年度と来年度、河内町でも始まっている。小中学校が1校にまとまったので、やりやすくなった。これには公民館図書室も連携している。昨年（2017年）には、その支援事業の話が県立図書館からあった。」

A：「図書室の資料の電算化はしており、装備やデータの入力も自分たちで行っている。資料検索用の端末は図書室内に1台あり。利用者用のインターネット端末はない。」

A：「河内町の歴史に関する問い合わせが年に数回あり、中央公民館に連絡が来るが、専門的な知識を持つ職員がいないので、『河内町文化財保護審議会委員』（特別職で非常勤職員）として河内町の郷土研究をしている方（龍ヶ崎市在住）に聞くことになっている。」

A：「今年（2018年）から、今までやっていなかった購入した新刊図書についてのお知らせを作り、町の広報に載せたり学校にも配って周知するようにしている。」

4.9.2.2 茨城県立図書館との連絡体制について

①茨城県立図書館との連絡を担当しているのは、どのような部署ですか

A：「教育委員会生涯学習グループ。中央公民館内にあり。」

②茨城県立図書館との連絡体制について、何か問題点はありますか。

A：「とくにない。」

4.9.2.3 茨城県立図書館による支援について

①公民館図書室への県立図書館からの支援には、どのようなものがありますか。

A：「相互貸借、搬送業務、各種研修会、学校図書館支援事業、県立図書館の職員による巡回相談業務。これは今年（2018年）の6月にあった。」

②公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、利用度が高いものは何ですか。

A：「学校図書館への支援事業。図書パックの貸出については、公民館図書室が仲介をしている（学校からの依頼があれば、県立図書館へ貸出依頼の連絡をしている）。8月に支援事業についての第1回研修会があり、その際に3～4パック借りた。その後、つい先日再度学校から依頼があり、県立図書館へ行って3パックを借りてきた。送ってもくれるらしいが配送料がかかる（依頼側が往復分負担）。その予算はないため自分（公民館図書室担当者であるAさん1人）で取りに行った。河内町から水戸までは遠いので、時間がかかるのが難点。今年度から始まっており、学校でも授業で使いたいという需要がある。しかし時期によっては他市町村と、使いたい図書パックのテーマが被るので、取り合いになってしまう。実際に、借りたいと連絡した際に『すでに今しがた借りられてしまった』という返事があったことがある。そこまで用意するのは大変かと思うが、必要な数準備してもらえるとありがたいと思う。その連絡はメールか電話でしている。図書パックの貸出状況も、インターネットで見られると便利だと思うし、予約も出来たらもっと便利だと思う（ちなみにかわち学園は小中一貫校のため、学校図書館は1つである）。」

③公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、利用度が低いものは何ですか。

A：「①で挙げたものの中で、学校図書館への支援（図書パックの貸出）以外は利用した実績がない。」

④公民館図書室への県立図書館からの支援の中でとくに必要だと感じるものは何ですか。

A：「相互貸借はやっていないし使った実績もないが、もし希望者があればやりたいと思っている。」

⑤公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、あまり必要ではないと感じるものはありますか。

A：「とくにない。」

⑥公民館図書室への県立図書館からの支援の中で、今後さらに力を入れて行ってほしいものはありますか。

A：「インターネットで、一般の利用者が予約した県立図書館の本を、地元の図書館で受け取ることが出来るというサービスを検討していると聞いた。河内町の公民館図書室

は、資料購入費が年間 10 万円しかない。昨年は 105 冊しか購入出来なかった。しかしこのような制度があれば、ここ（公民館図書室）で本を買えなくても、県立から本を借りられるので蔵書を持たなくても良いと考えられる。ぜひ計画を進めてほしいし、利用者に浸透すれば、資料費が 10 万円のままでもいけるのではと思う。」

⑦公民館図書室への県立図書館からの支援で今後新たに行ってほしいものはありますか。

A：「専門職員（図書館司書）の派遣をしてほしい。私は図書館についてはまったくの素人なので、分類番号の存在も先日初めて知った。当図書室の本の並びも背ラベルの請求記号も、分類番号ではなく独自のルール（アルファベットを使っている。「A-11」など。棚番号なのかもしれないが不明）で配架している。学校図書館の司書さんに『直した方がいい』と言われて週に 1 度、短時間でもきてくれるようお願いしたので来週から来てくれる（火曜日の午後だけ、公民館図書室で勤務してもらう）。とりあえずは古い本の除籍からしてもらうことになった。その辺は今までまったくノータッチだったので。条例で除籍の決まりがあるが、その辺も検討して、これからどんどん改善していこうと思っている。そのような際にも、専門職員のアドバイスがあると良いと思う。県立図書館の職員による巡回相談の際も、日常でも『こんな初歩的なことを聞くのも…』と思い、躊躇してしまう。『忙しいのでは』と遠慮してしまう。」

⑧公民館図書室への県立図書館からの支援について、公民館図書室の利用者への案内を行っていますか。

A：「相互貸借についての周知ポスターの掲示は行っている。」

4.9.2.4 公立図書館の設置計画等について

①今後、公立図書館を設置する計画はありますか。

A：「そのような計画はない。個人的には、廃校になった小中学校を再利用出来たらいいのでは、という思いはある。住民からの要望というものもない。」

②公立図書館を設置する計画において、県立図書館からの支援が必要としていることはありますか。

A：「もしもそのようなことになった場合は、県立からの支援や助言を受けることになると思う。」

③公立図書館を設置する計画がない場合、県立図書館からの支援の他に利用しているサービス等がありますか。

A：「とくにない。」

(質問のほかに何か思うところがあればお聞かせください。)

A：「県立図書館からの文書が、そもそもあまり来ない。『こういうサービスがあります』というような。職員の訪問の時も、こちらから現況を話して終わりだった。県立からの支援の説明などはあまりなかった。」

A：「図書館協会に現在入っていないのだが、どうして退会してしまったのかわからない。その件についての引継ぎはされておらず、年会費等についてもわからない。公民館図書室でも入っていないのが河内町だけということもわからなかった。さらに茨城県内で河内町だけが入っていないこともわからなかった。県立図書館からも、入ってくださいととくに言われたことはない。もし研修会があっても、実際には行けないと思うが、修理の研修会などは行きたいと思う。」

4.9 河内町（中央公民館図書室）への聞き取り調査のまとめ

河内町は茨城県内で唯一、茨城県図書館協会に加入しておらず（2012年から脱退している）、公民館図書室の担当者はそのことについて把握していなかった。そのため協会主催の研修会の情報等も入って来ていない状況であり、県立図書館の巡回相談の際にも指摘されなかったとのことだった。担当職員は今年度から担当になったとのことであったが、業務の引継ぎの際にそのような情報の伝達がなされていなかったことが要因の一つと考えられる。しかし同時に、県立図書館との意思の疎通にも課題があると思われる。

県立図書館による学校図書館への支援事業については、公民館図書室が連携しており、図書室担当の職員が県立図書館まで出向いて、図書パックの貸出を今年度に入ってからすでに3回行っているとのことであった。

図書室の担当職員からは、図書室を整備するために図書館に関する基礎的な知識の講習等の支援を行ってほしいという要望があった。図書室を現在よりも使いやすくするため、町内の学校図書館の学校司書にも支援を要請しているとのこと、県立図書館にも職員の派遣といった人的な支援があると助かるというお話であった。

図 15 河内町中央公民館図書室 閲覧・学習スペース



図 16 河内町中央公民館図書室 図書室内受付カウンター



4.10 まとめ

茨城県内の公立図書館未設置市町村である、1市5町1村（桜川市・大洗町・河内町・五霞町・境町・大子町・美浦村）への聞き取り調査結果についての考察をまとめる。

茨城県の公立図書館未設置市町村の公立図書館図書室の傾向は、公立図書館と同等の図書館機能を持つ館と、あくまでも公民館図書室として機能する館との、大きく2つに分けられると考える。桜川市・大子町・美浦村の公民館図書室は前者にあたり、桜川市・大子町については名称にも「図書館」を冠している。しかし図書館法で規定する「図書館」とはあくまでも自治体の図書館設置条例に基づくものであるため、茨城県立図書館側にとっては「公民館図書室」として扱っている。そのため「遠隔地返却サービス」については、その適用外としている。しかしながら前者の自治体では、図書館行政に重きを置いていると思われ、規模やサービスの面から見ても、図書館と同様のものを持っている。

後者にあたる、大洗町・五霞町・境町・河内町の公民館図書室の中でも、職員が常駐している大洗町・境町（兼務ではあるが）と、通常図書室の入り口が閉まっている状態の五霞町と河内町とは差異が見受けられる。しかしこの4町の中でも、県立図書館からの支援の受け方にも違いがある。その差異が生じる要因には、各自治体が独自に持つ、環境・人口・産業などの様々な要素から成る地域性や諸事情が関係しているため、類型化することは難しい。

しかし比較的共通する要望として挙げられるのは、「研修会に参加したい」「本についての情報や選書についてのアドバイスをもらいたい」といったものであった。公民館図書室の側からは、人的な支援がより求められていると考える。

137) 桜川市. “市の概要”. 桜川市. <http://www.city.sakuragawa.lg.jp/page/page000140.html>, (参照 2019-01-05).

138) 桜川市教育委員会. “真壁伝承館利用案内”. 桜川市. <http://www.city.sakuragawa.lg.jp/page/page002155.html>, (参照 2019-01-05).

139) 前掲 69)

140) 桜川市生涯学習課. “平成 27 年度事務事業評価表 A: 県西地区図書館奉仕研究協議会 参画事業”. 桜川市. <http://www.city.sakuragawa.lg.jp/data/soumu/ghyouka/27sheet/30213510.pdf>, (参照 2019-01-05).

141) 大子町. “くらし・行政”. 大子町. <http://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/dir000003.html>, (参照 2019-01-05).

-
- 142) 大子町. “読書のまち: 図書館「プチ・ソフィア」”. 大子町. <http://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page000219.html>, (参照 2019-01-05).
- 143) 大子町中央公民館別館図書館「プチ・ソフィア」編. 図書館「プチ・ソフィア」現状と課題. 大子町中央公民館別館図書館「プチ・ソフィア」, 2018, 7p.
- 144) 大子町. “八溝山周辺地域定住自立圏”. 大子町. <http://yamizosan.jp/index.html>, (参照 2019-01-05).
- 145) 大田原市総合政策部政策推進課編. 八溝山周辺地域定住自立圏共生ビジョン. 大田原市, 2014, http://www.town.daigo.ibaraki.jp/data/doc/1415592791_doc_12_0.pdf, (参照 2019-01-05).
- 146) 前掲 13)
- 147) 大洗町. “町の概要”. 大洗町. http://www.town.oarai.lg.jp/viewer/genre1-1_3.html, (参照 2019-01-05).
- 148) 大洗町. “中央公民館図書室”. 大洗町. http://www.town.oarai.lg.jp/~syougai/syogai/info-752-278_3.html, (参照 2019-01-05).
- 149) 境町. “境町の概要: 町政情報”. 境町. <http://www.town.sakai.ibaraki.jp/page/dir000074.html>, (参照 2019-01-06).
- 150) 境町. “公民館: 教育・文化・スポーツ”. 境町. <http://www.town.sakai.ibaraki.jp/page/dir000056.html>, (参照 2019-01-06).
- 151) 五霞町. “五霞のあゆみ: 町勢要覧 2011”. 五霞町. <https://www.town.goka.lg.jp/page/page000087.html>, (参照 2019-01-06).
- 152) 五霞町. “五霞町中央公民館 図書室の利用について”. 五霞町. <https://www.town.goka.lg.jp/page/page001764.html>, (参照 2019-01-06).
- 153) 前掲 136)
- 154) 美浦村. “美浦村のプロフィール”. 美浦村. <http://www.vill.miho.lg.jp/page/dir000038.html>, (参照 2019-01-06).
- 155) 美浦村. “図書室”. 美浦村. <http://www.vill.miho.lg.jp/page/dir000690.html>, (参照 2019-01-06).
- 156) 美浦村教育委員会生涯学習課. 美浦村子ども読書活動推進計画. 美浦村教育委員会. 2016, 22p.
- 157) 河内町. “町政情報”. 河内町. <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/page/dir000008.html>, (参照 2019-01-06).
- 158) 河内町. “市町村合併”. 河内町. <http://outmail01.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/machidukuri/gappei/jyu-tori/index.html>, (参照 2019-01-06).
- 159) 河内町教育委員会. “河内町立かわち学園学校紹介”. 河内町. <http://www.edu-kawachi.jp/page/page000011.html>, (参照 2019-01-06).

5章 結論

本研究では、都道府県立図書館が公立図書館未設置市町村に対して行っている支援と、公立図書館未設置市町村が都道府県立図書館に対して求めている支援について、双方向からその現状と課題を明らかにすることにより、今後の都道府県立図書館による公立図書館未設置市町村への効果的な支援のあり方について考察することを目的とし、事例として茨城県立図書館と茨城県内の公立図書館未設置市町村について、文献調査と聞き取り調査を行った。なお茨城県立図書館が行う公立図書館未設置市町村への支援は公民館図書室を通じて行われているため、聞き取り調査の対象は茨城県立図書館と茨城県内の公立図書館未設置市町村の公民館図書室である。これまでの調査と分析から、結果明らかになったことをまとめる。

5.1 考察

市町村立図書館への支援が都道府県立図書館の主要な役割のひとつであるとされるに至った経緯は、市町村立図書館との関係性をめぐる問題から始まっており、地方分権が推進される中であって、国と市町村のはざまに立たされその存在の意味について説明責任を問われ続ける都道府県の立場と同様に議論が続いている。都道府県立図書館は、市町村立図書館の数が少なかった時代にあっては、住民に対する図書館サービスを代行する存在としての役割を求められたが、市町村立図書館の発展にしたがって「援助・協力型」都道府県立図書館という役割にまわり、様々な議論を経てきているが、現在もその状況は基本的には変化していないと考える。しかし平成の大合併を経た現在でも、図書館が設置されていない市町村が存在していることについて目を向けると、広域サービスを行うことを責務とする都道府県立図書館による役割には、やはりその支援体制が求められていると考える。

茨城県内の公立図書館未設置市町村において、茨城県立図書館による市町村支援を受けている公民館図書室には、2つの側面から見てそれぞれ2つの傾向に分類することが出来る。まず第1に、規模・機能に関して「蔵書数や図書館サービスの内容等に、図書館と同等の規模を持つ公民館図書室」と「公民館図書室の域を出ていない図書室」である。前者は、「茨城県図書館情報ネットワーク」に参加しており専任・司書有資格者の職員がいる（太子町・桜川市・美浦村）という特徴があり、後者は専任の職員がおらず常時開室していない（五霞町・河内町）、相互貸借等の利用がほとんどない（五霞町・境町・河内町）といったことが特徴として挙げられる。

第2に、茨城県立図書館による支援に対して「支援を必要としている図書室」と「現状では支援をあまり必要としていない図書室」という2つの傾向に分けられると考える。前者は、相互貸借等の支援を常に必要としており（大子町・桜川市・美浦村・大洗町）、茨城県立図書館の職員による人的な支援（図書館に関する専門的知識の伝達や相談など）を必要としている（大洗町・境町・河内町）。対して後者は「図書館と同等の規模を持つため」（大子町・桜川市・美浦村）、「支援内容の利用自体があまりない」（五霞町・境町・河内町）といった理由が挙げられるが、「県立図書館よりも近隣の市町村立図書館に対する『横のつながり』が強い」（桜川市・五霞町・境町）という独自の理由も見受けられた。

このような2つの傾向が現れる要因としては、各市町村の持つ地理的・歴史的・財政的な要因や、図書館行政に対する考え方など様々なものが考えられる。また同じ茨城県内でも、地区ごとの広域利用協定や「定住自立圏」等の独自の地域的な枠組みを作る動きも出ている。効果的な市町村支援のために、茨城県立図書館に求められる対応として考えられることは、このような各地域の結びつきとの連携も視野に入れた対応や、各市町村の状況や要望・意見等を的確に把握すること、それらを可能にするための人員体制への努力が挙げられる。

5.2 今後の課題

今回の研究では、茨城県内の各公立図書館未設置市町村における図書館行政に対する考えや今後の展望など、公民館図書室担当者への聞き取りだけでは把握できない点があり、さらに大きな枠組みからとらえる必要があると考える。また、他の都道府県での事例研究につながれば、より効果的な支援策について全体的な取り組みとして検討していくことが可能になるのではないかと考える。

謝辞

本論文を執筆するにあたって、日々多忙な業務がおありになる中、貴重な時間を割いて
こころよく本調査にご協力くださいました、茨城県立図書館はじめ、各市町村の公民館図
書室のご担当者の皆様に、厚く御礼申し上げます。

さらに、未熟な私に対して根気強く、かついつも熱心にご指導くださいました平久江祐
司先生には、心より深く感謝と御礼を申し上げます。また副指導をこころよく引き受けて
下さり、励ましのお言葉をかけてくださいました吉田右子先生を始めとした諸先生方に
も、深く御礼を申し上げます。

参考文献一覧

- (1)総務省. “広域行政・市町村合併: 地方自治制度”. <http://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html>, (参照 2019-01-09).
- (2)総務省. “市町村合併資料集: 広域行政・市町村合併”. <http://www.soumu.go.jp/gapei/gapei.html>, (参照 2019-01-09).
- (3)文部科学省. “公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準”. 2001. http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/009.htm, (参照 2019-01-08).
- (4)文部科学省. “図書館の設置及び運営上の望ましい基準”. 2012. http://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/1282451.htm, (参照 2019-01-08).
- (5)文部科学省. “これからの図書館像”. 2006. http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286794/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06032701/001.htm, (参照 2019-01-08).
- (6)日本図書館協会. 日本の図書館 統計と名簿 2017. 日本図書館協会, 2018, 515p.
- (7)濱田幸夫. 地域の人々に役立つ公共図書館を目指して. 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科図書館流通センター図書館経営寄附講座, 2009, 232p., (図書館流通センター図書館経営寄附講座・調査研究報告 2).
- (8)日本図書館協会. 中小都市における公共図書館の運営. 日本図書館協会, 1963, 217p.
- (9)文部科学省. “開館年別建物の単独・複合別図書館数. 社会教育調査平成 27 年度統計表 図書館調査”. 総務省統計局. “e-Stat”. 政府統計の総合窓口. <https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003234515>, (参照 2018-12-16).
- (10)田村秀. 道州制で日本はこう変わる: 都道府県がなくなる日. 扶桑社, 2013, 237p.
- (11)横浜市立図書館. “中央図書館制度と神奈川県のみ. 横浜の本と文化”. 横浜市立図書館デジタルアーカイブ「都市横浜の記憶」. <https://www.lib.city.yokohama.lg.jp/Archive/DTRP0660>, (参照 2018-12-16).
- (12)清水正三編. 戦争と図書館: 昭和史の発掘. 白石書店, 1985, 244p.
- (13)葉袋秀樹. 戦後県立図書館論の系譜(I): 1945-1969. 図書館評論. 1984, (25), p. 59-68.
- (14)葉袋秀樹. 戦後県立図書館論の系譜(II): 1977-1984. 図書館評論. 1985, (26), p. 16-31.
- (15)葉袋秀樹. 戦後県立図書館論の系譜(III): 1945-1962. 図書館評論. 1986, (27), p. 67-84.

- (16)杓掛伊佐吉. 図書館職員の問題: 府県立図書館を中心として. 図書館界. 1961, 12(6), p. 190-194.
- (17)杓掛伊佐吉. 県立図書館. 図書館雑誌. 1963, 57(9), p. 408-412.
- (18)田村俊作. 特集, がんばれ! 都道府県立図書館: 都道府県立図書館論の動向. 図書館雑誌. 2014, 108(6), p. 405-407.
- (19)前川恒雄. “のりこえるべき問題: 4, 岐路にたつ県立図書館”. われらの図書館. 筑摩書房, 1987, p. 215-229.
- (20)前川恒雄. “県立図書館序論”. 転換期における図書館の課題と歴史. 石井敦先生古稀記念論集刊行会編. 緑陰書房, 1995, p. 3-15.
- (21)長谷川光児・山家篤夫. 特集, 県立図書館はいずこへ: 県立図書館三題嚙. みんなの図書館. 1989, (141), p. 2-6.
- (22)葉袋秀樹. “「第二線図書館」概念の形成: 有松崧の所説を中心に”. 図書館学会年報. 1986, 32(4), p. 145-158.
- (23)有松崧. “図書館は生きている”. 有松崧著作集 1. 日本図書館協会, 1970, p. 77-82.
- (24)中山正道. 間接サービスについて. 図書館雑誌. 1965, 59(2), p. 45-47.
- (25)新出. 特集, 地方自治制度の変貌と都道府県立図書館: 県立図書館の「第一義的機能」. 現代の図書館. 2006, 44(4), p.202-213.
- (26)日本図書館協会図書館政策特別委員会編. 公立図書館の任務と目標解説: 改訂版増補. 日本図書館協会, 2012, 107p.
- (27)文部省. 県立図書館の役割と実践: 都道府県立図書館の実践事例集. 第一法規出版, 1995, 157p.
- (28)加藤和英. 県立図書館の課題と方向性に関する一考察. 図書館界. 2016, 68(3), p. 218-223.
- (29)渡邊斉志. 特集, がんばれ! 都道府県立図書館: 県立図書館に関する論点の整理. 図書館雑誌. 2014, 108(6), p. 408-410.
- (30)池内淳. 特集, 電子書籍のいま: 公共図書館における電子書籍サービス. 情報の科学と技術. 2017, 67(1), p. 25-29.
- (31)大串夏身. 挑戦する図書館, 青弓社. 2015, 202p.
- (32)都立図書館あり方検討委員会. 今後の都立図書館のあり方: 社会経済の変化に対応した新たな都民サービスの向上を目指して. 東京都教育委員会. <http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/lifelong/facility/library/files/measure/ariken1.pdf>, (参照 2019-01-09).

- (33)林秀明. 特集, 打って出る県立図書館: 神奈川県立図書館は専門図書館を目指す: 脱総合図書館宣言、脱パブリックサービス偏重主義. 図書館雑誌. 2012,106(5), p. 302-303.
- (34)高知県教育委員会. “新図書館（高知県立図書館、高知市民図書館本館）基本構想”. オーテピア高知図書館について. <https://otepia.kochi.jp/library/project.html>, (2019-01-09).
- (35)長崎県. “新図書館整備基本計画”: 新しい県立図書館の整備. <https://www.pref.nagasaki.jp/object/kenkaranooshirase/oshirase/154743.html>, (2019-01-09).
- (36)山崎博樹. 秋田県立図書館による公民館図書室の活性化支援. 日本生涯教育学会年報. 2012, (33), p. 135-144.
- (37)茨城県立図書館編. 茨城県立図書館要覧: 平成 30 年度. 茨城県立図書館, 2018, 62p.
- (38)日本図書館協会図書館調査事業委員会. 速報 都道府県立図書館と政令指定都市の図書館の 2018 年度資料費予算額. 図書館雑誌. 2018,
- (39)茨城県立図書館編. 茨城県立図書館 100 年の歩み. 茨城県立図書館, 2003, 100p.
- (40)茨城県教育庁社会教育課編. 公民館図書室の整備と運営: 平成 2 年度. 茨城県教育庁社会教育課, 1990, 22p.
- (41)茨城県立図書館編. 図書館概要: 平成 5 年度. 茨城県立図書館, 1993, 109p.
- (42)茨城県立図書館編. 図書館概要: 平成 13 年度. 茨城県立図書館, 2001, 85p.
- (43)茨城県立図書館編. 図書館概要: 平成 14 年度. 茨城県立図書館, 2002, 81p.
- (44)茨城県立図書館編. 要覧: 平成 15 年度. 茨城県立図書館, 2003, 81p.
- (45)茨城県立図書館編. 要覧: 平成 16 年度. 茨城県立図書館, 2004, 84p.
- (46)茨城県立図書館編. 要覧: 平成 19 年度. 茨城県立図書館, 2007, 70p.
- (47)茨城県立図書館編. 要覧: 平成 20 年度. 茨城県立図書館, 2008, 70p.
- (48)茨城県立図書館. “団体貸出向けサービス”. 茨城県立図書館. <http://www.lib.pref.ibaraki.jp/guide/service/dantai.html>, (参照 2018-12-30).
- (49)茨城県立図書館. “学校関係者の皆様へ”. 茨城県立図書館. <https://www.lib.pref.ibaraki.jp/guide/service/school.html>, (参照 2018-12-30).
- (50)茨城県図書館協議会. “茨城県立図書館としての資料収集について（建議）”. 茨城県立図書館. <https://www.lib.pref.ibaraki.jp/gaiyo/kyougikai/files/kengisyo2017.pdf>, (参照 2018-12-30).
- (51)茨城県立図書館. “平成 29 年度茨城県立図書館図書館評価（指標）実績について”. 茨城県立図書館. <http://www.lib.pref.ibaraki.jp/gaiyo/toukei/shihyou/files/29-01jisseyi.pdf>, (参照 2019-01-09).

- (52)茨城県総務部市町村課編. 茨城県市町村概況: 平成30年度版. 茨城県総務部市町村課, 2018, 151p.
- (53)茨城県図書館協会編. 茨城の図書館: 平成23年度. 茨城県図書館協会, 2011, 70p.
茨城県立図書館. “茨城県図書館情報ネットワーク”. 茨城県立図書館. <http://ref.libnet.pref.ibaraki.jp/ILN/>, (参照 2018-12-31).
- (54)茨城県立図書館. “ご案内: 茨城県図書館情報ネットワークについて”. 茨城県立図書館.
<http://ref.libnet.pref.ibaraki.jp/ILN/info/index.html>, (参照 2018-12-31).
- (55)国立教育政策研究所社会教育実践研究センター. 公民館に関する基礎資料: 平成28年度. 2017. https://nier.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=1672&file_id=22&file_no=1, (参照 2018-12-31).
- (56)土浦市教育委員会. “土浦市図書館条例施行規則”. 土浦市. http://www.city.tsuchiura.lg.jp/inform/rules/reiki_honbun/e004RG00000275.html, (参照 2018-12-31).
- (57)桜川市. “市の概要”. 桜川市. <http://www.city.sakuragawa.lg.jp/page/page000140.html>, (参照 2019-01-05).
- (58)桜川市教育委員会. “真壁伝承館利用案内”. 桜川市. <http://www.city.sakuragawa.lg.jp/page/page002155.html>, (参照 2019-01-05).
- (59)大子町. “くらし・行政”. 大子町. <http://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/dir000003.html>, (参照 2019-01-05).
- (60)大子町. “読書のまち: 図書館「プチ・ソフィア」”. 大子町. <http://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page000219.html>, (参照 2019-01-05).
- (61)大子町中央公民館別館図書館「プチ・ソフィア」編. 図書館「プチ・ソフィア」現状と課題. 大子町中央公民館別館図書館「プチ・ソフィア」, 2018, 7p.
- (62)大子町. “八溝山周辺地域定住自立圏”. 大子町. <http://yamizosan.jp/index.html>, (参照 2019-01-05).
- (63)大田原市総合政策部政策推進課編. 八溝山周辺地域定住自立圏共生ビジョン. 大田原市, 2014, http://www.town.daigo.ibaraki.jp/data/doc/1415592791_doc_12_0.pdf, (参照 2019-01-05).
- (64)大洗町. “町の概要”. 大洗町. http://www.town.oarai.lg.jp/viewer/genre1-1_3.html, (参照 2019-01-05).
- (65)大洗町. “中央公民館図書室”. 大洗町. http://www.town.oarai.lg.jp/~syougai/syogai/info-752-278_3.html, (参照 2019-01-05).

- (66)境町. “境町の概要: 町政情報”. 境町. <http://www.town.sakai.ibaraki.jp/page/dir000074.html>, (参照 2019-01-06).
- (67)境町. “公民館: 教育・文化・スポーツ”. 境町. <http://www.town.sakai.ibaraki.jp/page/dir000056.html>, (参照 2019-01-06).
- (68)五霞町. “五霞のあゆみ: 町勢要覧 2011”. 五霞町. <https://www.town.goka.lg.jp/page/page000087.html>, (参照 2019-01-06).
- (69)五霞町. “五霞町中央公民館 図書室の利用について”. 五霞町. <https://www.town.goka.lg.jp/page/page001764.html>, (参照 2019-01-06).
- (70)美浦村. “美浦村のプロフィール”. 美浦村. <http://www.vill.miho.lg.jp/page/dir000038.html>, (参照 2019-01-06).
- (71)美浦村. “図書室”. 美浦村. <http://www.vill.miho.lg.jp/page/dir000690.html>, (参照 2019-01-06).
- (72)美浦村教育委員会生涯学習課. 美浦村子ども読書活動推進計画. 美浦村教育委員会. 2016, 22p.
- (73)河内町. “町政情報”. 河内町. <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/page/dir000008.html>, (参照 2019-01-06).
- (74)河内町. “市町村合併”. 河内町. <http://outmail01.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/machidukuri/gappei/jyu-tori/index.html>, (参照 2019-01-06).

【参考資料】 公民館図書室の統計情報（茨城県内の公立図書館未設置市町村）

番号	地区	名称	施設					奉仕人口 (2018.4.1) 千人	職員（2018.4.1） （ ）内は 司書有資格者			児童書・ コーナー 有 (○印)	コピー サービス (2018.4.1)	ネット接続 可能な 利用者端末 (2018.4.1)	公衆無線 LAN サービス (Wi-Fi)
			創設 (年月)	現館 開館 (年月)	構造・規模	延面積 ㎡	併設施設名		専任 人	兼任 人	臨時 人				
1	県北	久慈郡大子町 中央公民館別館図書室プチ・ソフィア	2005.4	2005.4	鉄筋2階	224.00		18	0	2 (2)	2 (0)	○			
2	県央	東茨城郡大洗町 中央公民館図書室	1982.3	1982.4	鉄筋2階	184.00	漁村センター・ 町民会館	17	0	1 (0)	6 (0)	○	○		
3	県西	桜川市 真壁伝承館真壁図書館	2011.7	2011.9	鉄板パネル付 鉄骨ラーメン造	635.00	資料館	43	2 (0)	0	3 (2)	○	○	2台	有
4		猿島郡五霞町 中央公民館図書室	1980.3	1980.3	鉄筋	117.00		9		1 (0)	1 (0)	○	○		
5		猿島郡境町 中央公民館図書室	1984.3	1984.7	鉄筋地上2階	274.70		25	1 (0)	1 (0)	3 (0)	○	○	3台(iPad)	有
6	県南	稲敷郡河内町 中央公民館図書室	1969.7	1990.6	鉄骨造地上1階	128.00	農村環境改善 センター・ 保健センター・ 農業者トレーニング センター	9		1 (0)	2 (0)	○	○		
7		稲敷郡美浦村 中央公民館図書室	1982.10	1999.3	鉄筋2階	277.00		16	3 (2)	1 (0)	1 (1)	○	○		有

※茨城県図書館協会編『茨城の図書館 平成30年度』より作成（一部は聞き取り調査結果による）

番号	名称	資料費 (図書・逐刊物・視聴覚費)			所蔵資料 (2018.3.31)						受入資料 (2017年度)							
		2017年度		2018年度		資料総数 冊(点)	奉仕人口 1人当たり 冊(点)	うち 一般図書 冊	うち 児童用 冊	うち 郷土資料 冊	うち 視聴覚資料 点	総受入 資料 冊(点)	うち 一般図書 冊	うち 児童用 冊	うち 郷土資料 冊	うち 視聴覚資料 点	雑誌 種	新聞 種
		決算 千円	予算 千円	奉仕人口 1人当たり 円	予算 千円													
1	大子町中央公民館別館 図書館「プチ・ソフィア」	2,000	2,000	111	39,432	2,190	23,768	15,281	211	172	1,747	1,030	700	16	1	20	2	
2	大洗町 中央公民館図書室	4,956	5,256	307	31,286	1,840	22,335	6,324	2,354	273	1,216	804	355	24	33	6	3	
3	桜川市真壁伝承館 真壁図書館	2,034	2,100	49	30,336	0.705	16,451	12,913	663	309	176	107	48	21	0	31	0	
4	五霞町 中央公民館図書室	513	612	68	20,078	2.231	8,624	11,454			365	177	188			7	2	
5	境町 中央公民館図書室	3,446	3,875	155	30,377	1.215	24,001	5,916	292	168	913	645	266	2	0	18	6	
6	河内町 中央公民館図書室	91	100	10	13,319	1.460					105						1	
7	美浦村 中央公民館図書室	3,279	3,480	2,175	53,965	3.372	35,927	15,477	1,530	1,031	2,411	1,596	748	6	14	42	5	

番号	名称	個人貸出(2017年度)									団体貸出(2017年度)			参考業務		
		登録者数			貸出者数		貸出冊数				団体数		貸出冊数 冊	口頭	電話	計
		登録者数 累計(人)	うち 児童数(人)	有効期限 (有・無)年	貸出者数 (人)	うち 児童数(人)	総貸出冊数 (冊/点)	奉仕人口 1人当たり(冊/点)	うち 児童用(冊)	うち 視聴覚資料(点)	登録 団体数	利用 団体数				
1	大子町中央公民館別館 図書館「プチ・ソフィア」	3,878	229	無	7,132	956	23,856	1.325	8,347	3	106	271	5,684	0	0	0
2	大洗町 中央公民館図書室	1,098	448	2	6,309	1,955	20,945	1.232	8,907	1,362	0	0	0			0
3	桜川市真壁伝承館 真壁図書館	3,003	300	3	7,500	1,131	32,355	0.705	21,405	1,290	53	24	768	3	0	3
4	五霞町 中央公民館図書室	2,994	67	無	102	29	3,803	0.422	202		0	0	0			0
5	境町 中央公民館図書室	7,338	46	無	7,365	300	16,804	0.672	8,096	1,231	7	95	168			0
6	河内町 中央公民館図書室	736			591		1,568						0			
7	美浦村 中央公民館図書室	3,979	526	村内在住者 5年 ほか1年	16,122	3,107	21,305	1.420	7,516	1,031	113	154	2,114	0	0	0

番号	名称	図書室開室時間	図書室閉室日	貸出冊数, 期間など
1	大子町中央公民館別館 図書館「プチ・ソフィア」	10:00～18:00	月曜・木曜・年末年始	5冊まで、2週間
2	大洗町 中央公民館図書室	9:30～18:00	月曜・年末年始 図書整理期間(9月第2週目) 生涯学習フェスティバル(3月第1日曜)	図書・紙芝居(1人5冊まで、2週間) ビデオ・DVD(1人2点まで、1週間) ※ビデオ・DVD貸出は小学生以上 大型絵本(団体で5冊まで、2週間)
3	桜川市真壁伝承館 真壁図書館	月～金 10:00～18:00 土日祝 9:00～17:00	年末年始・図書整理日・蔵書点検期間	10点まで(雑誌は2点、視聴覚資料は2点まで) 図書・雑誌は2週間、視聴覚資料は1週間
4	五霞町 中央公民館図書室	火～金 9:00～20:00 土日祝 9:00～17:00	月曜(祝日の場合は翌平日) 年末年始	5冊まで、15日間
5	境町 中央公民館図書室	9:00～19:00	月曜(祝日の場合は翌平日) 年末年始	3点(本・DVD等含めて)まで、2週間 (新刊書・DVDは1週間)
6	河内町 中央公民館図書室	火～金 9:00～17:00 土日 9:00～16:00	月曜・祝日・年末年始・イベント時	5冊まで、15日間
7	美浦村 中央公民館図書室	火・木～日 9:00～17:00 水 9:00～19:00	月・祝日(月曜の場合は翌火曜) 毎月最終火曜, 蔵書点検期間 年末年始, 館長が認めた際の臨時休館日	本・紙芝居・雑誌 15点まで 15日間 ビデオ 5点まで 15日間 DVD 1点まで 8日間(村内在住者のみ)

